

平成25年9月18日（水）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| | | | | |
|-----|----|----|-----|---------|
| 1番 | 堀 | 武 | 2番 | くまがいさちこ |
| 3番 | 西岡 | 一成 | 4番 | 庄田昭人 |
| 5番 | 森 | 治久 | 6番 | 棚橋敏明 |
| 7番 | 広瀬 | 武雄 | 8番 | 松野藤四郎 |
| 9番 | 広瀬 | 捨男 | 10番 | 古川貴敏 |
| 11番 | 河村 | 孝弘 | 12番 | 清水治 |
| 13番 | 若井 | 千尋 | 14番 | 若園五朗 |
| 15番 | 広瀬 | 時男 | 16番 | 小川勝範 |
| 17番 | 星川 | 睦枝 | 18番 | 藤橋礼治 |

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | | | |
|--------------|----|----|------------------|----|----|
| 市長 | 堀 | 孝正 | 副市長 | 奥田 | 尚道 |
| 教育長 | 横山 | 博信 | 企画部長 | 森 | 和之 |
| 総務部長 | 早瀬 | 俊一 | 市民部兼 兼南庁舎管理部長 | 広瀬 | 充利 |
| 福祉部長 | 高田 | 薫 | 都市整備部長 | 弘岡 | 敏 |
| 調整監 | 白河 | 忠良 | 環境水道部長 | 鹿野 | 政和 |
| 会計管理者 | 宇野 | 清隆 | 教育次長 | 高田 | 敏朗 |
| 監査委員 事務局長 | 松井 | 章治 | | | |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | | | |
|--------|---------|---|---|---|-----|
| 議会事務局長 | 田 宮 康 弘 | 書 | 記 | 泉 | 大 作 |
| 書 | 記 | 今 | 木 | 浩 | 靖 |

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様方、早朝よりありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

6番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

ただいま星川議長より質問の許可をいただきましたので、議席番号6番 棚橋敏明でございます。質問をさせていただきます。

それと、どうも早朝から傍聴の皆様、ありがとうございます。ようこそお越しいただきました、ありがとうございます。

私、本日は4つにつきまして質問させていただきます。

1番目として東京都瑞穂町との交流について、2番目としまして自主財源強化について、3番目として学校について、4番目としてゲリラ豪雨について、この4つを質問させていただきます。

まずその最初、先月の8月28日、私たち議員で議員研修に東京都の瑞穂町へ行ってまいりました。そして、多くの学びを議員の方からさせていただきました。その議員の方々、そして石塚さんという町長さん、そして教育長さん、この方々からモラルある姿勢、ノーサイド精神、そしてせんだってのオリンピックの招致活動のときに、滝川クリステルさんが言っていた「お・も・て・な・し」、この本当に東京のおもてなし、こういったものを隔々で感じることができました。非常に意味のある深い深い研修であったと思います。この研修の思いを、またこの研修をこれからも続けていただきたいということを前提に、これからの質問をさせていただきます。

それでは、ただいまよりは質問席に移させていただきます。

まず最初に、この瑞穂町と提携されました大規模災害時相互応援協定は、具体的にはどのような協定なのか、お教えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

私どもが防災協定を締結しました東京都西多摩郡瑞穂町は、東京都心から西北に約40キロに位置する、狭山丘陵にある豊かな自然と多くの動植物が生息する、心に潤いを感じさせる魅力あふれるまちでございます。

人口は、今3万9,000人ということで、今まで人口もどんどんふえてきていましたが、今少しづつ波を打っておりまして、今後はどうなるかということでございますけれども、本当に丘陵の中にある緑がいっぱいのすばらしいまちであろうかと思えます。

8月27日、28日と市会議員の皆さんがこの東京都瑞穂町を訪問されて研修をされました。石塚幸右衛門瑞穂町長さんを初めとする心温まる職員の皆さんのお出迎えに、多くの方が感銘を受けられ、棚橋議員からは、ぜひ防災にとどまらず、文化、教育、学校、市民レベルでの交流をぜひ進めていただきたいと。2日間の研修で、ここまで棚橋さんを動かしたその理由というのは、よほどのおもてなしだったのだろうと私も思っております。

さて、1つ目の質問についてのお答えでございます。

ことしの1月31日に防災協定を締結しました。その応援の内容は、食料、飲料水、その他生活必需品、防災資機材、車両の提供、応急対策に必要な資機材・車両の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材・物資の提供、応急復旧に必要な職員の派遣、児童及び生徒の受け入れ、被災者の一時収容のための施設の提供、ボランティアのあっせん等が入っております。また、定期的に連絡会議、そして防災訓練等の参加も今後実施をしたいということで締結がなされています。

締結以来、私ども瑞穂市で少し雨が降りますと、向こうからいつも電話がかかってきます。実をいいますと、もう電話が4回かかってございまして、先日のゲリラ豪雨でも9月4日には担当の課長さんから、9月5日には担当の部長さんからということで、こちらの状況に心遣いをいただいております。そして、向こうの町長さんとか、また職員の方、本当に瑞穂市のことをよく研究し、勉強しておられますので、私どもも今後1年交代ぐらいにそれぞれ訪問差し上げて、向こうの地理とか防災の状況も含めて研修を進められたらどうかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

どちらが花婿でどちらが花嫁かわかりませんが、本当にいい関係ができるんじゃないかなと思います。特に、ゲリラ豪雨のときにお電話をいただけた心遣いというか、それも一つのあの方々のおもてなしじゃないかなと思います。非常にうれしいものを感じます。

さて、この瑞穂町へ行ってまいりましたら、日光街道、そして江戸街道、青梅街道と古くよ

り街道で栄えたまちだと私は察しました。ですから、非常に文化が、お公家文化ということはないかもしれませんが、そういった本当におとなしい、しとやかな文化というか、素晴らしい文化があるように思うんです。ですから、こういった部分で、もっと文化、教育、それから学校、こういったところで私は交流が深まればと思うんですが、そういった計画はございますでしょうか、お教えてください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員の東京都瑞穂町との交流についての御質問にお答えをいたします。

東京都瑞穂町とは、先ほど総務部長からの答弁にもありましたように、ことしの1月に大規模災害時における相互応援協定を結びました。また、瑞穂町でも交流を願う声もあるようです。ことしの5月には、瑞穂市が合併10周年記念式典において、瑞穂町から町長さん、議長さんに来てもらい、市民の皆さんにも御紹介をしました。その際、発表された市民の歌を、今東京都の瑞穂町のほうでは歌詞をかえて歌っていただけるというようなことや、お互いのまちの交流が続いているという状況になります。

先般、市議会のほうから視察訪問されたと聞き、次第に災害時応援協定からさらに友好的な発展にというような機運も出てきております。

棚橋議員の御質問の文化、教育、学校などの交流についてですが、具体的な計画については先方の瑞穂町とのお考えもあるでしょうが、瑞穂町には、先ほど議員さんおっしゃられましたしとやかな文化、教育という先進的な取り入れをされていることがたくさんあると聞いております。よい取り組みを取り入れることはいいのではないかと考えています。

午後から、若園議員さんからの質問で、職員の交流や研修の質問もありますが、職員がいろんな情報が得られれば、はっきりとした交流計画もこれからできると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 今聞きましたら、これからいろんなおつき合いを探ってやっていこうじゃないかなと感じました。本当に私、特に先方のまちを見ていまして、そしてまた議員の方々を見ていて、私たちの瑞穂市の議員さんには議員さんのよさがあるんですが、やはりあの方たちには人の話を聞こうという姿勢が物すごくよく見かけられるんですね。やはり聞き上手というか、本当にきっと議会としておつき合いしてもいい勉強になるんじゃないかなと私は思います。

やはり、議員というのは、ついついなかなか聞く耳を持たない。自分の主張はできる、けどなかなか聞く耳を持たないという部分が大なり小なりあるのかなとったりするものですか

ら、そういった部分で、また議会を見てみたりとか、向こうの全員協議会を見てみるとか、何かまた学びもできるんじゃないかならうかなと思っております。

それと、あともう1つ、私たちもいろんなフェスタとかいろいろやっているわけなんです、そういった市民レベルでのおつき合いとか、東京都はこれからオリンピックも当然あるわけなんです、そういったことに先駆けての市民レベルでの何かお考えというのは市のほうにあるでしょうか、お教えてください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 市民レベルでの交流につきましても、先ほどの御質問と同様になりますが、いろんな情報を得て、市民同士が交流できる機会をどうつくっていくか、自治会、各種団体とか、さらに市民の皆さん、交流するテーマや目的も必要になると考えますので、どのようなことができるのか、どのようなことから始めればいいのかを検討していきたいと考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 本当に今回の研修、それと同時にこの瑞穂町と瑞穂市、瑞穂という字が同じということで、それで瑞穂という言葉自体が非常に縁起のいい言葉だということで、それで交流が深まったと聞いております。

それで、これからのことですが、なかなか本当にこういったすばらしい交流って少ないと思うんです。帰りのバスの中で、議員の方々の声を聞いていても、誰一人瑞穂町を見下げた言い方をされる方もおられませんし、みんなが本当にそれぞれの思いで何かの学びを身につけられたと思うんです。これは一つの本当にすばらしい縁だと思うんですね。

むしろ、私はですからこういったことをこれから市民の方々、そしてもっと大きくこの岐阜県の県民の方々にも、他のまちとこういったおつき合いができるんだよということを、もっと例えば岐阜新聞とか中日新聞に、そういったマスコミの方々にも理解していただいて、岐阜とそれから東京の縁、そしてまたこういったおつき合いの形があるんだよということを、どうしても今、どこの市町も海外との交流ばかり考えておられる嫌いもなきにしもあらずです。でも、この日本の国内においてもこういったおつき合いが発生していくんだ、生まれていくんだよという姿をどこかでPRしていただきたい。それが、また瑞穂のやっぱり努めでもあるし、またこの瑞穂のまち、瑞穂市自体がすばらしい瑞穂市だよという、やっぱりこの岐阜県内でのPRにつながっていくと思うんですが、そういった活動を本当に企画部長に今後行っていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員おっしゃられるように、瑞穂町と防災協定を結んだことと

というのは、本当に価値があったとっておりますので、そのあたり、進めていきたいを考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） それでは、瑞穂町とのこれからの交流、どうかよろしくお願ひしたいと思ひますし、それから市長におかれましても、先方の石塚町長さんと非常にニュアンス的に気持ちが合っているような感じもいたしますので、どうか双方の方々で話し合ひていって、まちとまちがおつき合ひできるように発展させていただきたいと思ひます。

それでは、その次に、時間の関係もございますので移らせていただきます。

せんだつての監査委員さんのほうから、自主財源を大事に下さいよという御提言がございました。ずうっと自主財源が減ってきたのが、やっどこさそれが持ち直しつつあるから、この機会を捉えて自主財源の大切さを再度認識してくださいという提案がございました。それは、せんだつての報告の中の結びに入っておりますが、皆さんもよく御存じだと思います。

その自主財源のことにつきまして、一部お聞きしたいことがございますので、よろしくお願ひいたします。

まず 1 番としまして、企業の誘致、店舗の誘致、そして学校及び学園の誘致、こういったものに関します考え方とか計画、毎回毎回私も議会のたびに尋ねておりますが、どのようなものが新しく生まれたのか、なかなかそういった行動ができないんだとか、そういったことを正直におっしゃってくださいませ。よろしくお願ひいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 私どものほうからは、企業誘致、店舗誘致についてのお答えをさせていただきます。

最近の景況感として、特に製造業全体では円安による収益面で改善傾向にはあるものの、原材料価格の上昇なども併い、依然厳しい状況にあると考えております。

しかしながら、当市においては平成23年4月1日施行の瑞穂市企業立地促進条例を利活用した案件、ギフ加藤製作所、それからタイケイ商事の2件を確保しており、また施設拡充計画のあるキッコーマンソイフーズ株式会社については、本条例の適用に向けての事前協議を進めている状態でございます。また、平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行され、再生可能エネルギーを有効利用した発電施設の普及に向けて各業態が動き始めている中、当市においては、県の林地の残材、間伐材といった未利用材を燃料とする木質バイオマス発電事業について、岐セン株式会社が岐阜県の支援を受けました総費用29億円の計画は、新聞でも報道されたものでございますが、いずれも固定資産税の収入増や雇用機会の拡大に大きく期待するものでございます。

店舗などの商業施設については、ドン・キホーテ瑞穂店、それからゲンキー巣南店の市内誘致が完了しております、議員もまた御存じのとおり、名古屋紡績跡地への株式会社カーマの進出がございます。以上です。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校、学園の誘致ということでございますけれども、瑞穂市に高等学校がないというのは、教育長としては大変寂しい思いをしております。

しかし、この立地条件といいますか、近く岐阜市、大垣市、それから本巣市のほうに立派な高等学校がいっぱいあって、現在少子化が進んでいく中では、県のほうで新しく高校をつくるという動きは聞いておりません。

また、私立の学園等の進出についても、そういう話があったらうれしいんですけども、現在のところはありません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 部長、そして教育長、ありがとうございました。

特には、教育長のほうから高校ということをお話になっていただきまして、以前より本当に、私も瑞穂を愛する人たちをつくるためには、一貫して小学校、中学校、そして高校、どうしても高校で外へ出てしまうんですね。それから、大学は朝日大学があります。そういった意味から、本当に高校が誘致できたりとか、それからせんだって幼稚園のこともありましたが、ああいった幼稚園を本当に、遊んでいる土地といいますか、何とか有効利用しながら他の市町から幼稚園を誘致できないかなあと思ったりもするんですが、何分にも本当に高校という名前をまず出していただけた、そういったことで教育長が言葉を選んでいただけたというのは物すごくうれしいです。決して教育長の中に高校というのは必要ないんだよという言葉でなしに、いずれかは要るんじゃないかということも含んだ上での回答じゃなかったかなと思いますので、ありがとうございます。

続きまして、観光事業なんですけど、ぱっと観光事業といいますが、この瑞穂の中に、ほんなら何があるんやと言われてたら、本当に何も無いと思うんです。私もそう思っていました。

しかし、せんだってこの建物の中で、朝日大学の先生をお呼びして講演を設けたときがあったはずで、勉強会がですね。そのときに、もう一度足元を見直してみてくださいと、私は外から来た人間ですと。非常にここにはいっぱい観光資源がありますよと言われてました。それでも私は本当、不思議に思いました。この人、まあようはそんなおべんちゃら使って、このまちにごまするなと思ったんですよ。

でも、その方が言われた中で、こういったことがあります。まず中山道、そして別府観音と寺院ですね。それから、私これは本当にそのときに初めて聞いたんですが、条里制。確かに、

条里制ありますね、何条、何条とって、それで満条道というのがあるわけですから、条が満つるから満条道ですから、十七条、十八条、そして満条道と。ですから、条里制があることはもう間違いないと思います。それから、桜が育ちつつあります、桜の街道。

このような観光事業が、育成できる手前まで来つつあると思うんですが、これに対していかがお考えでしょうか、お答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 今、棚橋議員が言われたとおりでございますが、瑞穂市には小簾紅園や伊久良河の宮跡などの名所・史跡、それから富有柿の原木や藤九郎銀杏などの天然記念物、それに加えて各地域で開催されております文化的な催し、お祭りなど、数多くの観光資源がございます。それは瑞穂市のガイドマップ等々でも紹介されております。

これら観光資源を市民・企業参画の秋の大型イベント「みずほふれあいフェスタ」を発信の活動の場として、市民の方には瑞穂市の魅力を再認識していただきまして、また市外へのPRの場としたいと考えております。

また、県観光連盟や美濃中山道連合会などの県内の観光組織を活用して、広域的なPR活動も今までどおり行い、先ほど東京都の瑞穂町のことも言われましたが、そこへ特産品等も含めた多くの情報を発信いたしまして、瑞穂市のPRに努力していきたいと考えておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 私、思うんです。何回も何回も、私もよくこれに似たことを言ってきているんですが、ちょっとした壁があったら、もうそれでやめてしまわれるんです、今までは。だけど、本当に熱意を持って、これでもかこれでもかというふうに進めていっていただきたいと思いますし、例えば以前の中山道の松並木のことでそうですが、御近所から反対が出たからで、それで終わってしまうんですね。そうじゃなしに、それじゃあ、その方々をどうやったら説得できるのか。それから、もしもだめならだめで対案を何か考えられないのか。やっぱり熱意を持っていただきたいんです。やはり、燃えるような熱意を持てば、絶対相手さんを口説けると思うんですよ。どうか熱意を持って、それでやっていっていただきたいなと思います。

とにかく観光資源を何とか、瑞穂にはこんな財産があるんだよということを、もっとマスコミを利用してされたいかがででしょうか。よく、例えば新聞に西濃地区紹介とか、よくそういった特集があるじゃないですか。ああいったものを目ざとく、例えば中日さんはいつやと、岐阜さんはいつ出すんやと。そういったことはあらかじめ、もう本当にこちらからリクエストしちゃって、頼むから瑞穂市たくさんページとってよと、どえらいいいいネタがあるんやでと言うて、やっぱりもっともっと売り込みを図ってほしいんですよ。何か皆さん真面目過ぎるという

か、おとなし過ぎると思うんです。1回来れば、必ずまたリピーターになってくれますので、まずはとにかく売り込みを図ってください。それで、今回だけは本当に、やっぱり言いわけしやなしに、何とか努力しましたよ、こんな努力をしたんですよという、何か結果を出していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市街化調整区域の活用とか活性ということ、ちょっと一言申し上げさせていただきます。

というのは、私、下穂積という集落に住んでいるんですが、新家がづくりにくくなりまして、ここ最近、お葬式だけでも、この5月から6件ありました。それで、ほとんど新家が住んでおられませんから、その本家に皆さん集まられるんですが、ほとんどの方々が遠くでも住まいを持っておられます。それで、このような本当にたくさんの方が亡くなられましたら、私たちのこの調整区域の村とか集落、ここの自治会は本当に成り立たなくなっていくと思うんですよ。やっぱり衰退の一途をたどると思います。極端なことを言ったら、もう過疎になっていってしまうんですね。それも、国道と見間違えるぐらいの立派な本巢縦貫道が通っているところでこんななんです。これで、本当に人がどンドンどンドン減って行って、ふえることはまずあり得ないんですよ。

ですから、この都市計画自体が本当に正しかったのかどうなのか。もっと国とか県に物を言っていて、それで、せめてこの中でもできるようなものはあるわけですね。例えば病院、介護施設、そして幼稚園とか、そういった園関係もできるでしょう。何かそういったもので力のかしていただく。また逆に、その都市計画自体を何とかこの市の力でお上のほうへ申し上げて、何か特区の申請をしていただくとか、何かとにかく、この集落を助けるという意味で、何かそういったお考えをしていただければ、また市街化調整区域も生きてきますし、生かすことができれば税金もまた上がってくるわけですので、そういった計画とか、何かそういったものはないでしょうか。これは本当に、皆様方にすぎるような気持ちで願ひするわけですが、何か計画とか、こういった道順があるよということがありましたら、お教えくださいませ、願ひいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） この質問に関しましては、以前にも受けておまして、市街化調整区域に関しましては、平成20年に策定いたしました瑞穂市の都市計画マスタープラン等に基づきまして、計画的に進めているところでございます。今、議員が言われる只越、穂積、祖父江、横屋地区の市街化調整区域に関しましては、優良農地や良好な自然環境を保全し、既存集落と農地の共生を図る地域と位置づけられております。

今後に関しましては、今言った調整区域のところは各地区の特性や社会経済情勢の変化などを見ながら、土地区画整理事業等を活用した施策も踏まえた都市計画マスタープランの見直し

を行い、適正な土地利用を図っていくことが必要であると考えておりますので、御理解願います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 毎回、本当に同じ答えしか出せないと思うんですが、それはよくよく承知はしております。

だけれども、努力をしてください。そして、熱意を持ってください。とにかく、そこの集落を助けるんだという気持ち、それと同時に、例えば今、調整区域のところへ入りましたら、途端に静かになってしまいます。これは、国道21号線もそうですし、本巣縦貫道もそうです。本当に生きた宝の持ちぐされになっちゃうんです。長い長い、これから10年先、そういった瑞穂市を考えてみてください。そのときに、本当に生きてくると思いますので、どうか今から県、そして国、そういったところにどんな方法があるのか調べてみてください。そういった一つ一つのことが積み重ねになっていく可能性もあります。今は本当に下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるかもしれません。だけれども、撃たなければこれは何にもなりません。ですから、どうかそのような熱意を持っていただきまして、また次の議会で言われなきゃならないと思いつつも、何とか情報をつかんでいただきたいし、こんな道があるんだ、あんな道があるんだと、どうか道を探ってくださいませ、お願いいたします。

その次に入ります。

広告での収入、例えばせんだって、私たちは南アルプス市へ行ってまいりました。グラウンドのことで行かれた、またそのことも学びではあったかもしれませんが、私としてはあくまでもネーミングライツ。やはり、少しでもそこの維持費に、人に貸して、企業に貸して、そこに名前をつける、そのことによって財政が多少でも豊かになる。例えば、岐阜でもそうですね。昔の県民体育館、これはもう名前が変わっております。あるスポーツの企業さんのお名前になっています。そのように、少しでも収入が得られるように。

極端なことを申し上げますと、例えば今、岐阜市では、公園にみんな、例えば砂場があるとしたら、砂場の横にはもう自販機があります。以前は、そんな子供に清涼飲料水なんか飲ますもんじゃないということで嫌われたケースもあったかもしれません。でも今は、熱中症ということを考えれば、やはり公園の中に自販機を置く方がいいということにもなっております。ただ、この自販機すらも考えようによたらいい広告の媒体になります。ですから、置いていただいてなんぼ、そしてそこに広告を書かせていただいて幾ら。例えば、そういった企業を募ることも可能かなあと思います。

そして、役所の中での封筒。今は提供していただいたの封筒かもしれません。だけれども、そこにお名前を入れさせていただいて、それに料金をいただく。例えば、もちろんその中におか

しな企業のお名前を入れるわけにはいきません。けども、やはり司法書士さんのお名前とか、そういった事務所のお名前とか、一番当たりさわりのない企業にそういったところは担当していただければいいわけですから、そういった広告収入、これをもっともっと広げていくことはできないのか。

例えば、駐車場は山ほどあります。それから、生津のスポーツ広場。それから、例えば今後できるかどうかわかりませんが、昨日も話題になっておりました大月のグラウンド。あのかいわいにも延長線にしたらすごい距離数があります。円周というのか周囲といったら、何メートル、何百メートルでしょうね。あそこで広告を賄う。それでかなりのお金が入ってくる。だから、グラウンド自体も貸してもいいんじゃないかなと思います、お名前だけです。そうすれば、それで例えば100万いただく、50万いただく。なかなか税金で50万、100万いただけないもんです。どうかそういったことにお考えがあるか、またそういったものを進められるものなのかどうか、回答いただけるとありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員さんの広告収入の御質問にお答えをいたします。

棚橋議員さんからは、広告収入の確保の観点から、ネーミングライツの御質問を受けてから、もう1年以上過ぎてしまって、大変申しわけなく思っております。

私もこの7月、8月には、地方公共団体における歳入の確保の研修に行ってきました。

まず、これからの公共施設のあり方、考え方は、いつも議員さんから言われておりますが、家族でできることは家族で、家族でできないことはコミュニティーで、コミュニティーでできないことは市で、市でできないことは広域行政や周辺自治体、あるいは民間企業との連携をすることを基本にした考えになります。

これから起こる2つの構造変化、少子化と高齢化対策に、限られた資産をいかに有効に活用するかが課題になります。

そんな中で、PPPの手法を用いた自治体経営の必要性が高くなってきています。

PPPとは、パブリック、プライベート、パートナーシップの略になり、新型官民連携というもので、官と民が対等な立場で共に考え、共に行動するものになります。

このPPPの事例には、岩手県紫波町のオーガールプロジェクトとか、横浜市の共創「横浜の明日を共に創る」というようなものが有名ですが、施設の更新や改修に民間の活力が注入されるというものになります。

このPPPの枠組みの中に、指定管理者制度や第三セクター、PFI、ネーミングライツ、企業広告などが含まれます。

そこで、まず企業広告を得ることですが、地方公共団体には広告として活用できるものが多いと言われております。既に広告は提供されて、実施はしておりますが、公共施設内の玄関に広

告を入れたマットを敷くとか、有料の掲示板、エレベーターのドアや内部に広告を出すとか、水道の検針票、広報みずほにも、広告が入ると紛らわしいんですが、1ページそのまま広告だけのページをつくるというようなことも考えていきたいと思います。さらに、市バスの中や外部、バス停、給食運搬車などがあります。

また、市の指定のごみ袋に広告とか、母子手帳のカバー、保険証のカバーなども制作費用を賄うことができればいいものもあります。学校給食の献立表もいいという意見もあります。

さらにですが、ネーミングライツについては、いきなり市の施設に企業名が入るということは、市民の皆さんには混乱し、収入があっても市民にとっては不評となりかねません。小規模なもの、地域貢献型のネーミングライツというものがあり、そのあたりもよく調査・研究して、職員も市民の皆さんも、企業広告やネーミングライツになれること、なじむことも必要かもしれません。

長い答弁になりましたが、少しずつ課題があると考えられますが、まずできることから努力し、熱意を持って少しずつ取り入れていきますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 積極的にとにかくやっていただけるというものを、物すごく今感じましたので、ぜひともとにかくお願いいたします。それで、とにかく形にあらわしていきましょうよ。とにかく少しでもお金になること。やはり、役所というのは、もう企業と一緒にだと考えておいたほうがいいと思うんです。ですから、ある程度、とにかくお金にする。そういったことをよろしく願います。

それから、その次に移らせてもらいます。

瑞穂市、とにかくPRが下手なんです。こんなにいいまちなのに、例えば外の人から来てから、瑞穂って明るいねと言うんですね。それは、もう街灯をいっぱいつけたからなんです。こういったことが外の人から来て初めてなんです。

けども、今本当に多くの方々が、岐阜にも瑞穂ってあるんやねと、瑞浪しかないと思っておったという人までいるんですよ。それはなぜかといったら、名古屋に瑞穂区があるからなんです。例えばこういったものを打破していくためには、私はもっとこのまちが、とにかく健康には力を入れているんだよとか、何かに力を入れているよという全国的にアピールするものが必要だと思うんですよ。

例えば、今だったらAED。これを平米当たりで日本一設置しているまちやと。AED1基当たり幾らですか、僕ちょっとわかりませんが。けども、平米当たりで日本一になろうとしたって、そうお金はかからないと思います。でも、マスコミは絶対取り上げてくれますし、それだけ健康に力をかけているまちだというふうで見えてくれると思うんです。

こういったことに対して計画はありますか。とにかく瑞穂市を売り込むことについて、何かありましたら報告をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 地域のPRについてですが、話題性のあるまちづくりとして、瑞穂市の自慢とか地域おこし、先ほどの観光PRにもつながると考えています。

ことし10月にですが、伊勢神宮のほうでは、20年に一度の式年遷宮が行われる予定ですが、実は伊勢神宮に葬られている天照大神は、今から2000年近く前に瑞穂市の居倉、伊久良河宮に4年間滞在しておりました。垂仁天皇が倭姫命に天照大神を祭る地を求め、大和から伊賀、近江を経て、この居倉の地に移りました。神様のふるさと瑞穂市、伊久良河宮になります。天照大神の神輿（みこし）を御船代石という石に安置したということで、現在もその代石があり、神が宿る石としても価値があります。

このようなことを、昨年、伊久良河宮をPRしていきたいとふうに考え、岐阜新聞とか広報のほうに掲載してPRをしたということで、市としてもこれが縁結びのということで、パワースポットにということで、一応PRもしたいと考えております。

棚橋議員が御指摘の日本一を見つけるということで、サボテンの日本一というのもありますし、観音院の大ちょうちんも日本一ではないかと聞いております。10周年記念事業の中で、富有柿を使ったレシピも募集しておりますし、このレシピなどをB級グルメとしてPRしたり、富有柿をPRすることも話題ができるまちづくりじゃないかと考えております。以上、答弁とします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 本当にありがとうございます。

とにかく今答弁されたように、その気持ちをずうっと持ち続けてもらって、とにかく熱意を持ってやってくださいませ。

それで、恐らく今の中にマスコミに対する宣伝とかPRも含んで、今御回答いただけたと思いますので、6番目にマスコミへの計画はという部分がございしますが、部長よろしいですか、それはお答えいただいたということで。

それじゃあ、その次ですね。学校についてというところへ質問を移らせていただきます。

まず、この猛暑ですね。きょう現在はすごく極端に涼しくなりましたが、とてつもない猛暑でした。私はもう本当に、猛暑とお葬式と関連があるのかどうかわかりませんが、お葬式ばかり本当に御参列させていただきました。本当に悲しい経験をさせていただいたわけですが、果たして子供たちはどうだったのか、もう心配でなりません。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

午前シフト授業の結果、エアコンの必要性を感じられたかどうか、まずそれをお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 夏休み前の異常な暑さを避ける形で、瑞穂市全小・中学校において、午後の授業をカットした午前授業の実施を今年度行いました。結果、午前の授業ということで、児童・生徒も教職員も集中力が維持できたと聞いております。

小学校では、午後からプールや読書、学習相談等を行うことができました。中学校においても、部活動を中心として取り組みが充実できたと報告を受けております。

次に、エアコンの必要性ということですが、今回、夏季の暑さ対策に係る夏季休業日前後の午前授業を試行したわけですが、本年度のような35度、37度といった、そういった猛暑日が続いたということで、児童・生徒の学習意欲の低下、それから教育活動に影響が出るといったこと、それから熱中症等、児童・生徒の生命にかかわる大きな問題も心配されるところです。

先般8月に開催いたしました教育委員会の定例会において、教育委員全員が、今後教室へのエアコン設置も必要であるという意見をいただいております。

そのことも踏まえ、今後教育委員会といたしましては、初期費用、維持管理費等、財政に係る負担は大変大きくなると思いますが、夏季休業日を挟む午前授業も進めながら、教室へのエアコン設置を検討していきたいと考えています。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） どうも教育長、ありがとうございました。

ということは、次年度に向けてエアコンの必要性を感じたということで、もうエアコンをつけなきゃいけないんじゃないかというところに教育長及び教育委員会の方々の御意見が一致してきたということの御報告を今いただいたものにとってよろしいでしょうか。

それじゃあ、それだけ前向きの御返事をいただきましたので、ちょっと過去のことにはなりませんが、熱中症の人数とか、それから猛暑時の教室の中の様子を見られたかということについて、ちょっとだけ簡単でいいですから触れてください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 熱中症の発生につきましては、屋外の活動では、この暑さの中で、教師の説明とか指導の後、テントの中で日陰を求めたり、活動時間中にもかかわらず何度も給水時間を確保することに努めました。屋内の活動でも、給水は必ずするように呼びかけや見届けを徹底したところで、部活動の試合中ですが、1件病院に運ばれた例があります。そのほか、学校生活において、重篤な熱中症の報告はありませんでした。

次に、教室内の様子ですが、昨年までの教室では、扇風機は回り続けるものの、学習には厳

しい環境になり、3階の教室にもなると、その劣悪な環境に耐えられない状況にありました。そのため、少しでも学習効果を上げるよう作業的な学習を工夫するなど、配慮せざるを得ない状況でした。特に午後についてはですね。

今年度は、午後からは楽しい活動とか部活があるという意識も働いて、午前中の涼しい中で集中して授業に取り組んでいました。午後からは、先ほどと重なりますが、プールや読書、それから中学校では、3年生最後となる中体連前の部活動の時間が確保され、充実感に満ちて取り組んでいると、そういうふうに確認をしております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

本当にきめ細かに報告していただきまして、ありがとうございます。

特に、3階のことを別個に報告していただいて、ありがとうございます。やっぱり、3階があるからこそ、2階、1階がある程度涼しさが保たれている。ということは、それだけ3階が熱をとめてくれているということで、非常に暑かろうと思うんです。ですから、それを率直に報告いただきまして、ありがとうございます。

ですからこそ、エアコンの必要性ということで、もうとにかくエアコンを設置するんだということになっていただけたんじゃないかなと思いますが、その次の質問が、エアコン設置の回答をいただけると思っていなかったものですから、ちょっとそれを前提にしますと質問の内容がおかしいんですけども、お答えいただきたいものですから、一応申し上げます。

学校には大きな屋根、それから屋上、そして敷地、グラウンド、そういったものがさまざまありますので、実際エアコン設置に6億、そしてエアコンのコスト、これが約2,000万円要ると聞いておりますので、こういったことの相殺にできるんじゃないかなというふうに思うものですから、太陽光の発電、これに対して、ちょっと試算はあるのかどうか。このエアコン設置につきまして、やっぱりこれも太陽光も発電しないと、多少でもやっぱりコスト的に楽にならないんじゃないかなとか、そういったお考えもあるのかどうか、また試算はしたことがあるのかどうか、そういったことをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

学校における校舎の屋上、体育館の屋根、グラウンドへの太陽光発電の設置ということですが、まずグラウンドにつきましては、屋外で行う体育や運動会のほか、昼休みの児童・生徒の遊び場として学校生活に欠かせない場所であるということで、太陽光発電の設置には適切ではありません。また、校舎の屋上についても、穂積中学校、巢南中学校、西小学校、そして本年度、穂積北中学校に太陽光発電を設置しましたが、いずれも太陽光発電につきましては、

児童・生徒の環境教育に生かす目的で設置しております。

ただ、発電した電気が学校で消費した電気の一部を補っているということは確かであります。エアコンを設置したとしても、その電気料金については、その一部を補填できるということには変わりありません。

今後、既存の学校の屋上、体育館の屋根での太陽光発電の設置については、その費用、または学校校舎等の耐震、屋上の形態等、さまざまな課題があるため、既設の施設への設置につきましては、教育施設の維持管理計画の中で検討していきたいと考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） 今、次長おっしゃられたとおりの部分はあると思うんです。ただ、これから太陽光発電に対しても、コストの面とかいろいろ変わってくる可能性もありますので、今後の成り行きを見ながら、これもやはり少しでもエアコンのランニングコストを下げられるためにも、やはり研究していただきたいものと思います。

特に、次長はそういった設備とか機械とかにお得意の方ですので、そこら辺は間違いのないと思いますので、より深くまた研究なさってみていただけるとありがたいと思います。

その次ですが、食物アレルギーということですが、これは庄田議員さんが一番得意な分野でございますので、私はあんまりそんなに深く入り込むつもりはないんですが、ただ新聞なんかを見ていますと、待たなしの状態でご飯に子供さんに影響が出てしまうということを書いてあるもんですから、ちょっと心配でお聞きするんですが、この食物アレルギーに対するマニュアルですね、こういったものは徹底されているのかどうなのか。それから、そのときの対応の訓練、そしてそういったことの、これはいろいろ難しいとは思いますが演習なんかもなさったことはあるのかどうなのか、ちょっと露骨な質問で申しわけないんですが、これに対してお答えくださいませ、お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 食物アレルギーへの対応というのは、現在、教育委員会としても大変重要な問題として検討をしているところでございます。

本市では、近隣市町と同様に、献立表に使用原材料名、それから加工品の配合を記載した資料を、毎月保護者宛てに配付し、食べられない食品がわかるようにすることでアレルギー対応をしているという状況です。

マニュアルということですが、日本学校保健会発行の文部科学省監修・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づいて、学校生活管理指導表、これはアレルギー疾患用のものですが、を用いた保護者、主治医、学校が医師の指示に基づき共通理解を図るよう対応しております。保育所においても、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づいて、

同様に対応をしております。

また、緊急の事態発生を想定して、医師から処方されていることを厚生労働省の通知に基づいて保護者の同意を得て、岐阜市消防本部穂積消防署へ情報提供も行い、学校、保育所以外での発症においても、救急隊が対応できるようになっております。児童の大切な命を守るため、今後も必要な連携をとっていきたいと思います。

訓練、演習ということですが、これは特にアナフィラキシーショックの心配される園児、児童・生徒がいるということにかかわるものですが、そういった園児、児童・生徒がどの園にいるか、どの学校にいるかというのは、把握しております。それぞれ教職員の共通理解を図り、いざというときの対応に備えております。エピペンという、そういう処方の注射器を持って学校に登校してくるわけですが、そういったエピペンの注射器の管理についても、各園、学校で対応ができております。

また、日本学校保健会主催で、この8月29日に食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会が行われましたが、本市から小学校教諭8名、保育所保育士9名、市教育委員会4名の計21名が参加し、学校におけるアレルギー疾患への対応の基本、エピペンの取り扱い、給食における対応について受講してきました。練習用のエピペントレーナーを実際に使用して、消防への通報訓練もあったと報告を受けております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

本当に、今現在は心配ない状態で進めていただいているということを伺いました。

いずれにしても、私、新聞でしかわかりませんが、待たなしの状態にあるらしいものですから、くれぐれもよろしく願いいたします。

それでは、最後でございますが、防災の我が役所の中ではオーソリティーになります総務部長、早瀬部長のほうにお尋ねいたします。

せんだってのゲリラ豪雨ですね。このときに関しまして、学校の対応、それから消防団の対応、消防署、そして役所内での対応、それからアンダーパス、それから排水機、それから水門、土のう、大体思いつくところ、全て書かせていただきましたが、いかが対応できたでしょうか。そこらについてお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校についてだけ、まず報告をさせていただきます。

教育委員会では、大雨洪水警報（時間最大雨量70ミリ）が出されたことを受けて、14時の段階で市内小・中学校に児童・生徒の帰宅待機を指示、あわせて学校のメール等を使って配信するよう指示をいたしました。保育所の園児保護者に対しての早目のお迎えを依頼しました。放

課後児童クラブの閉所を指示いたしました。

その後、市内の各所において、道路等の冠水情報が入りましたが、雨が小降りになると判断した15時過ぎの段階で、市内小・中学校へ帰宅許可を指示いたしました。その後、各学校において、通学路等の安全確認の上、引率し、集団下校をしたり、車でのお迎えの場合の車の動線を指示し、渋滞を少しでも和らげるよう誘導するなど、下校をするように指示をしたところでございます。

次の朝の登校時の心配もありましたので、校区の状況を把握した上で、翌9月5日の始業時間を決定し、市教委に報告するよう指示をいたしました。結果、4小学校、1中学校でおくらせての始業となりました。

待機児童・生徒の状況につきましては、最終20時2分に市内全小・中学校児童・生徒の下校を確認いたしました。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） アンダーパスの区間での通行どめは、冠水によりまして、県道北方多度線JR下、それから横屋のJR下、新堀川右岸堤の国道21号のアンダー、それから穂積小学校西の国道21号下、それから馬場前畑公園南の県道岐阜県南大野線のアンダー区間など、それから歩行者用の穂積大橋西の国道21号の地下道の合計7カ所を通行どめといたしました。

排水機の運転状況でございますが、3つあるわけなんです、別府排水機場のほうは15時から21時30分、花塚排水機場は15時から24時、牛牧排水機場は16時30分から翌朝の9時の運転でございました。

それから、国・県の排水機場に関しましては、統合排水機場は19時15分から翌日の零時50分、第3排水機場は20時45分から翌日の6時30分、宝江排水機場に関しましては20時から翌日の22時10分、糸天の排水機場は21時から翌日の零時40分、平野井排水機場は16時30分から22時45分を運転しております。

この雨量の状態、このゲリラで2時間で130ミリという雨量でございますので、お風呂の槽で例えると、蛇口を思いっきり開けていただいて、その排水口、その大きさによって出る量がそれだけの上から全開になると、お風呂のお水は減りません。そのような現状であったと思っております。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、消防署、消防団、市役所の対応でございますが、まず市役所のほうでございますが、台風18号もあったわけでございますが、通常であれば警戒本部ということで、職員の体制は1個班でございますが、このときはもう警戒本部からすぐ災害対策本部に切りかえまして、通常の倍の2個班で対応しております。

教育委員会については先ほどあったとおりでございますし、都市整備部も全員体制、総務部

も全員体制ということで御理解をいただきたいと思います。

それから消防団のほうでございますが、3時半に本部員の招集をかけておりますし、47分には全員の招集をかけております。4時現在では土のうづくりを始めておまして、居倉の政田川の隣の用水路の越流の土のう積み、そしてから糸貫川が急に増水しておりますので、その際の巡視ということを進めております。

消防署におきましては、既に1時43分に警戒本部を立ち上げております。消防署の南の高架下では、約10センチの冠水、そしてから本巣縦貫道の高架下1メートルの冠水ということで、ここについては安否確認とか調査のため、工作車が出動しております。

また、この間、一般の方への浸水の通報、そしてから水難救助の事案が発生しております。職員の体制は、全員体制の手前の体制をとっておるということでございます。

なお、この災害においてのいろんな反省点につきましては、次の広瀬武雄議員のほうでお答えをさせていただきますので、よろしく願いするということで御理解をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） どうも、本当にありがとうございました。

本当にスムーズにゲリラ豪雨に対応していただきまして、ありがとうございます。

ただ、一部分こんな意見が市民の方からありましたので、それだけちょっと申し添えておきます。

まず、土のうを頼んだら、土のうの砂がなくて、最初つくるのに手間取ったという話ですね。砂が置いてあるところが方々にあったらいいのになという意見ですね。それから、「もくようみずほ」であります例のFMわっちですか、あれが何かしゃべってくれたんかね、どうやねということですね。それから、もうあと1つ、防災放送ですか、何にも聞こえなかったというようなことでございます。それは、もう報告にとどめさせていただきます。

今日は、本当にありがとうございました。特に、中学校、小学校の子供たちに対するエアコンの設置、本当にありがたいと思っておりますし、それから瑞穂町、この提携、本当にいい縁じゃなかったかなあとしますので、未永く、この日本国内において、東京都の瑞穂町、そしてこの瑞穂市と、仲よくやっていたらいいなあとと思います。

どうも本日はさまざまな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、6番 棚橋敏明君の発言を終わります。

続きまして、7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下4点につきまして質問をさせていただきます。議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

その1点目は、先ほどの質問者の答弁の中にもございましたように、先日の県内の集中豪雨を経験しての市の考え方はどうなのかと。また、2番目には、防災カードの配付について、どうお考えなのか。3番目は、これも先ほど若干話題に上がりましたが、太陽光発電を活用しての市の財源の確保をされるおつもりはあるのか、ないのか。4番目は、体育協会の監査結果を踏まえて、どのような対処をされていかれるのかというような内容でございます。

この詳細につきましては、以下質問席より質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど申し上げました最初の質問をさせていただきます。

先日の9月4日といいますと、おとといの台風18号の豪雨からいきますと大変古い話になるかと思いますが、通告の関係上、9月4日に限定いたしまして質問をさせていただきますが、県内を初めといたしまして、既に御承知のとおり、東海地方の集中豪雨はまことに経験したことのない豪雨でございまして、新聞紙上で皆様御存じかとは思いますが、瑞穂市におきましても、ちょうど私もこの庁舎におりました時間帯でございますが、2時40分ごろから3時半ごろにかけて、猛烈な雨に襲われました。近隣の大垣市では、1時間に約108ミリを記録しまして、南濃町でも106ミリを観測されたと聞いております。

岐阜気象台の観測地点で、1時間100ミリ以上の雨量を記録したのは、1903年以降初めてのことだそうでございます。これまで、県内で実測された1時間雨量の最大値は、岐阜市で平成14年の7月24日に観測されました99.6ミリ、また大垣市のこれまでの最大値は2007年7月12日の57ミリとのことでございます。しかし、今回の大垣市は、この57ミリの約倍近くとなった結果になっております。

避難勧告も一時広範囲に出され、海津市では、南濃町全域の5,399世帯、1万5,980人を対象に、大垣市、岐阜市、大野町、御嵩町合わせますと、最大6,786世帯、2万154人に勧告が出たとのことでございます。

また、当市では、先ほど来いろいろお話が出ておりますが、この当市の対応については、議員に既に配付されておりますので簡単に申しますが、床上浸水はなく、床下浸水が5件、また当市の五六川親水公園で4時半ごろ、駐車中の軽乗用車が水につかりまして、車内で仮眠していた40歳ぐらいの建設作業員が車から出られなくなりまして、通報により駆けつけた消防隊により救助されたというようなさまざまな現象が起きております。ちょうど私もそのときには、その道路を通過している最中ございました。

そこでお尋ねいたします。

今もろもろのことを申し上げましたが、この大量の大雨に対して、市としてどのようなこと

をお考えになり、また何か課題が生じたものもあるのではないかと、あるいは再認識されたこともあるのではないかとというようなことから、水害に伴う避難マニュアルというようなもの、あるいは伝達マニュアルというようなものの中身も検証し直される必要もあるのではないかとということで、その所信を伺いたいと、こういふことでございます。総務部長、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ゲリラ豪雨につきましては、きのうも何人かの方が質問しておられますし、またきょうも何人かの方が質問されておりますので、それぞれ少しずつ観点は違ってということで、御説明をしたいと思います。

なお、きょうは非常に傍聴の方も多ございますので、先般のゲリラ豪雨での状況でございますが、やはり時間50ミリを超えますと、どうしても排水がし切れないという状況ですので、私どもの正式は2時間で130ミリということですが、一時的には100ミリ行っておるだろうと思っております。こうした中ですので、この別府、穂積、稲里、そして野田新田、そして古橋等では、道路等がかなり一時的に冠水をしたという状況でございます。

その中で、先ほども土のうが欲しいというお話が随分あったようでございます。

実を言いますと、私どもも水防倉庫には砂を準備しておりまして、土のうも準備しております。ただ、この間は非常に道路が混雑をして、とてもじゃないが無理だということで、今後はそれぞれの分団庫にそうした砂等の準備をする必要があるのではないかとということですが、この日は緊急対策協力会の方の御協力をいただいて、砂を持ってきてもらって、市役所で詰めて、それを利用したということでございます。

ただ、本来消防団が堤防等に積む土のうということが本来でございまして、それぞれの家庭につきましては、それぞれが自己防衛ということでお願いをしたいということのPRもさせていただきたいと思っております。

先祖からの方は、やはり水についたという、この瑞穂というところは低いところでございますので、地場を高くして家を建てておられますけれども、近年の宅地はどうしても低く造成がされているようでございます。それぞれの地域によって随分違いますので、そうした部分につきましては、何とか自分でできることは自分でということをお願いをしてきたいと思っております。

それから、防災無線等のお話がありました。なかなか情報を集めて、それを皆さんにお知らせするという事は、またお知らせした情報が混乱を招いてはいけませんので、私どもも自治会長さん等を通じて、どういふときに避難するんだよという話をしてございますけれども、実態と皆さんがどうやって避難行動をとられるかと、そのあたりをきちんとまた自治会等と話し合いをしていかないと、多分混乱を来すということで、御理解をいただきたいと思っております。

なお、ホームページには、本巢縦貫道が通行どめになった、それからあちこちで道路が冠水してあるという注意事項は一応お知らせをさせていただいたところでございますし、今現在は防災情報に、気象庁、そしてから県の状況をリンクさせておりますので、災害時にはこうした情報をごらんになられて、自分たちで何をやらないかかと、場合によっては自治会が何をやらないかかということも一度皆さんのほうで検証していただくと。それにつきまして、また自治会長さん等とも話し合いをしたいと思っております。

また、今回は議員の皆さんにはおおむねの概要の資料を配付させていただきました。また、市民の皆様方には、その状況を今度の10月の広報で少しお知らせをしたいと思っておりますが、こうした記録をしっかりと整理をしまして、いつ何どきどんな災害が起ころうとも、誰でも対応ができるようにということで整理をしております。

また、防災計画につきましても、様式等も含めて、すぐ行動がとれる状況にしていきたいということで、今現在見直しをしています。

また、災害になりますと、今までは市町村が国や県にお願いをするということでございますが、大きな災害の場合は、国・県、消防署などが、もう私どもへ職員を派遣してくるという状況になっておりますので、そうした対応策、一応本部はこの穂積庁舎の大会議室ということになっておりますので、そうした本部体制について、いま一度見直しをし、来年度の電話回線等の見直しとか改修等に、またそうした部分を少し整備したいというふうに考えております。

それから、先般の川の状況がある程度落ちついた時点で、私どもも実をいいますと、川の情報は全てインターネットを使って、国土交通省、県からの情報を得て対策を練っておりますけれども、その水位と現場とがどのような状況かということが一番基本的には大事でございます。ですから、災害に情報を出すにしても、地域の状況等とその状況がちゃんとマッチングをして、皆さんがどのような行動をとられるかということが非常に大事ですので、基本的には、災害が落ちついた時点でそうした情報と現場とを確認できるようにということで、職員を派遣し、最終の見回りをさせたということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

いろいろな観点から考え方を述べていただきました。ぜひとも、また今後何が起きるかわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1点だけ、関連で御質問させていただきますが、最近、気象庁から特別警報の問題が取り沙汰されておまして、今回の台風でも京都市あたりは特別警報を出し、避難勧告を出し、避難指示をしたにもかかわらず、1%ぐらいしか避難していただけなかったというような報道が盛んにされておりますけれども、特別警報は気象庁が発信するものであり、避難勧告とか避

難指示は自治体が発信するものであると。特別警報が出た場合には、自治体はこれを市民に知らしめるべく義務があるというふうになっておるかと思えますけれども、せっかくの指示とか警報が出ても、余り皆さんが避難されないというこの現実についてどのようにお考えか、一言だけ、もう一度お願いできたらと思えます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 実をいいますと、災害のときにどのように逃げるかということですが、今やっぱり全国的に見直しがされております。というのは、全国でいろんな災害が起こったときに、すぐ逃げたほうがいい場合、要は土石流というのがありまして、裏山が崩れるということがありますが、その状況を検知して、早く逃げたほうがよかった場合もありますし、川の増水等で、逃げなければ、家におったほうがよかったという場合もございます。ですので、水害とか地震等によりまして、どんな災害においてもそうですけれども、どうしたらいいかという回答はないということでございます。

また、今ハザードマップ等を見直す予定ではございますけれども、要は通常の瑞穂市の場合も、水害であれば、多分2階建てのおうちであれば2階へ逃げていただく、また平家のおうちであれば近くの高いところへ逃げていただく。先般の100ミリ近くの雨が降ったときに、実際に本当に出られるかということ、なかなか難しいというのが現状ではないかと思えます。冠水が50センチを超えたら歩けないという状況でございますので、そういう点では、専門的な用語でいうと、垂直避難、2階へ上がる、高いところへ上がるという行動しか実際はとれないのではないかなということでございます。

一方で、本当にそれでいいかといいますと、先般の京都等の状況を見ていますと、本当の川の近くですね。瑞穂市の場合でも、本当に堤防が危ないというときには、その堤防が破堤するような近くのお住まいの方については、本来逃げなくちゃならないと思います。ですので、そうした状況を本当に瞬時に把握して、どこまでできるかということ、多分皆様方におかれては、警報は出たけれども、ああ警報が出たなと、どのように行動したらいいかということで、多分皆さん2階に待機をされたということではないかと思えます。

本来ですと、避難というのはどうすべきかというのは非常にまた難しい状況でございます、先般も車で皆さん移動された。ですので、車があちこちで渋滞を起こしたということです。その中での体制、といっても、避難するについても、歩いてというのは基本でございますけれども、ただお年寄りや歩けるかということで、国のほうもやむを得ない場合によっては車ということをおっしゃっております。そして、水浸しの避難所へ行けるかと、そうしたらほかのところへ行ったらどうやと、じゃあほかのところへどうやって行くんだと。そうしたときには、車を使う、そうしたらまた車の渋滞を招くということで、よほどのことがなければ、2階、高いところへ逃げるといってはどうだろうかという流れになりつつありますので、いろんな警報等、

先ほど言われたように、最終の避難の情報は私ども市町村でございます。川の情報は国なり県ということでございます。先ほどの特別警報は気象庁が出すということでございますが、最終の避難の情報は市町村でございますので、そうした情報を出したときに、どのような行動をとられるか、そしてどうとるべきかということも災害によって随分違うということですので、そのあたりをまた皆さんと十分話し合うと。自治会のほうにもそうした情報をお渡しをして、地域の中で話し合っていていただいて、いろんな場合にはどうしたらいいかと。やっぱり年をとってみえる方に十分そうしたお話を聞いていただいて、この地域ではこんなことが起こるよ、こんなことが起こるんだよということを想定して動いていただくというのが必要かなと思っております。

今後ですけれども、市町村はいろんな情報が来れば、多分避難勧告、避難指示というのは出さざるを得ない状況にあるかと思えます。それが、私どもが出した情報と皆さんの行動がマッチングして、とにかく被災されることがないようにということを考えておりますので、そうしたこともまた十分話し合いをしていきたいと思えます。

ぜひとも災害のときに自分の行動はどうするんだと、まず命が助かることでございますので、自分の命が助からないと人を助けることはできませんし、何も後に残らないということになりますので、そうした話し合い、また研修会等を進めていきたいと思えますので、よろしく願います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

要は、警報が出て、あるいは避難指示が出たとしても、避難するばかりではないよと。自分の命を守るためには、避難しないことも選択肢の一つだよという意味合いの答弁であったかなと、このように思うところであります。

したがって、そうとはいうものの、最近、岐阜市の広報を見ましたら、大規模災害への確かな備えということで、シリーズ的に8月1日、8月15日、9月1日ということで、連続して大きなスペースを割いて載せております。今後、今申されたようにいろいろ自治会とか、いろんなところへ徹底されるにいたしましても、広報も使われまして、ぜひひとつ、同じようにやれとは申しませんが、徹底をされることを提案して、この質問は終わらせていただきたいと思えます。

次に、防災カードの配付についてという項目に移らせていただきます。

地震などの災害に備えまして、住所、氏名、電話番号、あるいは携帯番号等々、血液型も含めまして記入して、財布やかばんの中に入れておくことを前提として配付するという観点から、最近、南海トラフ巨大地震などの災害に備えまして、先ほどの話じゃございませんが、避難場

所や緊急連絡先を記録した住民向けの防災カードが中部地方、具体的にはお隣の羽島、それから稲沢あたりで相当配付されておるという情報を得まして、先日、正直言いまして、羽島市に伺ってまいりましたし、稲沢市からもその防災カードたる物を取り寄せました。

それによりますと、羽島は防災カードだけではなく、非常にコンパクトな防災コンパクトガイドというような小さなものに相当大きな情報がいろいろ載っておりまして、その最後に、家族の情報と連絡先というようなカードがついておるといふことでございます。

また、稲沢は、パソコンでも検索できて、それを利用することもできるんですが、どの程度の厚さの紙かなあとということで取り寄せましたが、ここはさらに詳しく、氏名、血液型、生年月日、住所、電話番号、職場から、全て書くようになっております。現物は総務部長にも渡しましたが、非常にこれはいい案だなあとということで、お話を聞いてまいりました。

これは、先ほど来、関連いたしますが、やはり避難するときとか、あるいは避難してからとか、道に迷ってしまったとかというようなときなどなど、安否確認がおくれるケースが東日本の大震災でも相当起きたということから思いつかれまして、カードには避難場所なども書く欄があるということで、家族が離れ離れになられた場合には、このカードが非常に役立つという意味合いで、ぜひ瑞穂市におかれまして、そんなにコストのかかるものではございませんので、このようなカードを住民の皆さんに配付いただいて、個人情報の問題も若干ありますけれども、やはり命が大事でございますので、その辺をクリアしながら、カードを配付いただいて、啓蒙していただく一環にもなりますし、また家族と話し合いしながら、避難場所はいざとなったときにここだよと、あるいはここへ行こうねというような相談をされておくことによって、安全が保たれると。

このような考え方から、瑞穂市においてもこの防災カードを採用されることを提案したいと、このように思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 広瀬武雄議員からは、先ほど御紹介にありましたように、羽島市とか稲沢市さんのそうしたカードをいただいております。また、多分そのカード以外にもいろいろと勉強されて、また私のほうへいろんな情報を教えていただけるものと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

この防災カードでございますが、住所、氏名、そして緊急連絡先等、記載されたカードでありまして、今言われたように本当に災害時には非常に有効であります。該当者がどのような方で、誰に連絡をすればよいかすぐわかり、素早く対応ができることと思ひます。また、これは災害時に限らず、先ほど言われたように、道に迷った場合とか、交通事故、路上で突然倒れた場合など、本当にいろんな場合に利用できるだろうと思ひます。大切な命を守ることのできるカードというふうにお考えしております。

昨年は、福祉生活課のほうで、おひとり暮らしの方等を中心に命のバトンということで、冷蔵庫の中にこうした情報を入れるものを配付しておられます。私どもも福祉生活課のそうした情報、そして保健師さん等との調整もし、また広瀬議員からいただいたカードを含めて、早速今、計画を練っておる次第でございますので、また皆さん方に御提供ができ、またそのできばえによれば、また配付ということも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

ぜひとも積極的にそのような方向で御検討いただけることをお願いいたします。

それでは、この質問を終わりにして、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

この次の問題は、太陽光発電の問題でございますが、先ほども少し太陽光の話が出ましたし、先般の議会でも、私は当市の学校の施設の中にどれほどの太陽光発電が設置されているかという質問もしておりますので、観点を変えまして、いわゆる太陽光発電そのものの売電収入を得るための事業者に対して、市の施設を、あるいは市の遊休地を活用して、賃貸をして、それをもって先ほど出ております自主財源の一部に充てるという考え方をお聞かせいただきたいということで、質問をさせていただくところでございます。

今回の平成24年度瑞穂市歳入歳出決算審査の意見書の中にも、監査委員からは、やはり依然として瑞穂市の財政は厳しい状況にあると。トータルでは非常にバランスよく財政が安定している状況でございますが、さらに自助努力を重ねられまして、積極的な財源の確保に努め、健全で安定した財政基盤の拡充に専念されたいと。あるいはまた、地方交付税が今後、交付金の算定基礎の見直しがされるということを前提に、自主財源の確保は大きな課題であるというようなことを監査報告の中の意見書の結びで述べられております。

その一環として、非常に微々たる金額かも知れませんが、相当瑞穂市も遊休地がございます。その辺を放置することなく、うまく活用して、ほんの少しでも自主財源に貢献できるというような施策を講じていただければ、大変さらなる財政の安定につながるものと、かように思うところであります。

ちなみに、そういう事業者がどういう方がいるのかというようなことですが、大手では、これは余り瑞穂市に該当しないかも知れませんが、オリックスあたりが全国の自治体から遊休地を借りて、太陽光パネルを設置して運営するという方針が出ております。

また、三菱商事は、全農と共同で、いわゆる全国の農業施設に、あるいは建物に、屋根を借りて太陽光発電を設置するというようなこと。それから、近くでは、県内では高山市の古川です。この辺が、事業者にはやはりメガトロニクスという会社に高山市の土地を提供して、その

事業を行わせていると。この前、竣工式がなされたようでございます。

また、ほんの近くの池田町におきましては、最近2カ所やりますよということで情報を得ております。その1つが4,200平米で、あさって9月20日に完成するそうでございます。また、そこは工業団地を持ってありますが、工場がなかなか来てくれないところを利用して、6,000平米余りの土地に設置するということが既に決まっているそうでございます。

また、大野町も4,850平米ぐらいで合計3カ所に、運動公園の中の調整池だそうでございますが、そこを利用して事業者に貸すと、そして賃料を得ると。また、揖斐川町では財産区の土地を事業者に賃貸して、賃料収入を得るということでございます。

ちなみに幾らぐらいの賃料がもらえるのか聞いてみますと、山のほうですので、池田町、大野町、揖斐川あたりは、平米105円での契約だそうでございます。話によりますと、瑞穂市ならもう少し取れるんじゃないかというようなお話もございます。

そういう意味合いで、土地調査特別委員会に所属しておりますと、相当な土地が売るとか貸すとかいろいろ協議してまいりますが、82筆で4万1,000平米余りの土地が瑞穂市の遊休地として現在遊んでいると。それに活用できるかどうか、一つ一つ検証してみないとわからないと思いますけれども、ぜひともひとつこの太陽光発電などを活用されまして、市のいわゆる収入源にさせていただけることを提案するものでございます。

具体的には、例えば私流の言い方をすれば、その隣に横堤公園というのがございますが、芝生が張ってあるだけで、余り公園として活用されていない。そういうところに設置するとか、あるいは美来の森の南のほうに設置できないかとか、そんな考え方を持っているところでございますが、その辺のところの御答弁ができれば、お聞かせいただけたらと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員はあちこちの市町村の状況をよく調べてお見えになりますので、私どもが回答するところがなくなってきてしまっておるような状況でございます。

実をいいますと、私どもも昨年度より、民間企業から太陽光発電をするための土地として、普通財産の照会を、実をいうと数回受けております。しかし、企業が投資を回収できると見込める面積や地理的要素が合致しないためか、現在のところはそうしたお話がないということでございます。

先ほど、4,000平米から5,000平米と御紹介がありました。県内でも、ほかには海津市が4万5,000平米の普通財産、岐阜市が4万平米ほどの行政財産ということで考えておるようでございます。

先ほど、遊休地が82筆で4万平米ばかりあるよということでございますが、残念ながら、この遊休地の82筆のほとんどが小さな区画でございまして、昨年も1つ売却ができましたけれども、ちょっとしたいい格好のやつは、すぐ売却がされていくわけでございますが、決していい

状況のものではございません。今、この遊休地には、看板を立ててあって、私どもが管理しているんだよという土地で、皆さんに表示をしておりますので、ぜひこの遊休地をうまく利用できる、また私どもが借りてもいいよ、買ってでもいいよということがあれば、ぜひお声をかけていただきまして、この遊休地を何とか活用し、処理をしたいと思っておりますので、御質問とは少し食い違うかもわかりませんが、こうした遊休地もきちんと処分をしていきたいと思っております。

また、太陽光につきましては、先ほど教育委員会等の建物の屋上ということでございまして、一部使っているよということでございます。今後は、また蓄電機能とかいろいろまた機能が変わってきますので、そうしたものを研究しがてら、そうした施設の屋上をうまく活用すると、また災害時にそうした電気を使えるということも含めて、できる限りプラスになるようなことであれば、財源の確保の一環として進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

積極的にぜひともまた、できるところはしていただくということで、御対応をお願いしたいと思えます。

その対応の中で、多分ネックになってくるのが、農地の問題も、先ほど私申しました土地調査特別委員会で検討している遊休地、82筆ありますよというんですけれども、その中には農地も結構たくさんあります。農地だからできないというような発想もあるかもわかりませんが、最近、新聞紙上を含めましていろいろ調査いたしておりますと、農林水産省あたりは、農業と発電を両立させるという方針を立てておりますのと、それから具体的には、事業関係では、大同特殊鋼あたりが、いわゆる畑に太陽光パネルを設置しても、農作物が2割減までなら許しますよとか、あるいはきのうの夕刊でございましたが、フジプレミアムという会社が、農地で太陽光発電を行えるシステムを開発したと。ということはどういうことかといいますと、いわゆるここにもちょっと資料を持っておりますが、農林水産省は、いわゆる柱の部分だけは農地転用しますよと。だから、柱を高くして、上のほうにパネルを設置すると。こういう商品を開発して売り込んでいるという情報を得ております。

したがいまして、これからも農地でもいいよというような事業者が出てこようかと思えますので、その辺の御対応も含めまして、御提案申し上げて、この質問は終わりたいと思えます。

次に、体育協会の監査結果を踏まえまして、どう対処されていかれるのでありましようかという質問に移らせていただきます。

御存じのとおり、既に瑞穂市の監査委員から体育協会の監査がなされたという報告が議会の

ほうにも出ておりました、その資料を参考に質問をさせていただくところでございます。

その第1点目は、いろいろたくさん指摘されておりますけれども、簡略に申し上げたいと思います。

管理棟に働いている女子職員の賃金についての支給基準を明確にするべく規定がないというような簡単なものから、あるいは管理費、いわゆるあの管理棟の管理費も払っているけれども、いわゆる払うことはいいけれども、委託契約を結んでやったらどうかというような提案的な指摘ですね。それから、いろいろ体育協会の皆さんがボランティアでいろいろ犠牲を払って働いていただいているというようなことで、いろいろ懇談会等をおやりになったときの会議費についても指摘されていると。また、いろいろ年間1,300万の補助金が市から出ているわけですが、それらについても市が主体となって行うべきであるとするならば、いわゆる体育の関係のスポーツ少年団とかそういう関係を、本当は市が行うべきなのに、体育協会にやっただいていてというような観点からいけば、補助事業じゃなくて委託事業にしたらどうかというような指摘とはいうものの御提案があるというようなことにつきまして、そこまでについてとりあえず御答弁をいただけたらと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ことし6月6日に、財政援助団体監査として、瑞穂市体育協会の監査が会長同席のもとに行われました。その監査結果を受けて、体育協会に対しまして、6月28日に役員会、7月4日に理事会で報告をさせていただきまして、そこで皆様方に御理解をいただきました。

現在、規約改正等について協議を進めておりました、賃金も含めて指摘された内容については、来年度の予算等の関係もございまして、今年中をめどに事務を進めているところであります。

まず、賃金についてでありますけれども、これも御指摘になりましたように、事務局長とアルバイトの規約には規定がないということですので、この規約改正につきましては、これは今年中に改正するように事務を進めております。

それから管理費につきましても、この管理費というのは糸貫川運動公園の管理棟の周辺及び施設内の管理を体育協会の業務の一環として事業費内で運営を行っております。今後は、管理棟の体育協会の位置づけを明確にするためにも、瑞穂市糸貫川運動公園管理棟の管理及び運営に関する要綱に基づきまして、体育協会と委託契約を結ぶ方向であります。

それから、会議費につきましても、体育協会の懇親会について、会議費の一部として支出していた。これに関しましても、補助金等の交付に関する指針に基づきまして、補助団体による飲食懇親会の支出は適正でないということで、これは指導済みでございます。

それから、体育協会を委託事業に切りかえてはどうかという御指摘もいただきました。委託

にするには、今の体育協会は法人格扱いではないので、委託することは適切ではないと考えておりますが、体育協会にかわるような団体が存在するかということになりますれば、それはかわるような、実施できるような団体はないと思っておりますし、もし市が主催するといたしましても、ノウハウや指導力もありません。

ここで指摘されておりますことを考えれば、体育協会は公益性、公共性も十分ある団体ということで市のほうをお願いしている団体なので、委託をするというような考え方は考えにくいんですが、今後よく検討していきたいと考えております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） いろいろ項目があるんですが、もう 1 つだけ追加で質問をさせていただきます。

いわゆるここにも監査報告書を持ってありますが、その記載どおり申しますと、使途不明金についてという項目がございまして、約 300 万ほどの帳簿に載っていない通帳が出てきたけれども、これはいかがいたしたものと、こんなような内容のものでございます。

私なりに、少しお聞きしてみますと、これは過去、穂積町時代に、元の体育協会の会長さんから、何かあったら使ってほしいというようなことで御寄附をいただいたお金だと聞き及んでおります。仮にそれがそうであったとするならば、今まで表に出されていなかった事情もそれなりにあるかと私は思いますが、この際、指摘されてしまったんで、ここは表に出していただくというのが正当ではないかと。しかもこの時期、ちょうどオリンピックも決まりました。したがって、このお金を御寄附いただいた方の心をひとつ考えて、何かいわゆるオリンピック選手を育成するための資金にしておくとか、あるいは基金はだめだそうでございますけれども、それなりのものに確保しておく、表に出して確保しておくという手段を体育協会の皆様方と教育委員会のほうで御検討いただきながら、指摘のされないように、しかも御寄附された方の心を痛めないように、その辺のところをきちんとしてひとつ整理いただけることを期待するところでございますが、その辺の考え方について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 使途不明金につきましては、合併以前からの資金でありまして、当初の目的は不明とのことでありましたが、補助団体として別会計があることは適正ではなく、指導のもとに決算時に補助金を返還する旨の回答を体育協会からは得ました。

ただ、この件に関しましては、事実関係はまだ明らかになっておりません。先ほど議員が申されましたように、関係者の話では、旧穂積町の体育協会に、何かあったときのために使ってほしいと寄附を受けて、そのまま合併時に引き継いだものと聞いております。寄附を受けたときの手続や理事も承知していなかったことを考えると、いろいろ問題はありますが、ただ単に

純粹に寄附金を引き継いだもので、悪意があったとは思えません。本来なら、このお金を体育協会のために有効に利用できたはずのお金です。

今回、監査委員からの指摘を受け、理事会で協議し返納することに決定はいたしました、本来の目的に沿った形で体育関係で有効に利用できないか、検討する必要があると考えております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） まあいろいろございますでしょうが、前向きの資金として、ぜひ御活用されますよう、私からもお願いするところでございます。よく話し合っていたきたいと、こういうふうに思います。

さて、体育協会というものにつきまして、私もちょっと調べさせていただきましたが、ずっとさかのぼりますと、昔の青年団云々の話になってまいりますけれども、ごくごく最近ですと、本巢郡の体育協会の設立からのちょっと資料を手にししましたんですが、瑞穂市、旧穂積町の本田の関谷仙三さんとおっしゃる方が、この方は高校野球でもよく出てくる有名な方でございますが、この方を筆頭にしまして、杉山友一さん、元の本巢市から出ておられました県会議員だと思っておりますが、この方々が東奔西走されまして、昭和29年の4月に本巢郡体育協会が設立された。設立後、各部門の活動が一段と活発になりまして、郡の町村対抗体育大会を契機として、それぞれの町村に、それぞれ単位体育協会が設立された。組織的にも内容的にも非常に充実したものへと、その時点から発展していったということが記されております。

近年になりましては、特に社会体育の振興が積極的に進められ、スポーツ少年団の活動は全市町村といってもいいんですが、当時、本巢郡の時代ですので、全町村という記載のされ方がされておりますが、全町村に組織化され、積極的に行われております。

旧穂積町の資料しかございませんでしたが、旧穂積町は昭和34年に穂積町体育協会が設立されまして、初代は松野友当時町長が会長で、2代目は松野力さんが会長を務められた。

巢南町のものにつきまして、ちょっと生涯学習課にいろいろ探していただいたんですが、資料がないということでございましたので、割愛させていただきますが、昭和15年に巢南町と合併いたしまして、体育協会も瑞穂市体育協会として今日に至っている歴史的な背景がございます。

現体育協会は、市のスポーツ振興において中心的な役割を果たすものとして位置づけられておりまして、このような監査結果が出たといいたしましても、将来のやはりスポーツを愛する若者を勇気づける一つ的手段として、ぜひひとつ体育協会がさらに発展されんことを願っております。

そういう意味合いで、ぜひとも先ほど申しましたように、昨年の国体が大成功に導かれまし

後刻訂正発言あり

たのも、やはり体育協会の御努力の一助もあったと、このように考えますし、今後も丈夫で元気な子供や若人がふえることは地域にとっての非常に財産になると、このように考えますので、体育協会の問題につきましても、すっきり話し合いをされまして、ますます体育協会が発展し、活躍いただける方向に持って行っていただけることをひとつお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと、このように思うところでございます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時13分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、広瀬武雄君の質問の中で発言の訂正がありますので、広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほどの質問の中の一部を訂正させていただきます。

合併が平成15年であるのを、昭和15年と申し上げたそうでございますので、ちょっと私自身、御指摘されて気がついたところでございますので、平成15年と訂正させていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） それでは、8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号8番、民主党の松野でございます。

きのう、きょうと傍聴者の皆さんには多数御出席いただきまして、本当にありがとうございます。張り切って質問をいたします。

私のほうは、通告してありますように、国民健康保険の現状と今後の動向について、2点目が先般9月4日の豪雨に対する地域防災計画、この2点について質問をいたします。

まず最初に、国民健康保険の現状と今後の動向についてということで、この件につきましては、9点近く質問をしたいというふうに思っております。

まず初めに、我が国の人口、これは現在1億2,700万人といいますが、そのくらいの方がお見えでございますし、65歳以上がそのうち20%を占めているという状況であります。また、15歳から64歳の方は66%、それから14歳以下が14%であるといわれております。

これが50年後になりますと、人口は9,000万人と非常に減少いたします。そして、65歳以上が20%から40%の3,700万人近くになるといわれております。そして、15歳から64歳の方は約

半数ということで50%、4,600万人、また14歳以下に至っては8.5%ですから、750万人近くに減少するというところでございます。

したがって、当市においても2025年ごろまでは若干でも人口は増加していくというふうにいわれておりますが、それ以降につきましては、全国並みに減少してくるという状況であるというふうに思います。

そこで、国保のお話になるわけですが、国民健康保険の運営状況は、高齢化の進展、あるいは低所得者の増加によって、大変厳しい状況であることは皆さんも御承知のことだと思っております。

しかしながら、国民の皆保険の最後のとりでである、この国民健康保険であります。したがって、国民健康保険の当市の加入状況についてまずお尋ねをします。それから、昭和40年代は、第1次産業に従事している方、農家の方が非常に多く、そしてその国民健康保険に加入している人の占める割合が多かったわけですが、現在はこういった方が加入しているかということをお願いしたい。

それから、我々は国民健康保険の制度に加入しているわけですが、勤労者ですと健康保険組合とか、それから公務員でありますと共済組合と、そういったいろんな制度に入ってみえると思われま。

したがって、当市の市民の方はこういった制度に入っているかということがわかれば教えてほしいというふうに思います。

以下については、質問席から質問いたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の国民健康保険の現状と今後の動向についての質問にお答えいたします。

その中で、現在加入状況と職業別、そして医療保障適用という3点について御質問がありましたので、これからお答えいたします。

平成24年度末となる平成25年3月31日現在の国民健康保険の加入世帯は、7,051世帯であります。前年より173世帯の増加となっております。

その内訳といたしましては、一般被保険者のみの世帯は6,506世帯、153世帯増であり、退職被保険者のみの世帯は373世帯、昨年より19世帯増、一般被保険者と退職被保険者の混合世帯は172世帯で、昨年より1世帯増となっております。

次に、職業別についてのお尋ねでございますが、被保険者の職業については、調査はしておりませんので、正確な数値は把握できていないのが現状であります。しかし、厚生労働省が発表しております国民健康保険実態調査に市町村国保の世帯主の職業別構成割合が載っておりますので、御紹介をさせていただきます。

平成22年度におきましては、世帯主の職業が農林水産業者は2.8%、自営業者は12.4%、被用者は32.1%、年金受給者等の無職が37.7%、その他・不明が15.1%となっております。

昭和40年代には、約6割であった自営業・農林水産業の方が、近年では約15%で推移し、年金受給者等の無職の方が4割弱と大幅にふえているとともに、社会保険に加入できない被用者の方も約2割から3割強に増加したという統計結果がありました。

次に、医療保障適用状況についてのお尋ねでございますが、これについても調査をしておりませんので、厚生省の資料に基づきまして、平成24年3月末現在の加入者数を紹介させていただきます。

加入者数は、市町村国保3,520万人、割合でいきますと28.5%、協会けんぽが3,480万人、28.2%、組合健保が2,950万人、23.9%、共済組合919万人、7.4%、後期高齢者医療制度1,473万人、12%となっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 市民部長のほうからお答えをいただきました。

この国民健康保険に加入している職業別の方というのは、第1次産業から年金受給者、そういった方が多くなってきたということで、運営等も大変厳しいというふうに思われます。

運営等については、後ほど質問をいたします。

次に、この医療費の関係でございますけれども、国保の会計の決算状況、ここから見てみますと、毎年保険の給付費を初め、後期高齢者支援金、あるいは介護保険金などで、年々2億円近く増加しております。

そこで、国民健康保険の運営に当たっては、被保険者の実態に応じた適正な保険税の賦課・徴収に努めなければならないが、その取り組みについてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 被保険者の実態に応じた保険税の賦課・徴収に努めなければならないが、その取り組みについてでございますが、被保険者の実態に応じた保険税を賦課するには、適正で正確な所得申告が必要となります。

ほとんどの方は源泉徴収、または確定申告により所得の把握ができますが、中には未申告の方も見えます。未申告の方が申告された場合には、所得割が課税されて、国保税が高くなる方もいらっしゃいますが、申告をされることによって、国保税が軽減される方もいらっしゃいます。こうした方のために、医療保険課では、毎年6月ごろに申告勧奨文書を送付し、未申告の解消に努めております。

被保険者の実態に応じた保険税の徴収については、機会あるごとの納税相談を実施しております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 次に進んでいきますけれども、保険税収入の関係ですけれども、この国保税の歳入は、国・県等から国保助成金、あるいは国庫支出金、県の支出金、あるいは前期高齢者交付金など、そして市からは繰入金、そして被保険者からは保険料を納付されております。それによって、この健康保険を運営しているところでございますけれども、被保険者から徴収しているのは、平成24年度の決算状況から見ますと12億4,000万近くで、国民健康保険の歳入の47億円の26%を占めております。

これを国保加入世帯1世帯当たり、先ほどは7,051世帯というふうにお話しされておりましたが、資料を見ますと平均で7,007世帯という数字が出ておりましたので、これをもとにして計算をしますと、1世帯当たり17万8,000円を納入しているところでございます。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、国保の運営に当たっての予算の編成時、これにおいては前年度の医療給付費に伸び率、それからもう1つのあるX値を掛けて需要額を算出していると、そして賦課をしているということであるかというふうに思いますが、この1世帯当たり17万8,000円という金額を見たときに、所得からいきますと、平均所得はどのぐらいの段階になるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの御質問にお答えします。

保険税の所得割は、現在被保険者の前年の所得によって算定しております。毎年度7月の本算定の時点で、被保険者の平均所得を算定しております。後追いになりますが、その時点で見詰め直している状況でございます。

また、次年度の所得につきましては、税務課が把握する給与水準データや地財計画で示された所得の伸び率など、また年金の状況などを参考にしまして総合的に考えておりますので、今質問された1世帯当たり17万8,000円の方に対する所得は幾らかという平均では、個々では見えておりませんので、よろしく願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 私なりに解釈といたしますか、しておるわけですけれども、17万8,000円というのは、国保の世帯数、それから加入者数からいきますと、1世帯2人弱になるわけですけれども、年間の所得が大体200万円前後ではないかというふうに思うわけですけれども、査定に当たっては、市民部長はそこまで見ていないということですが、資料を見たときに、そういうふうに私は、ある資料で載っておりましたんですが、そういうふうで解釈してよろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 私も、合計から世帯数で割り込むと、百何十万というようなことも出てきますので、今議員さんが言われる所得は200ではないかということでございますが、もう少し低いかもしれないなあという感じはしております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） わかりました。次に行きます。

次は、滞納の状況ということであります。

平成22年に市税等プロジェクトチーム、これが設立をされております。滞納繰り越し分の収納状況の向上が図られていることは御承知だというふうに思いますが、この平成24年度の決算では約3億円の滞納繰り越し分があるということ。それからまた滞納の処分では、差し押さえが175件、金額でいきますと2,100万円ということであります。そして、不納欠損額については、平成23年度では9,000万円のうち、時効完成によって徴収権の消滅が5,000万円、それから24年度の決算では、不納欠損額が5,000万円あって、消滅したのは2,500万円ということであります。

税の徴収、あるいは納付については、適正で公正な事務遂行に努めなければならないというふうに思いますが、これらの件についてはどのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 税の徴収でございますが、プロジェクトチームをもって情報共有、あるいはいろんなノウハウ、あるいは勉強会を通して、さらにスキルアップをしておるところではございますが、各それぞれの担当、あるいは課で滞納処分などを中心に銀行預金の差し押さえなど、一般の納税者と平等になるように、速やかに押さえられるものは押さえる努力をしているところでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 監査委員さんからの報告にもあるように、高額所得者であってもお金を払わないという悪質な方もお見えですので、そういったところにも十分配慮をし、今後は専門的な徴収といいますか、非常勤の人を雇って行うのもいいんじゃないかというふうに思います。

例えば、交通指導員、あるいは生活保護者の問題も、そういった方を非常勤で雇用しているということありますから、やはり税の徴収に対しても、そういった専門的な知識のある方を雇用してはどうかと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 収納率を向上させるための方法といたしましては、松野議員御指摘のとおり、外部からの専門官を雇用することも一つの手だてだと考えております。

近隣では、実際に専門官を配置している自治体があります。あるいは、嘱託職員の活用を図っている自治体もございます。全国には、徴収課または収納課なる専門の1課を創設した自治体もあると聞いております。

現在は、市職員を県庁税務課に派遣しまして、徴収ノウハウを会得した複数の市職員を養成している段階でありまして、将来どのような体制が望ましいのかは、プロジェクトチームでよく検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 市税等のプロジェクトチームをつくって、収納率向上を図られておるわけですがけれども、日常といいますか、平常な作業をしながら、そういったこともあわせてやるということで、大変な業務だというふうに思うわけでありまして。

したがって、私は専門的な人を入れてやるのも必要ではないかと思っておりますので、そこらについては執行部のほうでも十分検討していただくよう、ひとつお願いをいたします。

続きまして、5番目になるわけですがけれども、この国保というのは、高齢者、あるいは低所得者層を多く抱えております。脆弱な基盤の中で運営していることも承知をしているところでありますけれども、国あるいは地方自治体からの財政を含めた各施策が必要ではないかというふうに思うわけでありまして。

したがって、その支援事業についてはどのようなものがあるか、お尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 低所得者層を多く抱えていることを理由とする財政基盤強化策には、保険基盤安定制度ともう1つ保険者支援制度があります。

所得が一定基準以下の低所得者には、保険税の均等割と平等割をそれぞれ7割、5割、2割と軽減する制度があります。所得が少ない世帯ほど軽減額が大きくなる制度ですが、この軽減措置によって得られなかった保険税収入を公費で支援するのが保険基盤安定制度でございます。

平成24年度実績では、一般会計から保険基盤安定繰入金、税の軽減分でございますが、1億2,094万3,000円を繰り入れております。一般会計は、この金額の4分の3を県から交付されております。

また、保険税の軽減措置を受けられる者が多くなると、保険税の所得割が得られなくなるので、保険税の軽減対象者数に応じて行う保険者への財政支援が保険者支援制度であります。具体的には、7割軽減を受けた者には前年の1人当たり平均保険税収納額の12%、5割軽減を受

けた者には同平均の6%を乗じて得た金額を支援する制度です。

平成24年度実績では、一般会計から保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として2,753万2,000円を繰り入れています。一般会計は、この金額の2分の1を国から、また4分の1を県から交付されている状況となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） いろんな支援制度があるということです。それで、支援制度、あるいは保険の安定基盤といいますと、要は国から何分の1、県から何分の1、市から何分の1というふうで支援をしているところがございますが、医療費等の増加、あるいは低所得者、そういった方の国民健康保険ですので、今後運営に当たっては、安定した運営を行うためには、そういった制度を十分活用していただくようお願いをいたします。

次に、6番目になるわけですけど、6番目は地方独自の事業ということで、地方独自事業というのは、医療給付費は現在一般会計から法定外繰入金を充当しております。これは、平成19年の4月から実施しております乳幼児の医療費の無料化がこの法定外ということでありまして。

この法定外の対象人員、あるいは年間どのぐらいの受給をしているのかという件数がわかれば、まずお答えを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 質問と若干ずれがあるかもしれませんが、よろしくお願いいいたします。

議員御指摘の地方単独事業の医療給付費は、福祉医療費の波及増分のことと考えております。国は、福祉医療を償還払いではなく現物給付としていることによって、国保被保険者の受診機会を増加させ、医療費が波及的に増大しているとして、本来交付すべき負担金及び交付金の一部を減額しております。平成23年度医療費実績に対して減額されたと思われる金額は、約6,143万円でした。この減額に対して、県から1,047万円の補助を受け、市国保の実質負担は5,096万円となった状況でございます。この額を一般会計から繰り入れておる状況です。

平成25年6月5日に開催された第83回全国市長会においても、国民健康保険制度に関する重点提言の1項目として、各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止することを求めております。しかし、国の削減分に対して一般会計からの繰り入れを行うかどうかは各市の判断となり、県内他市の状況もさまざまでございます。

もし仮に繰り入れをやめるようになりますと、その分財政運営が厳しくなりますし、基金の取り崩しや保険税の引き上げも招く可能性がありますので、慎重に対応したいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 今、6,100万と言われましたが、いわばこれは法定外というふうに解釈をします。

市民の3分の2の方は、政管健康保険等の保険に加入をしているところではありますが、国保だけに一般会計から法定外のお金を出すということは、いささか適切ではないというふうに解釈をしますが、どのようなお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいま回答いたしました答えと重複する部分がございますが、どこの県内21市の状況を見ていまして、ほとんどのところが同様に繰り入れをしている状況でありますし、繰り入れをやめるとなりますと、財政運営が非常に厳しくなり、保険税等の引き上げ、あるいは基金の取り崩しなどを行わなければなりません。これが1年限りでなく、延々とまた続いていくわけですので、基金もまたなくなってしまうようなこととなりますので、最後は保険税の引き上げしかできなくなるのではないかと考えていますので、その辺は慎重に対応していきたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 一般会計からの法定外の繰り入れは、21市のうち、私の資料では15か16の市が実施をしていると。これは、市の独自事業ですね。もう1つは、保健事業にもやっているところもある。それから、軽減措置をされている方に対しても法定外で出しておると、こういういろんな項目があるわけですけど、本市としては独自事業の医療費の無料化でやっているわけですね。そこが、21市のうち15か16の市がやっているという状況であります。

ここについては、今後の一本化の問題とあわせて質問しますが、まず24年度の決算の中で、国保は歳入が47億円近くあって、歳出が44億ということですから、差し引き2億9,000万円の黒字といえますか、そういうものが発生をしております。

そこで、1つお尋ねをしたいんですけど、この25年度の9月補正予算の中で、基金に1億9,400万入れるということになっておりますね。基金は、そうしますと6億9,000、7億近くになってきます。そして、その基金から9,300万円を繰り出してくる、崩して運営をするということでもありますし、また一般会計からは8,100万円を法定外に持ってくるということで、何かこの収支といえますか、そこらについて矛盾といえますか、わかりにくいところがありますので、ひとつ財政のほうからお答えを願えればと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 松野議員さんの国民健康保険の法定外繰り入れの御質問にお答えを

いたします。

市民部長からも詳細な答弁のとおり、瑞穂市の法定外繰り入れは地方単独事業となっております。地方単独事業というのは、福祉医療助成事業となるんですが、この医療費の保険者への負担の影響や、無料だからといってふえるというようなことが懸念され、この事業を通じて、国からの国保への交付金が減少されて、これがいわゆる波及増分ということで減額をされているところは松野議員も御指摘のとおりだと思います。

また、他の保険者である被用者保険に、国からの交付金が地方単独事業の今の波及増の減額によるものは今のところまだないというふうに考えています。

法定外繰り入れに分類されるとはいえ、地方単独事業である福祉事業の助成事業が波及増を負担するという理由で、国保会計に一般会計から繰り出していることについては、一定の理由になると考えています。

むしろ問題になるのは、法定外繰り入れの中でも、保険税の負担緩和措置とか、決算補填目的の繰り入れは理由にならないと考えています。

どちらにしましても、今後とも被保険者がふえるのか、広域国保はどうなっていくのかというようなこと、また国保税率がどのようになっていくか、基金はふえていくのかというようなことを注意しながら、国保の運営状況の把握に努め、法定外繰り入れが議員御指摘の多額にならないように、努めていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 次に、7 番目になるわけですがけれども、この決算状況から、歳入歳出、これでいきますと、23年度が2億9,500万円、24年度は2億9,100万円の黒字といたしますか、そういうことになって、前年度より400万円近く少なくなっているという状況であります。

これは、平成24年度に保険税の賦課、あるいは限度額、こういったものの見直し等によって少なくなったと。それから、逆に給付の関係はふえてきているということであって、前年度と比べれば400万から500万円安くなっているというお話になっておりますけれども、この国保の運営に当たっては、安定的な基盤をつくって運営していかなければならないということが基本になるわけですがけれども、次年度以降、26年度以降については、この保険税の徴収等を含めた話でございますけれども、その取り組みについて、現在どのような動きをしているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 確かに、平成24年度の単年度収支は約500万円の赤字となっておりますが、歳出総額45億円のうち、500万円ということで、保険給付費から

見ても30億円のうちの500万円ということでもありますので、健全運営の範囲であるというふう
に考えておりますが、これまで平成20年度、22年度、24年度と2年ごとに保険税の改定を行っ
ているのが現状でございます。平成26年度に保険税の改定が必要かどうかは、国民健康保険
運営協議会にも今年度諮りながら、今年度中に見直しを精査しながら考えていきたいと思いま
すので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 単年度赤字といいますが、単年度で500万円の赤字ということになる
わけですけれども、要はこの滞納といいますが、不納欠損といいますが、そういったところの
収納率の向上といいますが、そこら辺を先にやるのは当然だと思うんですね。要は、保険者か
らお金を徴収するというのではなく、よく精査をしてから保険税の見直しをしてほしいとい
うふうを考えます。

8 番目は、広域の問題でございますけれども、国の地方分権改革推進委員会、これは私の資
料では平成20年の5月28日第1次勧告によると、現在の医療制度は医師不足、医療費の適正化、
医療保険制度の財政運営の安定化など、多くの課題を抱えていると。また、医療サービスにつ
いては、地域ごとに特質がある一方、サービスの利用が広域にわたるため、都道府県の権限と
責任の強化をもとに検討し、早急に結論を得ることというふうに勧告をしているわけですけれ
ども、平成20年からもう数年間たっておるわけですけれども、この広域化についてどのような
動きになっているか、ひとつお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 社会保障制度改革国民会議におきまして、8月6
日ですが、安倍首相に提案されました報告書では、国保の財政運営の責任を負う主体、保険者
を都道府県としつつ、保険税の賦課・徴収、保険事業の実施に関する市町村の積極的な役割が
果たせるように、都道府県と市町村が業務を適切に役割分担し、分権的な仕組みを目指すべ
きだという提言がありました。

この報告を受け、政府は8月21日に、今後の社会保障制度改革の方向性や道筋などを盛り込
んだ法案の骨子を閣議決定しました。国保改革などは、平成29年度までをめどに必要な措置を
講じるというスケジュールであり、関連法案は平成27年度の通常国会への提出を目指している
ところでございます。

現在のこちらで把握している状況は、このような状況でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 国保を運営していくには、各自治体といいますが、市町村も大変だと

いうふうに思っております。

したがって、県下一本にして安定的な運営をしていただく、これが理想ではないかというふうに思います。

29年度末には何らかの方向といたしますか、実施といたしますか、そういった可能性があるということでもあります。

最後になりますが、これは全体の社会保障の問題ですけれども、子育て支援、あるいは介護保険、年金等の社会保障制度を今後確実に維持するには、2025年では31兆から48兆円近くが必要であると報道等をされております。

先般、社会保障改革の手順を明示したプログラム法案の骨子を8月21日、政府は閣議決定しております。その内容については、負担増や給付抑制につながるメニューが多い。その内容については、70歳から74歳以下の窓口負担、あるいは70歳になる人から段階的に5年かけて引き上げていくと。引き上げますと、年間、その方は4万5,000円であったのが、7万5,000円近くになるという負担増であります。

一方、軽度の要支援者1、2と段階はあるんですけど、そういった軽度の方についてのサービスを切り捨てるような、あるいは会社員といたしますか、大企業に勤めている方の健康保険組合、これなどの保険料も上げるということ。

したがって、要は国民に対しての負担増、給付抑制など、家族や自分の負担を重くする公助ではなく自助、これを動視し、痛みを求める見直し案であるというふうに解釈をします。

そこでお尋ねをしますが、国民の生活が向上しない中、政府は来年4月から消費税を5%から3%上げ、8%に引き上げる予定であります。これを実施されますと、国民負担が8兆円というふうに言われておりますが、この消費税について市長はどのようなお考えであるのか、お伺いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 先ほど話題になりました社会保障制度改革国民会議の報告書の中に、国民へのメッセージという部分があります。日本の人口高齢化は、多くの国民が長生きするようになった結果である。日本が人類の夢であった長寿社会を実現できたのは、医療保険制度を初めとする社会保障制度の充実が大きく寄与したからであり、今度はすばらしい制度を必ず将来の世代に伝えていかなければならない。そのためには社会保障制度改革が必要である。一定の方々が負担するのではなく、全世代の方々が負担し合うというようなことかと思えます。

この趣旨には賛成でき、脆弱な国保の財政基盤を安定させ、持続可能な医療保険制度を構築するためには、何らかの財源が必要と考えておりますし、すばらしい制度を将来の世代に伝えるためには、やはり消費税というようなものが必要であるというふうに認識しておるのが現状

かと思えます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 二、三日前の新聞でしょうか、消費税の問題の世論調査というものが
ありました。それは、50%近くの方が消費税の値上げは反対ですよというアンケート結果が出
ておりました。

痛みを分けることはわかるわけですが、消費税のうち、道路とか公共施設、そういっ
たところにも使えるような附則の法案であるというふうに思うわけですね。その消費税が全部
社会保障に使うということであれば、ある程度やむを得ないという認識もあるわけですが、
附則の中にそういったことも書いてありますが、消費税全体を含めて市長はどのようにお
考えになるのか、ひとつお願いしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま松野議員から国保の関係におきまして、詳細に御質問をいた
だいておるところでございます。

御案内のように、社会保障はどんどんどんどん年々上がっております。特に医療給付費、ま
た介護給付費、こういう関係におきまして、現在三十何兆円というところがございます。毎年
1兆円ずつ、そういったものが上がっておるところでございます。この消費税におきまして
は、昨年8月でございますか、やはり自民党と民主党、公明党の3党合意で、税と社会保障
の一体改革、こういうことで消費税は2014年の4月1日から8%、そして2015年の10月1日か
ら10%ということをして3党合意しまして、法律になっておるわけでございます。それを実際に上
げるかどうかというところがございます。

この10月1日に、安倍総理大臣がこの決断をされることは御案内のとおりでございます。こ
れまで有識者約60人から、その意見を聞かれました。それに基づきまして、いよいよ決断をさ
れるわけでございますが、今議員御指摘のように、私はあくまでもやはり3党合意で決めまし
たこの消費税の関係におきましては、やはり社会保障と税の一体改革、やはり社会保障費に充
てるというのがこのときのあれでございます。やはりその基本に基づいて、私は社会保障の充
実のために来年の消費税のアップはやむを得ないと、こういう思いでございます。

ここに世界の消費税、148カ国の消費税が全部載っておるわけでございますが、1桁台はは
っきり申し上げまして、ここで見ますと日本と、そしてからタイ、シンガポールあたり、そし
てカナダですね。ここら辺でございまして、私も海外はいろんなところへ行きますが、あとは
もちろん10%以上でございます。高いところでは25%、こういう形で社会保障制度を確立して
おるところでございます。

そんなところから、私としましては、来年の8%の消費税をやるのはやむを得ないと、こう

いう認識でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 時間の関係上、次へ進みます。

地域防災の関係でございます。

この件につきましては、数名の方が質問されておりますので、私のほうは教育を含めた話の中でございます。

当日は、2 時過ぎからこの地域に記録的短時間大雨情報というものが 2 時間にわたって 8 回発令されております。先般もらった資料の中では、14 時から 15 時が瑞穂市では 60 ミリ、それから 15 時から 16 時は 70 ミリという記録的な大雨が降ったということでございます。

したがって、そういった記録的な情報と申しますか、そういうものが発令をされておりますから、本市としては平成 24 年の 4 月にできております瑞穂市の地域防災計画、これに基づいて対応されているというふうに思っております。

教育のほうでは、多分、午後 2 時ごろはまだ授業中だと思うんですけども、その後、帰宅の待機の指示とか、それから安全を確認してから帰宅をしたとか、最終的には 8 時 2 分に生徒の下校を全員確認したということでありまして、3 時ごろに安全が確認できた場合は許可をしたということですが、この 3 時から 4 時の間は 70 ミリの降雨量があるわけですが、その時間帯にこの許可を判断されたというのが、私としては残念ではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今回のゲリラ豪雨の対応につきましては、私ども、非常天災時における学校の対応についてというマニュアルを設けておまして、大雨洪水とか暴風警報とか、いろいろな警報が出た場合の対応、それから地震が起きた場合の対応と、いろいろあるわけでございます。その中で、今回については、大雨と洪水という警報と同時に、雷の注意報もあわせて発令されておりました。

大雨洪水警報の場合には、登校後の対応といたしまして、ルール的には校長会と協議の上、市教委より市内統一の指示を出すということが 1 つ、それから学校長判断のもと、学校待機や下校の指示を出すという、そういう登校後の動きについてはそういったルールを設けております。

この 2 時に待機という指示を出したのは、雷の注意報もあったということが大きくその要因になっておるところでございます。また、時間の降雨量が、これまで想定されないような量であったということで、河川の増水ということもございましたので、これは校長先生はそれぞれの学校におりましたので、校長幾人かと電話で相談の上、市教委としてそういった統一の指示

を出したところでございます。

そこで、今松野議員のほうから、3時の時点で帰宅を認めるという、そういう指示を出したということについては、時間が早かったのではないかと、そういう指摘でございます。

これは、いろいろな考え方があると思いますが、これも校長と協議の上、結局現場に一番近い、現場で判断をするというのが、こういった学校対応の基本でございますので、市教委はそういったものについて、全体の統一を図る意味での指示は出しますけれども、学校が、例えば周りが晴天の状態が見えたとしても、これは危険だと言え、学校はそこで帰宅を待機させるというのは当然でございます。基本的に、一番現場に近いところの者が判断をするということと、それから早い段階で一つ一つを決断して指示を出していくということに努めました。

今、松野議員が言われたように、その時間が早かったのではないかとすることは、今後また反省をし、評価をしていかねばならないと思いますが、その時点では、各学校とのやりとりの中で、安全に確認した上で帰宅のチャンスを見て帰すということで、市教委としては帰宅待機の指示を出したままでずうっといるわけにはいきませんので、こういった場合に保護者の方に直接渡す、それから自宅の近くまで引率するという、それはルールとしてありますので、そこら辺も含めて、待機の時期というか、そこら辺も判断をして指示をしたというところでございます。市教委の立場として、そういうことでございました。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 3時に帰宅許可を出して、保護者が多分車で見える方についての下校だと思えます。歩いて帰っていく子については、多分その時間帯には帰っていないのではないかと。帰宅方法の順位があるかというふうに思います。

この記録的な短時間大雨注意報等を含めて、いろんな災害等は予測されるわけですが、市民への情報の周知・伝達等については、広報無線、あるいは一般のテレビ、ラジオ等もあるわけですが、岐阜市ですとエリアメールでいきますね。そういったことがありますので、今後この瑞穂市として、そういった手段も取り入れてはどうかあということを考えますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私ども、今言われるエリアメールというのは準備をしておりますので、万が一の場合にはそうした情報が流せるということになっておりますので、ここ3回か4回、岐阜市内の東のほうでいつも水がついて、それが携帯電話で皆さんのところへ情報が入ることになっておりますけれども、そうしたシステムを持っています。

ですので、万が一の場合にはそうしたシステムも利用させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 私がちょっと認識不足で申しわけなかったですけど、エリアメールはあるということですね、本市としては。

ということは、こういった情報に対しては、今回は出さなかった理由というんですか、何かあるわけでしょうか。岐阜市は出ておるわけですね。どこどこ地区では避難をなさいとか、こういった情報がありますよと出ておるわけですけど、そこはどのような判断をされているのか、本市としては。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 岐阜市の場合は、東部の境川がかなりの水位で上がっておったということで、避難勧告を出しておるかと思えます。ということですので、この瑞穂市内では、まだそこまでいっていないということで、御理解をいただきたいと思えます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 健康保険から防災の関係まで、2点についてお答えをいただきました。

いずれにしても市民の安心・安全のまちのために、今後とも私たちを含めた、執行部ももちろんですけども、知恵を出しながら、生活者の安定、安全な生活が営めるような方向で進めていくのが理想ではないかと思えますので、今後ともいろいろ御質問いたしますけれども、明快な回答をいただき、議員活動に専念していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで8番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後1時45分からといたしますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時45分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブの河村孝弘です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、これより通告による質問に移らせていただきます。

最初に、瑞穂市においての全国初の夏季休暇前後の期間、午前中授業のトライアルをされましたが、学校、保護者、児童・生徒の評価はどうだったのか。また、今後の授業の方向性、教

育事業をいかに展開されるのか。

2番目に、予算とリンクされた決算の整合性をとるために、定例会ごとに予算の月次執行遂行表の作成、実施計画における進捗状況の報告ができないのか。また、各事業計画の事業仕分けはなされているのか、以上の点についてお聞きしていきます。

これより、質問席より質問させていただきます。

1番目に、夏季教育手法への評価についてお聞きします。

エアコン等については6月議会、松野議員より質問もありましたし、先ほど棚橋議員からも質問がありましたが、一部重複すると思いますが、細かい視点、多岐にわたる視点を変えながら質問させていただきます。また、前回の質問にお答えされました教育長においては、一部割愛されて結構です。

現在、気象庁が1931年から2010年に全国15地点で調べた結果、最高気温が35度以上の年間日数は、最近30年間で最初の30年間の1.7倍という気候温暖化の影響を受けています。ことしの全国各地の猛暑日も過去の記録を更新しており、今後の暑さ寒さへの対応、学校教育、一部設備において兼ね合わせていますが、どのように考えていくか、そういう時期に来ているのではないかということ。

また、文科省の学校環境衛生基準によると、地域での温度への対応が違う（南から北、沖縄から九州）ということでの発想ですが、望ましい気温の温度は10度から30度、最も学習に望ましい条件は、冬で18度から20度、夏で25度から28度程度とも言われています。

文部科学省の調査によると、全国の公立小・中学校でエアコンがある普通教室の割合は、2010年が16%、04年度より10ポイントふえております。温暖化が進む中、快適な学習環境を確保する必要があるとして、同省は06年から公費の3分の1を補助し、設置を促しております。

近隣市町において、設置について、各務原市は市内の全小・中学校25校の計717教室に2016年までに整備、岐阜市は2015年までに全小・中校70校のエアコン導入を目指し、教育施設整備基金に25億の積み立て、本巣市はエアコンの設置調査、設計事業費の計上をしております。

時期を同じく、瑞穂市において全国初の夏季休暇前後の期間、午前中授業の実施をトライアルされましたが、保護者、児童・生徒の評価はどのようだったのか、教育長のお答えをお聞かせ願えますでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 夏の暑さ対策として、夏季休業日前後の期間に午前授業を実施しましたことについて、ただいま保護者や地域関係者に対するアンケート調査を行い、各学校で集計しているところでございます。この結果が全て出そろったところで、全体の総括を行いたいと思っております。

今回、7月の終業式の日ですが、第1回目に行いました児童・生徒向けのアンケート結果が

らお答えしたいと思います。

第1回目の調査は、7月8日から7月19日までの午前授業の最終日に、小学校6年生と中学校3年生を対象に行いました。アンケートに充てる時間が余りないことから、できるだけ負担がかからないよう、最上級生にお願いをしたアンケートでございます。

質問事項は、「学校や家で楽しく過ごすことができましたか」と「来年も午後はプールや読書などを行い、早く帰れるようにすることについてどう思いますか」の2点です。

1点目の楽しく過ごせたかについての質問に対して、「楽しい」41%、「どちらかといえば楽しい」40%、8割を超える児童・生徒が楽しく過ごせた、有意義だったと答えています。

小学校では、友達と過ごせてうれしかった、3時から遊べた、プールが涼しい、自由時間が多く楽しかった、読書で静かに過ごせた、早く勉強ができた、漢字ドリル・計算ドリルもしっかりできた、涼しく過ごせた、クーラーがなくても涼しく勉強できた、ゆったりと過ごせた、早く帰れて家族と話すなど家族団らんがふえた、という声がありました。

中学校では、部活に集中できた、好きな部活がいっぱいできた、悔いのない練習ができた、勉強がしっかりできた、宿題もやれた、時間の使い方、部活と勉強が両立できた、規則正しい生活ができた、家族で楽しく過ごせた等の意見がありました。

楽しくなかった、有意義に過ごせなかったの回答には、家に帰ったら家のクーラーをつけて即勉強だったから楽しくなかった、熱いし夏休みが減るから楽しくなかった、部活が長過ぎてだらだらした、サボる子もいた、思ったより早く帰れなかったなどがありました。

2点目の来年も続けたいかという質問については、「続けてほしい」42%、「どちらかといえば続けてほしい」40%と、こちらについても8割を超える児童・生徒が続けてほしいと答えています。

小学校では、勉強もプールもできる、プールが楽しい、どうせ夏休みは暑くて勉強できないから、友達と会う機会がふえるから、家族団らの時間がふえる。中学校では、部活動の時間が確保されたから、たくさん練習できればうまくなるから、部活を頑張りたいたいから、午前・午後の切りかえがうまくできるから、自由時間が生まれるから、勉強の時間が確保されたからがその理由でした。

続けてほしくない理由には、宿題量が変わらないのに夏休みが減って苦しい、一研究の時間が足りなくなる、夏休みが減る、夏期講習と日程が合わないなどがありました。

現在、小学生、中学生だけでなく教職員、保護者、給食センターや放課後児童クラブなど関係する方々に広くアンケート調査を行っております。教職員からは、学習効率が上がっている、指導を必要とするお子さんとじっくり向き合えると声が聞こえてきますし、児童・生徒からは、夏休みが短くなって残念という声も聞こえてきます。

夏休みが短くなるという内容や気象条件、関係者の意見を全て考慮しつつ、この暑さ対策に

ついでに試行についての効果を厳正に分析し、来年度に生かしていきたいと考えております。
現在の9月の時点でのアンケートは、今集計中でございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 今の教育長のお答えですと、午前中授業の賛否両論、子供たちにも結構あると思いますし、保護者にもあると思いますけど、その中でエアコン導入という形はどのように、最終考えていらっしゃいますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） さきの6月議会において、松野藤四郎議員、また今回は棚橋敏明議員、この後ですが庄田昭人議員にも同じように取り上げていただきました。

教室へのエアコン設置の件につきましては、今年度の午後の授業をカットするなど瑞穂市としては対応し、その評価を検討する上で検討をしていくというステップに考えておりました。今年度は、今評価を行っているわけですがけれども、前半、午前授業実施直後から、7月8日からですが、37度を超える猛暑日が続きました。後半は第2学期開始、8月26日から一転して涼しいスタートができましたが、近年の異常気象を考えると、今年度実施した暑さ対策の午前授業の導入といったソフト面だけの対応では、児童・生徒の体調管理、健康管理ができない状況が生まれると心配をいたしております。

ついでに、今質問のありましたエアコンということですが、普通教室や特別教室へのエアコンの整備は緊急を要すると考えております。先ほど、棚橋議員のところでもお答えさせていただきましたが、教育委員会定例会においても次年度以降の重点的な施策として、全体の総括を見てからの話ですが、午前授業の実施の継続、そして教室へのエアコン整備を第一として話し合いました。

教育委員会といたしまして、教室へのエアコン整備を少しでも早めないと、児童・生徒の健康管理ができないという立場で、新年度への予算措置要望を考えています。どのように進めるか等については、市長及び財政当局に協議していきたいと考えています。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 教育長のお考えは大体わかりましたけど、設備等々の投資において、財政と非常にリンクするため補助金、教育積立基金等、初期投資、ランニングコストを含め次の質問に回させていただきたいと思っております。

現実的には、教育の現場は子供たちの未来を育てるために、快適とは言わないまでも、どのように教育の方針をやっていかれるかということに尽きると思っております。財政のほうは費用対効果という、いわゆる民間企業で言うメリット・デメリットの世界になってくると思いますが、

教育の世界は費用対未来という言葉を使わせていただきますけど、未来のためにいかに費用を費やしていくかということになると思います。

そのことについて、今後エアコンも含めながら、市長にどのようにお考えをされているかお聞きしたいんですけど、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 河村議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

この夏休みの午前中授業といいますが、夏季の関係におきましては、今状況を、また子供たちのアンケート等々におきましては教育長からなる説明をさせていただきました。このことにおきましては、全て私のほうへも報告をいただいております。

そういう中におきまして、御案内のとおりでございます。近年、夏の暑さ、本当に子どもが若いときに味わったところに比べましたら、温度は確実に1度から2度上がっておることはもう間違いないわけでございます。特に、ことあたりの夏の猛暑というよりも酷暑ですね。こういった連続日数も更新しております。

こういうことを考えますと、エアコンの関係、これも先ほど河村議員からもございました。もう既にいろんな市町が導入するという意向をしております。子どもも、そういったことにおきましては内々話し合いをいたしておるところでございます。子ども瑞穂市が各学校に全て整備しよういたしますと、少なくとも6億か7億のお金が必要になってくると思います。これはやろうといたしますと、一気にはできません。やはり年次計画を立てまして整備しなくてはいけない、このように思っております。

そんな関係から、大体校舎が3階建てでございます。やはり一番上の部分、普通の家庭でもそうでございますが、2階と下では温度差が相当違います、はっきり申し上げまして。そんなところから、やはり上層の普通教室、また特別教室は常時使いません。こういったところは入りますと、とても入っておれる状況ではございません。こういったところ等から順次整備をしていかななくてはいけない、こういうことを考えておるところでございます。

このことにおきましては、もう少し詳しくデータを出しまして、最終的にどのくらいかかるか、またランニングコスト、電気代ですね、どのくらいかかるか。そして冬場の暖房をします。これを今ガスで暖房の施設をやっておりますので、これをあわせてエアコン、冬も使えるわけでございますので、こころの整合性もとりながらどういう形がいいか、そういったことも含めましてしっかりと検討をしていきたい。

もちろんこの整備をするということで検討をしてみたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

市長が最終的に導入のイロハ、これからストーリーを組まれると思いますけど、あと財務、企画部長のほうが実行に移されると思いますけど、来年度から、その辺のことを期待して次の質問に移りたいと思います。

決算と予算の整合性及び事業の執行状況等について、お聞きしていきたいと思います。

現在、地方自治体、二元代表制のもとで、決算・予算審議が機関対立主義の根本原理から遂行されるべきであり、市民感覚を武器に、フレキシブルな感性から議員及び議会が執行部と双方が補完し、チェック・アンド・バランス構造を念頭にして質問に入ります。

今年度の決算を見ますと、繰越金が予算現額からの比率が高いのではないかとされます。その原因は、契約金額の差額とか節約をしたものと説明されていますが、感覚的には臨時財政対策債の借り入れや基金の繰入金を過度に見過ぎているのではないかと思います。

予算を構成される際は何を基準にしておられますか。例えば、税の未納額をあらかじめ決めて予算に反映させない。歳入は低目に、歳出は多目に計上する。また、決算の執行状況は常に把握されていますか。執行がおくれているか。予算だけ計上しているが未執行状態、通常はあり得ないのですが、請負金額が予算より多く契約していないか、予算にない事業や備品の取得がないかということです。

一部、執行部はどのように、現状きちっとやられていると思いますが、今の現状の所見をお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 河村議員の、決算と予算の整合及び事業の執行状況の御質問にお答えをいたします。

平成24年度の一般会計決算については、実質収支、繰越金が6億7,099万1,000円であり、24年度の予算現額に対して4.1%となっています。繰越金の原資の大半が歳出の不用額であり、例年、監査委員からも過度の不用額とならないよう指摘をされています。

12月や3月の補正予算において減額補正を行い、適正な予算執行となるように努めており、過去の実績と比較しても特段高いものではなく、適正な範囲内であるというふうに解釈をしております。

過年度においては、例えば平成22年度においてはこの繰越金が、実質収支ですが、10億9,868万円となって、このときには予算現額に対して6.5%になったこともありましたが、平成20年から平成24年度の決算では、この平成24年度の決算が一番予算現額に対して低い率となっております。

御指摘の臨時財政対策債は地方交付税の振替措置であり、基金繰入金についても公共施設整備基金等の特定の目的において繰り入れをしており、過度な借金や貯金の取り崩しといったわ

けではございません。

御指摘の臨財債については、地方交付税の振替措置というものの、後の年度において地方交付税に算入されるというものですが、不確かなところもあり、枠いっぱいまで活用することも課題となっておりますので、十分そのあたり認識しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、予算編成に当たり歳入の市税、100%歳入されるのが理想であります。現実は収納率の問題がありますので、そのあたりの点を加味した予算を計上しております。歳出についても、前年度の実績、執行率を考慮し各課への予算枠を配分しております。

決算の進捗状況といいますが、予算の進捗状況につきましては例月監査でも見ておりますし、もちろん担当課でもしっかり把握をしております。

次に、予算にない事業の執行とか予算枠を超えた契約、予算にはない備品の取得などですが、これらについては予算を仕切る地方財政の関係にあつて、あつてはならない行為でありますので、執行状況は財務システムを活用しておりますが、適切に運用しておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

また、予算だけを計上し未執行にしているものということですが、これについては何か特別な理由がありおくれておるといふことで、この件についても理由を明らかにして、補正予算で減額していくものになりますのでよろしく願いをいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） お答えの中で数字が全然入ってないので、的確に判断することはできませんけど、現状で実財源において繰越金が10%以上、これだけ差があつて果たしていいものか。民間であれば、10%の予算、前後するということ自体が考えられない。その辺のところを加味して、またお聞きしていきます。

決算・予算書を見ますと、当初予算の比較で審議されてはいますが、決算の執行内容をもとに予算計上し、当初予算と新予算の比較でなく現予算と決算に基づく新年度予算の審議を、広く浅くではなく、踏み込んだ審議を広く深く、また職員が予算の執行の成果を詳細に、説明の場として時間をかけて専門的に審議するために、例えば先ほど棚橋議員も言われましたけど、熱意とか創意工夫とかいう感情論でなくって、事務事業評価表の作成だとか、もっとシビアな面で書類作成、チェック・アンド・バランス、チェック・アンド・ドゥですか、そういうところまでしっかりチェックしていただきたい。それをやらない限り、何一つ感情論だけではもう進まないと思っていますし、その辺のところは一部考えていただきたいと思っています。

また現在、決算・予算の審議をそれぞれの常任委員会に付託されてはいますが、予算・決算は一般会計、特別会計を問わず一括審議する場として、予算・決算委員会の設置。これについて

は議会のほうの現状、議会改革として今議会報告会のみになっておりますが、それについてもそれだけでいいのかという疑念、改革も必要だと思っています。それだけだったら、議会報告するだけで単純にいいのかと。それじゃなくて、予算・決算委員会を設けてその中でチェックしていく、その場も必要ではないかと思っています。

そのことについて、執行部はいかに考えて、議会側じゃなくて執行部側としての御意見もお聞かせいただきたいですし、現在の総合計画から予算、執行、現予算をつけていくと思うんですけど、総花的な予算じゃなくて、数打てば当たるというものでもなくて、やはりその中で一番いいものは何かと。それがどういうふうに、早期実行案件としていいのかという、先ほどの予算・決算委員会の中でも含んでおりますが、事業仕分けをすべきではないかと思っております。それについて、お答え願えますでしょうか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の予算・決算委員会ですが、現在、決算・予算の審議は総務委員会で総括して審議していただき、各委員会の協議会のほうで該当する決算・予算について協議をしていただいております。

予算・決算の委員会の設置については、議会の皆さんの御意見、お考えの中でということになりますが、議会の活性化にもなり、より専門的にもなり、執行部では、よいのではないかとこのように考えております。

これから財源確保に厳しくなるということで、河村議員の御質問のように、華々しいという予算でなくても早期的にじっくりというような予算も、要するに中長期的な計画が必要だと思っております。

御質問の事業仕分けにつきましては、市民を巻き込んで、結果が出ないような事業仕分けではなく、瑞穂市では事業評価にウエートを置いていきたいと考えております。ことし3月に公表した総合計画実施計画の見直しの中で、その仕組みを、いかに市民の皆さんから御意見をいただくような体制を構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 継続になりますけど、さきに質問しましたエアコンの導入を含め、これを例にして挙げますが、初期費用、ランニングコストのためにリース契約もあると思います。先ほどの質問、前任者、質問ありましたけど、太陽光発電ですか、それがいかに安く経費節減になるか、僕にはちょっとわからないんですけど、初期費用は非常に高いと思います。それで10年、設備修理等々入れて、それが本当に合うのか。そこも含めて、一番効率のいいものもやっていただきたいと思っていますし、ただ単純に、やはりだから太陽光発電がいいだとか、単純にそういう問題でもないと思っていますから、その辺は管理部門を含めて、後の整備の係る

ランニングコスト等考えながらやっていただきたいと思います。

基本的には、補助金、基金、財政面において瑞穂市全体の総合プランニングをどのようにして考えていくか、予算組みをその中でどういうふうに組み立てていくか。市民感覚、民間企業の意識の中で、俗に言われる民間で老舗病ですか、大企業病、今後の市政においてそういう大きな病が発生しないように、組織がフリーズしないように、その辺をどのように考えていくかと考えておりますが、その辺を含めて企画部長、お答え願えますか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の例えばですが、学校、教室へのエアコンの設置につきましては、教育委員会の独自の取り組みである試み、他市町からも注目を集めていると聞いています。今後、取りまとめをされてから、どんな評価であり、どんな総括になるのか一度確認の上、考えていきたいと思っております。

河村議員の御質問の本意ですが、御提案のように老舗病、大企業病というふうに表現をされましたが、非効率的な体系とか、組織が大きくなるにつれて経営者と従業員の意思の疎通ができなかったりということや、事なかれ主義などという状況を言ってみえるのと思えます。

例えば、エアコンの導入にしましても、リースがいいのか買い取りがいいのか、補助金はないのか、今後の経済対策はあるのかというようなこと、先ほども市長からお話がありましたが、教室のストーブはどうするのか、屋上にソーラーが必要なのかというようなことを、費用対効果の面、総合的に考えていきたいと考えております。

例えばですが、エアコンの導入にしても大規模な事業となりますので、民間の活力やよい提案を得ることも手法にあると考えています。全ての条件がいい時期を協議しながら進めてきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

できるだけそのように、方向性、総合プランニングを立てて行政の運営をされていくことを期待しております。

また今後、地方債、基金、補助金等について、瑞穂市民に理解をし得る質問を今後も続けさせていただきたいと思っております。本日の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、11番 河村孝弘君の質問を終わります。

続きまして、14番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、個人質問を行います。

通告は4点でございます。

1つ、国からの再要望を受け、給与削減措置のその後の状況について、2．瑞穂町との職員の交流について、3．主要な事業における財源措置について、4．市の行政組織について、以上の質問につきましては、質問席にて一般質問通告に沿って質問いたします。

1問目でございますが、国の再要請に係る給与削減措置のその後の対応について。

先月になりますが、8月31日の新聞に、給与削減はしないと判断していたある市がございました。再度、国からの要請を受けて、管理職手当、期末手当を削減するとの報道がされておりました。

堀市長は、さきの6月定例議会で、私の一般質問に対して、職員給与の削減はしない、行わない方針であると答弁をされました。その後において、新聞報道では、国では削減しない自治体が全体の5割以上もあったので遺憾である。引き続き、地方自治体に要請していきたいという記事が載っていました。

地方自治体においての問題となるのは、この削減要請にかかわらず、もう1つの地方交付税のカットが問題であります。国と地方と対等と言いつつも、これでは要請でなく強要に近いという学者の意見も載っていました。

1つ、堀市長が職員給与の削減をしない方針を打ち出してから2カ月がたちました。その後、市民からどのような意見や反応があったのか。

2．職員に対して、市長はどのように対応したのか。

3．また国、県からの再度要請はあったのか、今後、地方交付税のさらなる削減はあるのか、その3点、どうなっているか、企画部長に質問いたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の給与削減の措置のその後、方針決定後の状況についての御質問にお答えをいたします。

まず総務省が発表しました8月2日付の地方公共団体における給与措置の実施状況、平成25年7月1日現在のものになりますが、こちらから少し説明をさせていただきます。

若園議員の言われるように、全国の1,722の市町村中、国の要請を受けて給与減額を実施したという自治体は775団体で45%になります。その他、実施の予定であるがというのが128団体、これを合わせますと903団体で全体の52.4%になります。また、国の給与の水準以下で減額の対象でない自治体というのが210団体になります。残る609団体の内訳が、検討中であるというのが362、議会で否決されたというのが20団体、実施しないが227団体ということで、全体の13.2%が実施しないということになります。

今申し上げたのは市町村であり、指定都市とか都道府県については含まれておりませんので、

また資料が必要であれば聞いていただければと思います。

続いて、岐阜県の状況ですが、議会での否決を含めて、実施しない自治体は瑞穂市を入れて9自治体であります。率としましては21.9%ということで、先ほどの全国の平均よりは岐阜県の場合は少し高い数字になっています。

さて、御質問の本題になりますが、瑞穂市の職員給与を減額しない方針という決定後において、市民の皆さんからの意見ですが、電話や提案、あるいはホームページなどを含めて何もございません。

堀市長からは、6月27日に、市役所の個人のパソコンというのがあるんですが、その中で市長から訓辞がありました。その内容については、市長が判断した経緯や、これから行政サービスの低下にならないようにといったこと、また市民目線に立った日々の業務に当たっていただきたい。極力時間外勤務等の人件費の削減に努めてください。また、管理職にあっては一層気持を引き締めて、住民サービスの向上に努めてくださいという内容でした。

そして、国の再要請の件ですが、8月21日の報道によりますと、総務省では、国が要請していた7月からの給与削減を実施していない自治体に対して、9月の定例会に給与削減条例を議決して10月から実施できるようにというような検討をしているということで、加速しているというような記事が載っていました。

このような結果から、議員御指摘の8月31日の新聞に、給与削減しないと書いていました県内のある市が管理職手当と期末手当を10月から削減するという発表がありました。その理由は、県を通じて再度国から要請があったということです。その他、県内の動きは現在のところありません。

次に、地方交付税の動向ですが、総務省では、行革で成果を上げた自治体に交付税を手厚く配るような新算定方式も導入しているという情報がありました。もしかして、この給与削減の実施を行政改革における成果として位置づけて、手当を手厚くするという可能性もあります。その報道の結びには、学者や識者の意見がありまして、今回の給与減額要請に関して、地方交付税の削減は公共サービスの低下が続いている今、特に福祉分野の切り捨てが加速したり、さらに貧困ビジネスがはびこってしまうというような傾向があり、低賃金と粗悪なサービスが競う負の連鎖に陥っていくのではないかとすることを懸念した記事がありました。

以上で、方針決定後の状況についての答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今、部長から報告がありましたとおりに、いろんな行政改革等の給与削減に伴う成果が出ると思います。

はっきり言いまして、経費の削減は必要でございますので、その成果がすぐには上がりませ

んが、常に進めていただきたいと思います。

新聞にもありましたように、県を通じて再度要請があったと思いますが、市長にお伺いしたいんですけども、瑞穂市としてはどう対応していくのか。市長は給与削減について、その後、対応はするかしらないのか、市長の考え方に変わりはないかどうかですか、お尋ねしたいと思います。堀市長、お願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 若園議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

さっきの地方公務員の給与の削減、私ども瑞穂市は削減をしないということでございます。そういう中で、なぜしないか。このことにおきましては、さきの議会におきましても説明を申し上げたところでございますが、この地方交付税は地方自治体の固有の財源なんですね。それを国のほうが一方的に、全国画一にやるということは地方自治法にも反することございまして、本来でございますと、今、地方分権一括法も制定されて、どんどん地方分権を進めなくてはいけない中におきまして、国のほうが一方的にするといったことには到底私どもは従うわけにはいきませんし、現在まで国と地方の財源内訳は6対4でございます。これを本当は地方分権で逆に4対6、国が4で地方が6と、悪くても5対5ということで進めておる地方分権でございますが、まだ現在は地方が4.3で国が5.7でございます。

そういう状況の中で、私どもの瑞穂市、合併して10年でございますが、瑞穂市の職員はラスパイレス指数も八十幾つから90そこそこで、ようやく94になったところでございます。国が100に対しまして94になった、これは県内でも本当に合併当時は断トツに低かったわけでございます。ようやく94までぐらい行ったところでございまして、国が来年の3月いっぱいまで、国家公務員をやります。これはもうこの数字の出し方も、本庁の霞ヶ関のそういったあれは全く入っておらん状況の数字の出し方ございまして、本当はもっと高いんです、はっきり申し上げて。そういう中でのこういった一方的な削減には、私どもは瑞穂市の職員のラスパイレスからいきましても、私としては納得できないということで、削減はしないと、こういうふうでございます。

先般、私ども包括外部監査、これは私どもの今監査委員、若園議員も監査の議員さんでございますし、なかなか監査もシビアでございます。そこに加えまして、包括外部監査で本当に税理士、会計士を初め数名の民間の方が、民間目線でまず公の施設の管理運営、さらには補助金、また入札の関係につきまして、本当にシビアに意見をいただいております。

その意見に対しまして、私ども事務局のほうとしまして、一生懸命この措置のほうを今取り組んでおるところでございまして、この措置がわかりやすくしっかり取り組んでおるということで、先般、オンブズマン、これ全国大会でございまして、昨年は盛岡でございます。ことしは京都でございます。措置模範大賞というのを表彰すると、こういうところでございますので、

私、先般、土曜日でございましたが、京都へ行って、龍谷大学でございました。ここで表彰を受けてきて、それじゃあその効果はどうかというところでございまして、後でスピーチもさせていただきます。

我々が旧巢南、旧穂積の関係から来ておりますいろんなこともございます。こういうところにメスも入れたいというところも、包括外部監査のほうでいろいろ指摘も受けました。そういった改革等も取り組ませていただけるということで、大きな効果が出ておる。この金額だけでも、これから続けてまいりますと大きな金額に積み重なっていくわけでございます、私ども、削減をしなくても十分そういった財政面では対応が出てくると。

こういうところが、今議員がありますように、その後どうかというところでございますが、私の気持ちは変わっておりません。私どもは削減しない。このことにおきましては、県の地方課の課長にも直接面談をして伝えてまいりました。また、国のほうの私どもの代議士等々には、やはり一律では納得がいかない、こういったことを総務省にしっかりと伝えていく。これは私、東京のほうへ10月から何回も出ることがございます。そういったことはしっかりと、私どもの置かれておる立場、これまでの経過、そういったものを十分話をさせていただいて、なぜこの削減しなかったか、そういったことについてももしっかりお話をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 堀市長の答弁を聞いて、揺るぎない意思と経過を確認し、よくわかりました。

しかし、今後とも経費削減できるところはしていただき、これで職員の士気の低下や住民サービスが低下することのないように、さらに努めていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。

東京都瑞穂町の職員交流について。

先日、議員研修で瑞穂市と災害協定を結んでいる東京都瑞穂町に行きましたが、瑞穂町はリサイクルプラザ、エコパークなど施設面では先進的でかなり立派でした。また、ソフト面においても、財政状況も福祉施設、あるいは環境対策、防災計画、総合計画などのまちづくりは、瑞穂市の職員が研修する価値があると私は考えております。

さらに、瑞穂町のおもてなしの精神やおもてなしの心は、今、東京オリンピックの開催決定や、水泳など国体が東京都で開かれています、東京都のおもてなしのよさが話題となっております。私も瑞穂町に視察に行き、おもてなしのよさ、瑞穂町の職員にも見られたと思います。瑞穂市職員も短期的に瑞穂町に派遣し、研修を通じ職員が瑞穂町のよさを持ち帰り、瑞穂市が生かすことは、得るものが大きいと考えております。

堀市長は瑞穂町とは災害時の災害防災協定だけの考えか、今後とも幅広く考え、職員研修やその交流などを行う考え方があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 東京瑞穂町との職員交流についてであります。午前中にも棚橋議員のほうから、市民を挙げてというような交流の質問もございました。

今回、議員さん方で東京の瑞穂町のほうに研修に行かれ、東京瑞穂町は財政的にも当市とは随分違うということで、こちらのほうも聞いております。恐らく、防災面、まちづくり、環境面においても、瑞穂市の職員の研修先としては申し分のないということは判断をしております。さらに、お聞きしたところでは、職員にもどうかわかりませんが、おもてなしの心がいっぱいだということも聞きました。

そこで、市長から許可があり、議員の皆さんからも予算の承認が得られ、先方の瑞穂町も受け入れがあるのであれば、先進的なよいところは積極的に取り入れていくことも検討すべきであると考えています。

ただし、その場合においても、物見遊山だけにならないように、事前に研修テーマを決めて研修するというのですが、現在はインターネットなどで容易に情報が得られるために、現地瑞穂町まで出向いて研修する必要があるかということも条件になります。

これを機会に、職員の自主研修のあり方も整えることができるといふふうに考えています。お答えできることは以上のこととなりますので、若園議員さん、よろしく願いをいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 企画部長の考えはよくわかりました。

では、堀市長にお尋ねしますが、職員の交流はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをしてみたいと思います。

職員の交流という御質問でございますが、その前に、本当にこれ縁がありまして、日本で現在、自治体で瑞穂とつきますのは東京都西多摩郡の瑞穂町、人口3万4,000人、面積が16.8平方キロでございます。私どものまちが人口5万2,000人、28.19平方キロでございますが、瑞穂というのはみずみずしい稲穂が垂れると。これまさに、もともと瑞穂というのは日本の国の起源と言ってもいいわけございまして、そのこの2つのまちが縁がありまして、私もあるところで町長に会いまして、向こうからありましたこの大規模災害時に応援協定をする、こういったあれ。やはり隣同士もだめでありますし、あんまり遠くても応援協定にできません。遠からず近からずというところございまして、結ばせてもらった。それによって向こうから来ていただき、また議会も向こうへ行っていたいただきまして、おもてなし、何人かの議員さんからいただ

いております。本当に素晴らしいおもてなしをしていただいた。本当に感謝をしておるところでございます。

そういう中で、職員のというところでございます。職員のことにおきましては、今、森企画部長から答えたとおりでございますし、私が言って云々というよりは、今答弁をさせていただきましたように、今、時代がインターネットの時代でございますし、情報化の時代、ハイテクの時代でございます。職員からみずから、どういうテーマがあって、何ができる。やはりやりたいと言え、私は行かせますし、またそういった交流もさせます。やはり、みずからやる気があるかないか。私がやれでなく、今まさに、先ほど来からいろいろ質問をいただいております財政でも何でも、事業でも、職員がみずから真剣に瑞穂市のことを考えることが大事でございます。

今、そういうふうに着つつありますので、このことにおきましては、企画部長が答えたとおりで、職員のほうからそういうテーマを設けてやると言え、大いに研修をさせたい、このように思っておるところでございますので、よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） はい、わかりました。

瑞穂町においては、非常に総合防災訓練、あるいは住民基本台帳カードの整備の充実、あるいは来町者が見えるところには耕心館のああいう施設の整備等、いろいろと歴史のあるまちでございますので、瑞穂市とは別の特色がございますので、やる気のある職員があれば、どしどし瑞穂町まで研修に行っていただけようお願いしたいと思います。

次に、3点目の質問に移ります。

主要な事業における財源措置について。

私は議会からの監査員でありますから、財政状況の質問は控えさせていただきますけれども、少しだけ触れさせていただきます。

平成24年度の決算事業報告書を見て分析してもらえばわかりますが、歳入を構成する自主財源比率は平成23年度と比較して56%と、2ポイントふえております。内容を見るとよくわかりますけれども、積立金から繰入金で4億8,000万円ほどふえているため、自己財源比率が高くなったものであって、実質上は自己財源比率は3ポイントぐらい下がっているのがわかるかと思えます。つまり、地方交付税や国・県からの交付税に頼っていることがわかります。理由はそれぞれにあると考えますが、中でも市税の根幹である固定資産税の伸びが見込めないところに、収納率もやや下がってきております。

瑞穂市は県内他市とはいろいろと状況が違います。人口が増加し、人口がふえることは他市

よりも市民税、固定資産税を見込めることでもあります、人がふえれば基盤整備する事業もおのずからふえ、予算、事業も拡大することになります。

先ほどから申し上げているとおり、自主財源が見込めない中で、これらの事業を実施していくための財源について、基本的にどうするかお聞きします。

例えば、今後予定されている穂積中学校グラウンド整備、そして大月公園の整備、牛牧小学校の整備、保育園の整備等ございます。さらには、穂積庁舎の改修、あるいは学校施設の改修、あるいは生涯学習施設の改修、コミュニティセンターの整備、水道施設の整備、橋梁整備など数々ございます。

これらの財源について、どのような財源計画で進められていくのか、概要的な考え、または財源計画があれば、質問いたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 主要な事業における財源措置についてということで、若園議員の御指摘のとおり、平成24年度の決算事業報告書には、歳入の自主財源は56%と2ポイントぐらいふえていますが、基金からの繰入金が入っているため自主財源比率が高くなったものであり、実質上は、自己財源比率は2ポイントから3ポイントぐらい低いということになります。

これは地方交付税や国や県からの交付税に頼ってきているということですが、市税の根幹でもある固定資産税の伸びが見込めにくいところに、収納率も影響してしまいました。このあたりについては、現在税務課のほうでも取り組んできていますし、プロジェクトチームを通じて庁舎内全体で考えていきます。

人口の増加に伴う基盤整備などで、施設の維持管理など課題、懸案事項は、先ほど議員御指摘されたとおりでございますが、施設に係る財政需要が増加している状況ということで、今後の御指摘の財源については担当部で事業内容をさらに精査し、どんな財源計画でいつ実施するのか、その計画に無理はないのか、再度検討し企画部と調整が必要になると考えています。

庁舎内で情報共有をさらに進め、オープンにした優先順位をつけることで中長期的な計画になると考えています。そのようなことで、市民の満足が得られるまちづくりにつながるのではないかと考えています。

御質問の本意には沿わなかったかもしれませんが、個々の事業の財源については把握し切れない部分がありますので、財源計画の考え方をお答えして答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 答弁にもありましたが、財源には自主財源をふやす企画をすることが第一だと考えられます。

これらの合併した自治体では、交付税の算定がえが始まりますし、ますます財源が減少し苦

しくなると思います。今までのように事業ができないこと、あるいは公共施設の更新などができないことも予想されております。

来年度からは消費税が引き上げられようとしておりますけれども、その情報では、福祉目的から経済対策にも活用されるような話も聞いております。国の動向を鑑みながら、必要なものから優先順位をつけるなどして、中期的な計画を持ちながら、なおかつその計画も財源をよく検討しながら、無理な財源計画よりも、柔軟に対応して先送りでできることがこれからの財政上必要と考えます。

まずその財政のあり方についてですけれども、財政力指数を上げる手当てとしては、1つ、繰り上げ償還を今以上に行う、2．公債費比率を下げる、3．収入未収額、不納欠損、収納プロジェクトの今後の充実、行政コストを下げる手法を行う、給与あるいは臨時職員等の給与、あるいは社会保障給付については細やかにいき抑えていくと。あるいは自主財源を市税、あるいは固定資産税の確保を今後努めていく。あるいは国の事業であります臨時財政ですけれども、地域の元気臨時交付金の確保等を生かして、財源確保に努めてされるとういことだと思います。

最後になりますけれども、市の行政組織についてお尋ねします。

この質問は6月議会でも質問しておりますが、そのときには給与削減の質問に時間と労力をとられまして、この組織改革の質問の受け答えがわかりにくくなってしまっておりますので、再度質問し、明らかにしたいと思います。

瑞穂市は合併して10周年を迎え、新たな出発点としての基点があります。瑞穂市の人口は他の市町にもない伸びを示しており、今後とも伸びる想定結果は新聞にも載っております。一方、市の組織体制は平成20年2月に改編し、子供の関係が教育委員会へと移行したことがありますが、その他の組織についてはそのままでございます。人口がふえ、権限移譲があり、さらにまた権限移譲があるようでございますけれども、市の行政が変わってまいります。これから5年、10年先を見据えた場合どうなるのでしょうか。

堀市長が掲げる、安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくりと位置づけられておりますけれども、その達成のためには、先進的な取り組みを導入したり、市民のニーズをくみ取りより質の高い行政サービスを行うことが、その安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくりにつながっていくものと考えます。

これから訪れる少子・高齢化ですが、瑞穂市には少子は該当するものかどうかわかりませんが、その場合において、果たして現在の瑞穂市の行政組織のままでいいのか、今の組織体制でやっていけるのか否か。改編すべき部署があるのではないかと、その観点から質問させていただきます。

さきの6月議会で、平成20年の組織がえ改革の総括と、現在における各部と課における課題について質問しました。

起こっている課題ですが、そのときの答弁の内容では、現在の課題は部署間における連携がないことや、福祉生活課の事務量の増大、現在、そしてこれから訪れる高齢化と、子供は増加するのか減少するのか見きわめる必要があると答弁していただいております。

また、子供関係の福祉生活課、健康推進課と幼児支援課の連携については、平成22年11月の幼保一元化の実施から2年7カ月がたっております。それぞれにおいて連携をとりながら対応しているという答弁もございましたが、そのときの答弁にも含められておりましたが、幼保一元化はされましたが、さらに子供に関することの全てを一元化に対応する所管があればいい、それが理想な手段であると答弁の中にもありましたが、そこでお聞きしますが、理想と現実の差、ギャップはあると思いますが、理想だと言っておるのでなく、できるのかできないのか、何が課題であるのか、もう少し踏み込んでどうかと思います。具体的に、その取り組みについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の、行政改革の改編についての御質問にお答えさせていただきます。

この質問は、6月議会の一般質問に引き続きとなりますが、そのときにも組織における課題と組織の再編成の時期に来ているということをお答えいたしました。

御質問のとおり、5年、10年先を見据えた組織体制とは、これから人口構成がどのようになっていくのか、高齢化の加速はどうか、子供はふえていくのか、計画的な住宅用地の拡大や開発はあるのか、区画整理、企業誘致などとはというような観点から、瑞穂市の情報と市民のニーズをつかみながら、より質の高い行政サービスを行うことを目的に、さらに国や県の動き、とりわけ権限移譲や福祉サービスの市町村独自の取り組み、消費税などを判断材料に、現在の組織体制に改編すべき部署があるのではないかと考えています。

6月議会にお答えしました課題は、先ほど議員おっしゃられましたが、部署間における連携がないことや、福祉生活課の事務量の増大、そしてこれから訪れる高齢化と子供が増加するのか減少するのか、見きわめる必要があるというふうに答弁をしております。

中でも子供関係の福祉生活課、健康推進課、幼児支援課の連携については、22年の11月に幼保一元化の実施から2年7カ月が経過をしております。そのときにも答弁しましたが、幼保一元化はされましたが、さらに子供に関すること全てを一元的に扱う部署が理想であるというふうに答弁をしました。

この御質問にかかわって、担当課では、一元化というのは全国にも少ない取り組みでもありますが、実施しているところを調査・研究するというところで、福祉生活課のほうでは把握をしております。瑞穂市では、一元化にするのかこのままにするのかということで判断が分かれますが、先ほど市民サービスの向上の観点からも、一元化がいいということはわかっているとこ

ろです。

では、瑞穂市の子供の人口についてちょっと状況ですが、15歳、14歳、13歳の子供の1学年の平均が550人ぐらいに対して、0歳、1歳、2歳の平均は625人となっております、生まれてくる子供というか、小さい子供のほうがまだまだ多い傾向が続くように考えられます。

詳しい調査・研究は福祉生活課のほうで現在やっておりますので、しばらく待ってからお答えすることになりますが、調査・研究はしているというお答えをさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 調査・研究するという答弁がわかりました。また後ほど、堀市長にお尋ねしたいと思います。

次に、瑞穂市の高齢化が進んでいると思いますが、現在、福祉生活課で子供から障害者の方、あるいは高齢者まで一手に1課で対応していますが、先ほどの子供を取り巻く事務を1つの部署に集約できないならば、福祉生活課の事務量を分割するためには、私はこれから5年後に到来する高齢化、あるいは高齢者対策としても、新たな高齢福祉課の新設を提案したいと思います。

その理由は、分割しないとより質の高い行政サービスを行うことができないのではないかと考えております。その結果、堀市長の考えている安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくりにはならないのではないかと考えておりますが、その辺どうですか、お尋ねしたいと思います。

要するに、子供の全てを一元的に対応する所管ができないならば、福祉生活課は子供と障害者、福祉を担当する課と、高齢者福祉と福祉総務課的な課に分ける必要があると提案しますが、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御提案の高齢者福祉を1つの課にするということですが、瑞穂市の高齢課は8月30日の人口ピラミッドでは75歳以上の方が4,108人、今後5年間にはこの4,108人が約6,500人ぐらいになり、その後また5年後には約9,500人になるように見ております。さらに県の統計の中で、2040年には65歳以上が1万4,400人になるというような統計もあります。

瑞穂市では、先ほど説明をしましたが、若い世代の転入があり子供がふえているということで高齢化率はさほど大きく見えませんが、そのように高齢者の人の数でいきますと、本当に多い方がこれから高齢化になってくるということがよくわかります。さらに、平成26年度には老人福祉計画というものの策定があったりとか、介護保険の要介護サービスが権限移譲になり、市町村独自の裁量の範囲内で策定するということとなります。

御質問のありました、明確に言われました子供を取り巻く環境を1つの部署に集約できないのであれば、福祉生活課の事務量を分割するためにも高齢福祉課というような提案ですが、検

討しなければならない事項だというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 堀市長にお尋ねしたいんですけれども、先ほどから質問させていただいていますけれども、福祉生活課の事務量をさらにふえると考えて、分けなければならないと考えておりますけれども、その必要はどうか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 若園議員には、以前からこの問題について御質問いただいております、さまざまな観点から御意見賜りまして、ありがとうございます。

今、企画部長よりお答えをさせていただいたわけですが、さきの6月議会において私のほうから、組織の見直しも当然視野に入れて考えなきゃならないというようなお話もおるところでございますが、その組織の見直しについては、既に市長から、現下の福祉の抱える問題とかさまざまな所管の問題を把握してみえる関係上、指示をいただいております。

単純に考えまして、この10年間で5,000人ふえたんですね。ある自治会で私もちょっと説明させていただいたんですけれども、とにかく5,000人以下の県下自治体が3つあるわけですね。それで5,500人というのが加茂郡富加町なんです、その5,500の人口がまさに瑞穂市にふえたということは、相当の事務量がふえているわけですね。ですから、そういった観点からいっても、やはりこの組織が今の職員のところへ相当負担が来ていますので、組織疲労といったらおかしいですけれども、体制的に見直しをかけなきゃいけないということでございます。

今御指摘の福祉の関係についても、27年から今の要支援の部分がなくなって市町村に移管されるという話もありますし、一方、障害者の相談業務についても市町村のほうで対応しなきゃならないということでございます。そうなりますと、福祉事務所を抱えている市としましては、組織的な見直しをしなきゃいけないということを考えておるところでございます。実はさきの部長会議において、各部各課が抱える組織的な課題や運営上必要なポジションについて、それぞれの部署で検討し提案するよう市長から指示が出されております。

それですから、各所管のほうである程度こういうポジションが必要であるというような面とか、こういう人材が必要だというような話は出てこようかと思います。既に私どもが把握しておるところでは、国・県から地方自治体の組織体制の整備が求められている事案としましては、社会保障税番号制度導入に伴う体制整備を求められておりますし、岐阜県からはT P P対策本部の新設、それから消費税はまだ引き上げは決定してないわけですが、実際は消費税の課税率引き上げに関する対策委員会の立ち上げということで指示が来ております。そういった部署をどこでやっていくかとなってくると、やっぱり統括的な部署が必要になってこようかと

思います。

そういったことで、先ほど来お話がありますように、企画面のほうでも人材についてはそうしたスタッフを備えなきゃいけませんし、その機構が、今企画財政と行っておりますけれども、財政とほかとくっつけてというような観点も生まれてこようかと思っておりますので、そこら辺十分精査をさせていただきまして、一方では都市計画のほうも今度は進みますね。そういった関係で、用地買収等についても事務が出てくるわけですが、総括的なそういう観点から見させていただきまして、また議会にもお諮りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 私も市役所へ電話しますと、女の方も本当に親切に対応してもらえます。そして今言っている職員の方も、本当に丁寧に対応していただいておりますので、多分、市長以下しっかりした行政運営がされておるといことで、僕も市役所の苦情を聞いたことがありません。本当に電話のとり方、そして親切に対応してもらえるので、私個人的には感謝しております。

一連の今度の組織改革の中で、例えば総務部の中では防災、あるいは自主運営バス、あるいは消防等、自治会等のいろんな多様な業務がふえております。そういったことも含めて、課の職員の要望を聞いて、組織がえもお願いしたいと。

また、市民部におかれましては、ちょっと今、市税等の収納対策推進プロジェクトの充実の件でございますけれども、大分未収金とか、要するに欠損とか税収の未納が多いんですけれども、人事異動によってエキスパートの方が結構ほかの課に移動しているために、それ以上の成果が出てないというのが私個人的に考えております。

また、都市整備部におかれましても各施設、橋とか道路が非常に苦情の受け付けさせていただいているんですけれども、今もう1つ課をふやして、施設管理課というか、本当に即対応してもらえるいろんな課をつくっていってもらえれば、職員も負担もかからなく事務ができるかと私は思っています。

先ほど言いました福祉部においても、もう一ついろいろと人件費がかかると思いますが、福祉、高齢福祉課、高齢者が今は4,900人ですけど、15年後は9,000人ぐらいにふえるというような先ほど部長等の説明がございましたように、瑞穂市はこの1年間で300件ぐらいの戸数が建つということで、すごく魅力あるまちということは、若い御夫婦、そして皆さん本当にそういう要望は多いです。この消費税の駆け込みで非常に多くの住宅が建つのも把握しております。

また教育委員会においては、施設管理が非常に、小学校、中学校、あるいは文化施設等の施

設管理、学校総務のある担当課長は大変だと思います。どうか今後、学校施設課の新設、新設と非常にお金がかかりますけれども、先ほど市長言われました各部とか課長の意見を吸い上げて、総合的な形で魅力ある行政組織の改革をお願いしたいと思います。

組織は、先ほど答弁がございましたが、毎年改編はできませんですけれども、十分検討していただきまして結論を出してくだされば私はよろしいと思います。

子供の全ての一元的な対応する所管においては、研究などを含めて時間がかかると考えますので、メリット・デメリットを出しながら、費用対効果など行革面を踏まえつつ、市民のニーズを組み込んだより質の高い行政サービスを行うことができるようお願いし、その成果が結果として、市長が掲げる「安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくり」につながっていくものであると考えております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。議長（星川睦枝君） これで、14番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後3時20分からといたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時24分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

2番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、きょうは市民協働の土台づくりとして、市民として育ち合うまちを目指してというテーマで一般質問をいたします。行政職員、市民、議会議員がともに育つ、人材をつくるのが市民協働の土台としてまず必要だと、そういう観点で2点、1点は障害福祉施策について、もう1点は市民議会の開催について、一般質問をさせていただきます。

初めに、障害福祉施策についてです。

瑞穂市はというか、これは全国的にそうなんですが、瑞穂市は昨年、平成24年度から3年間、平成26年度末まで、瑞穂市障害福祉計画第3期に取り組んでおります。多くの場合、人は生まれつきか、あるいは人生の途中でさまざまなハンディキャップを背負い、健常者やまた他の障害者からもなかなか理解されにくい個性、私はあえて個性と呼びたいと思いますが、それを抱えながら日常の生活さえ困難な状況に陥っていきます。また、健康なまま突然亡くならない限り、人は最後は誰でも障害者になるといっても過言ではないでしょう。

そのような当事者と家族、地域を支え合うことは単に弱者に対する優しさにとどまらず、1 .

健常者がさまざまな事情を抱える人々の暮らし向き視野を広げる、2. 謙虚な人間に成長して、自分の力を人のために使う社会性を養うことにつながっていく、そうやって人は育ち合うものだとは考えております。

市内に暮らす障害を抱えた人たちに対して、行政や健常者はどのように対応すべきでしょうか。まず瑞穂市障害福祉計画第3期の中の相談支援事業と、地域生活支援事業、この2つの現状と今後、といってもゆっくりしている暇はないわけですが、今後のあるべき姿について、行政の姿勢をただしたいと思います。

まず相談支援事業についてです。

平成25年の4月、ことしの4月から障害者総合支援法が始まり、障害者は申請主義として、計画相談を立てなければ福祉支援サービスは受けられない状況となりました。

障害者は、現在、ことしの3月末で2,073人、難病者も現在は含みます。2,073人の障害認定を受けた方が市内に暮らしていらっしゃいます。この中で、申請をして福祉サービス受給者となるわけですが、この中でまた計画相談をきちんと終えると。最初に申しあげましたように、計画から3年後の平成26年度ですね。来年度の末です。ですから、正確には27年3月31日までですが、国や県はこの2,073人の方全てに計画相談をつくりなさいという通達が出ております。

ということで、まず初めにお聞きしたいと思います。

現在、瑞穂市には2,073人の障害手帳をお持ちの方が見えるわけですが、この中で受給者証明書を持っている人と、既に計画相談を終えている人はそれぞれ何人でしょうか。これで割り算すると、現在の進捗状況がわかるわけです。

以後は質問席でお願いします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） くまがい議員からは、障害者についての御質問でございますが、まずこの3月31日現在で障害者の手帳、知的障害者の方の療育手帳、精神の方の精神保健福祉手帳をお持ちの方々の人数が2,073人でございますが、この方々全てがサービスを受けておみえになるわけではございません。2,073人全てが、今後計画相談をしなければならないというわけではございませんので、そこをまず1点確認させていただきます。

先ほど、27年の3月までにサービスを受けておみえになる方々、この計画相談を受けなければならないということを御紹介いただきました。この手帳をお持ちでない方、以外にも実は計画相談を受けなければならない方というのはお見えになります。

例えば、療育センターに通っておみえになるお子様方は、まだ手帳を所持するまでに至っておりません。ですが、現実には療育センターに通っているということで、もう福祉サービスを利用しているお子さんになります。こういった方々も含めて、このサービス申請をしなければならない人数としては350人でございます。

その内訳でございますが、18歳以上の方で197名、18歳未満の児童で153名となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そうすると、かなりの方がもう計画相談を済ませているということになるのでしょうか。ちょっと確認を。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 今申し上げました350人の計画相談を受けなければならない人がお見えになるんですが、このうちの計画相談が今現在済んでおりますのは55名でございます。

55名の内訳といたしまして、18歳以上の方で32人、率として16.2%、18歳未満の方で23人、率として15%と。全体では15.7%の方について今計画相談が作成済みとなっておりますし、支給決定もし、毎月1回から年1回という範囲の中でのモニタリングも実施中でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ここに瑞穂市障害福祉計画（第3期計画）と、市役所からいただいたのがございます。

数値目標を全部掲げてあるわけですね。数値目標を見ますと、平成24年度で計画相談支援利用者数が50人、今年度は100人、平成26年度は200人となっておりますが、この数値目標に比べて進捗状況はどのようでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 計画の進捗率から申しますと、おくれではあります。

ですが、27年の3月まででの計画相談の完了ということにつきましては、見通しは立ってきたというふうに考えております。これから数的にも伸びていくというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） それで、措置から申請主義になったということですので、これを申請しない限りは福祉サービスが受けられないということなんですが、何分、障害者でいらっしゃるのになかなか御本人から進んで申請するというのも、健常者に比べると難しいお立場ではないかと思えます。

この当事者たち、または周りの方ですね。周知方法はどのようにしてらっしゃるのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 相談の周知ということに関しましては、毎月の広報で相談日程等周知はしておりますが、現実的にサービスを受けようとする方は、それぞれに市役所なり、また事業所なり、私こんなサービスを受けたいんだけどということで、家族を含めてのそういったアプローチが御自身並びに家族のほうからあるというふうに考えております。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 考えていらっしゃるのはいいんですけど、私も勉強不足だったこともあると思うんですけど、正直に言って、申請しなければ受けられないとか、あと広報で相談というのは出ていますよね、広報で確かに。だけど、ただ困っていたら相談してねという意味かと私は思っていました。

そういう仕組みであるということをもまず知らなければ、申請できないと思うんですよ。そういう意味の周知なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） あなたはこういう相談を受けなくていいですかと、まずは知っていただく周知ということでございますね。

事業所等の紹介なども年度に 1 回程度は広報紙には載せておりますが、積極的に、例えば、相談はいいでしょうかというような広報という観点からすると、実施はしておりません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 実施してないと思います。見たことはありません。ですから、こういう仕組みになっているということすらまだ周知してないと、その当事者でなくてもですね。

まずここから始まるわけですから、例えば手帳をお持ちの方とか、該当する方がおわかりになってらっしゃるわけですから、そういう方に申請をしなければ受けられません、反対にいえば、申請したら福祉サービスを受けられますよと。あなたに必要な福祉サービスを計画しますから、どうか申請してくださいということは、今人数をお聞きするとそんなに大した人数ではないわけですから、本当はお知らせしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど。御家族も含めてですよ、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） サービス利用につきまして、手帳の交付、更新等もでございますので、そういったときに手引きを交付したり、またホームページにもこういった方々への申請が必要ですよということは、ホームページの開設はしております。これが十分か不十分かというところは、判断の分かれるところかとは思いますが。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 私は結構立場上もあって、そういう情報はチェックするほうというか、熱心だと思っんですけど、本当に今まで知りませんでした。

ということは、障害者当事者か、またはその周りで困っている方ですね、知らない方が多いんじゃないかなと思っんですけど。周りの人が、例えば御近所とか地域の方、関係者が知っていても勧められますよね、こういうのしてあるのとか書いてあったよとか。

ですから、まず申請しなければ福祉サービスは受けられないんだというこの周知ですね。もうスタートですよ。これをぜひしていただきたい。

相談事業っていったって、いわゆる一般相談ですね。困っていたら相談してくださいねというふうに聞こえちゃいますので、これは毎号広報で見えています。私は今までそういう相談だと思っ込んでいました。申請しなければ、計画相談というのがあって、受けられないんですよ、はっきりそれを示していただきたいです、今後。よろしいでしょうか。

次に、業者ですね。関連も含めて、今市内で就労支援事業、事業所といわないそうですね、事業者と言うんだそうですね、A型、B型。それから後で地域生活支援事業については言いますが、今計画相談のことだけ限って言いますが、こういうことをしている事業者が市内にこれだけあるという一覧表は、市のホームページを見ても広報を見ても、社会福祉協議会も見たんですが、私たち議員には、5つぐらいあるのかな。6つぐらいあるのかというパンフレットはもらいますが、一般の方々がその一覧表を見る場はどこにもないと思っんですけど、いかがですか。出てませんけど。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 一覧表として見られる状態にはなってないと思っます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） お答えがとても困るんです。何が困るかわかりますか。事実だけおっしゃるからですよ。

これ私は問題意識持っ今質問しているわけですから、再度聞きますけど、出してませんと言われても、行政の姿勢としては悲しいですよ。本当に福祉の人を助けたいと思っているとは思えないですよ。今、そういうふうに出してない状態なので、本当に何とかしなければいけないとか、すぐ出しますとかというふうにならないのが大変不思議なんですけど、そのところをお答えください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 言葉足らずで申しわけございません。

一覧表等まだつくってございませんので、これは周知できるように指示をいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） たまたま高田さんが部長なので、今、高田さんがそれを言わざるを得ない立場で、ちょっとお気の毒な気もしましたが、結局、私は市役所の姿勢だと思うんです。

ほかのこともそうですけれど、瑞穂市として、市役所としてその仕事、きょうは障害者の福祉生活ですけど、そのことをどうしなければいけないか、困っている人をちょっとでも助けたいと、助けなければならぬという仕事を仕事としてちゃんと自覚なされば、そういう言い方と、それから今まで1回も出したことがないと、それはあり得ませんね。ほかのホームページを見ると、ちゃんと出ていますから。社協と並べて個人という言い方はおかしいですかね。ほかの民間事業者も、ぜひそれを広報でもホームページでもたびたびですね。現在こういうのが出ていますと。チラシを入れてもいいと思うんですよ、回覧板とかに。ぜひそれをしてください。

重ねて聞きますが、計画相談、一般相談も含めて相談支援事業を現在、市内でしている事業所がありますか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 計画相談につきましては、市内1事業所がございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 1事業所あるわけですね。1事業所、市内にあるということ、その当事者といいますか関係者、または市民はどうやって知るんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 事業所のPR並びに、また市からの市広報への掲載などを想定いたしますが、市の広報にても掲載はしたというふうには聞いております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） また戻りましたね、さっきのモードに。

事実だけ言ってもだめなんです。本当に大変なんですよ、障害者の方は、家族とか。地域も問題になるし、子ども会もばらばらになるし、みんなが大変な思いをするんです。で、最後は、その人は、当事者と家族は邪魔者扱いですよ。どこかへ引っ越してもらいたいと。それは私、そういう気持ちはわかりますよ。でも、市はそれをすくわなきゃならないわけですよ。

まず議員にはこういうパンフレットですね。各事業者のこれは配られましたけど、相談事業については配られてないと思いますね、議員にも。この広報には出たと思いますよ。思います

でしょう。出しておりますというふうに、やっぱり胸張って、ぜひ使ってもらいたいまで言えなければ、本当に市役所の公務員としては、ごめんなさいね、高田さん個人じゃないんです。どなたがそのお立場になるかは、そのときによって違うわけですからね。ごめんなさいね。それはわかって聞いてください。ほかの方が、今あそこの席かもしれないわけですから、どの職員の方になられても。

そして、ここに広報に出てます。これ毎月、私見るんですけど、物すごい見にくいですね、これ。障害者等の相談窓口を開設というのと、障害者等の電話相談受け付け中が、第一これどこが違うのかさっぱり私わかりませんでした、今度勉強するまでは。これ違うんですよ。同じ相談なのに、何で違うのと思ってました。それから、非常に見にくい。これグラフか何かにしたらいいと思うんですけど。

この事業所が載せてほしいといったら、市役所関係以外は年に1回だけ載せることになっていきますからといって年に1回載せて、それで委託もしてないし、あとは載せませんと。パンフレットも別に配りませんと、関係者にも渡しませんと。そこ潰れそうになっていますけど、瑞穂市にないからといって周辺を調べて瑞穂市につくったんだそうです、関係者の方が。養南病院をやめたり、ザールせいすいをやめたり、五、六人集めて立ち上げていますが、立ち行かないと言って。私はたまたま精神保健ボランティアをやっているのですが、その関係で知ったんですけど、向こうから助けてと言われたわけではないんですけど、びっくりしました、この現状に。

ですから、1回載ったと思いますでは足りません。どうか障害者と御家族と御近所の関係者ですね、どうしたら救えるだろうと。健常者じゃないんですから、ハンディキャップ背負っているんですから、どうしたら救えるだろうからスタートしてものを考えていただきたいと、市役所全体に私はお願いしたいと思います。

それで次に、もう1つの地域生活支援事業に移ります。

地域生活支援事業の数値目標が、この計画に出てますね。これだと地域活動支援センター事業（市内事業者）と。平成24年度、場所、利用者、ゼロ、ゼロ、平成25年度、ゼロ、ゼロ、平成26年度、ゼロ、ゼロですね。全く市内につくるつもりはないと、計画としては。

ところが先ほどの、計画相談じゃないですね、正確には相談支援事業を立ち上げたところは、この事業をしようと思って計画書をつくっているんですよ。御存じですかね、つくっているということ。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） その話をお伺いはしておりません。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） やりたいんですよ、もう計画書もつくっているんです。どうして

市役所に、私これ勉強して初めてわかったんです。こういうことをやったらと、とても必要なことよと言ったら、実はもう計画はしてあるけど、市役所には持っていきません。えっどうしとと言ったら、計画相談でけんもほろろな扱いだったからとても出せないと。

これって24時間365日事業なんですよ。実際に、もうそのように関係者から来られちゃうもんですからね、就労支援の人たちとか。だからやらざるを得なくて、もう1日の終わりのころに連絡があったら出かけていくし、事業が立ち行かないので、その中の人は土曜日とかはどこの掃除に行っています。掃除に行って稼がないと事業所も立ち行かないし、自分たちの給料もないからって。

そんな状態で地域生活支援事業をもう計画していて、実際に稼働してると言ってもいい状態なのに市には出せない。出してもまた断られるだろうと。もったいないですよ。

最初に、きょうのテーマは育ち合うという私テーマなんですけど、人も育てなければいけないけど、民間事業所（者）も本当に来て、もうやろうとしてやっているんですから使わなきゃもったいないというか、お志を無にするというか。市も大変ですよ、育てていかないと。

一言、本当は高田部長だけにお答えいただくのは、私は本当にさっきからお気の毒だと思っ
ていまして、それは担当者だからお答えいただかなきゃならないんですけど、ちょっとその辺
どう思いますか。出すに出せないと。

実際にもう事業計画も立て、24時間365日こういうことをやりますって、そして実際にやっ
ている中で市には出せない状態だというのは、どうせ断られるだろうと、こういう状況をどう
思われますか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 昨年度、議員御指摘の事業所が新たにできたところは、市内に今ま
でなかったそういう事業所が市内に来ていただいたということは大変ありがたく思っておりま
す。また、市民にとっても、身近にあって相談することができる場所ができた。障害福祉の
あり方を考える上で、事業所の選択肢がふえるという点では、大変重要であるというふうに考
えております。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 考えていますじゃだめですよ。これからこうしたいと、やっぱ
りおっしゃっていただきたい。救わなきゃ、救われなきゃやっていけない人たちなんですよ。
どうぞ。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 事業所ができて、大変ありがたいというふうには思っております。

市としましては、ですが市内に事業所があるからというだけで、そこへどうぞ皆さん御利用

くださいというわけにもまいりません。専門性、継続性、365日24時間体制で応えていただけるといふ体制は整えているとは思いますが、現在、市のほうでは岐阜圏域の中でも平成18年の県の権限移譲以来、そうした圏域の市町と共同で事業所を指定して、市町が手を取り合ってやってきた経緯がございます。

そういった圏域での事業所のバランスも考慮しながら、市内に新たにできた事業所との連携強化が図れるかということも考えていかなければならないと思います。市とともに手を携えていこうという姿勢、並びに365日24時間体制でやっていくことができるかどうかということも検討をしていきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 事業所ができていないんですよ。まだ市には届け出ていないわけだから、事業所はできてないんです。つくりたいと思っているのに、相談事業はできているんですよ。次の話へ行っていますのでね。地域生活支援事業については、まだその事業者とはなっていないんです。ここが問題だと申し上げたんです。勇気を出して、市の登録を申請してみるように私も言いますので、ぜひ登録事業者にさせていただきたいと思います。

それで、今部長さんがおっしゃった継続性、専門性のことですが、泣きつかれましたので、最終的には。最初から泣きつかれたわけじゃないんですけど、最終的には泣きつかれたもんですから、私は福祉生活課のところへ行って、どういうふうになっているのと聞いたら、同じことを言われましたね、福祉生活課が。その専門性、継続性で信頼できるかどうかわからない。だからそんな簡単に、これは計画相談のほうですけどね、委託の関係のときですけど、これも同じですよ。これは出せない状態になっていますけどね。その計画相談のときに、そういうことを福祉生活課で言われたんです。

今、相談支援事業については、市外の5事業所に委託していますね。今言っている地域生活支援事業と相談支援事業の2つで600万円、瑞穂市は出していますね、委託金を。つまり外に出しているわけですよ。中にできたのにも出さない、委託しない。それから、事業所として立ち上げたいけれど、到底認めてもらえんだろうと思って出せない状態で、こういう状態なんです。おわかりいただけると思うんですけど、障害者の支援というのはもともと、私も県のほうにも調べましたが、市町村でやってもらいたい。それは市町村に丸投げしたいとか、任せたいというんじゃないと思うんです。本当に地域でやらざるを得ないことなんです。事業は。それが一番効率的であり、そして、きょうの最初にも申し上げたように、ほかの人も育つんです。健常者も自分の持っている力をそういう人のために使わなきゃいけないと、人間として育っていくんです。

市役所の職員もそうです。なぜ死ぬまでお金が保証されているか、一回考えていただきたい。

継続して仕事をせよという意味ですよ、公務員は。そういう立場なんですから、市外に600万円出しているのを調べましたから、私も急には変えられないというのはわかりますよ。圏域、今は県庁にあるんですね。圏域って、振興局じゃなくて何か県庁の中の地域生活支援課かな、何かそういうのにつながりましたから、そこから説明を受けました。で、そこも同じことを言っていました。今圏域でやっているの、現在その中で、協議会で財政的にゆとりのあるところから、その市町村の事業所がもう立ち上がっているわけですから、委託契約どんどんしてもらうか、または圏域で足並みをそろえてもらうか現在協議中ですよというのは、私総括のときにちょっと、ちらっと申し上げましたが、それはお聞きしました。

でも、総括でも申し上げたように、瑞穂市はどうしたいんですかと私はお聞きしたいんです。本当に市内で助ける、もう方向としてはそっちへ行くわけですからね。時間の問題なんですから、いち早く事業所もやりたいという人が出てきたから、助けながら育ててもらわなきゃいけないわけですから、専門性、継続性を。だから、それに疑問があるから委託できないというのは本末転倒だと思いますよ。

ということで、頭を切りかえていただきたいです。やっぱりお役所の頭なんですよね。こうなっております。こういう今現状ですしか言わない。じゃあ、瑞穂市はどうしたいんですかと。瑞穂市の中の障害者はどういうふうにしたら助けられる、助けたい気持ちがまずあるかどうか、皆さんにお聞きしたいです。助けなきゃいけないと思っているかどうか。それこそ税金をどういう人を優先して使わなきゃいけないと考えているかまで、本当はお聞きしたいです。

ということで、今市外に600万円出ているのプラス財政的にゆとりがあれば、40万だか100万だか知りませんが、もう1カ所、プラス瑞穂市としては今立ち上がったので、先に委託契約させてもらいたいと発言していますかね、圏域の協議会で。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 圏域のお話も今していただいたのですが、圏域の今までのやってきたこともそれはそれで考慮しつつ、市内に事業所ができたということから、その事業所の取り扱いについても検討はさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ぜひお願いします。

重ねて、そちらも御存じでしょうけど、こういうのを立ち上げたいと思っていたら、せめて申請書を持ってきてくださいとそちらから言ってもらってもいいですよ。喜んで飛んできますよ。私から言ってもいいんですけど。

これ、県のホームページを見ると、ちゃんと瑞穂市の中で計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業をやっている事業所としてちゃんと出ていますね、一覧表に。まだ市に登録し

てないので、これは計画相談ですからね、今言ったのはね。地域生活についてはまだ登録してないので出せないでしょうけど、ぜひそういう事業者の一覧表をまず出してください。圏域がどの段階じゃないです。何でも、ここまではぎりぎりできるところしかできないですよ。この先はちょっとできないなというのは、当然あるわけで、じゃあこのぎりぎり何ができるだろうって。一覧表を出すぐらいできるわけですよ、事業者の。それから申請しないと受けられませんよと説明ぐらいできるわけですよ。そのぎりぎりのところまではやってください。ぜひお願いします。

きょうは福祉政策のことをやっているわけですが、この障害福祉計画の最後のほうに計画の推進体制というのがありまして、4つ書いてありますが、2つ言います。

1つは相談体制の充実。この中に、引き続き指定相談支援事業者に働きかけ、相談の充実に努めますと。ちゃんと事業者、どうしても「所」と言いたいんですけど、事業者と一緒に相談体制を充実させますという言葉がちゃんと計画に出ていますよね。でも、今はあなたのところはやれるかどうかわからんからという状態ですよ。

それからもう1個、2．サービス事業者の参入促進のための情報提供というのがありますね。障害者施策及び障害福祉サービスの一層の充実を図るため、民間事業者等への情報提供や連携の強化により、多様なサービス供給主体の参入促進を図りますと、これどこがつくったんですか。瑞穂市がつくったんですよ。

この今の2つ目ですね、これについてお答えください。今のような現状で、民間事業者への情報提供や連携の強化、多様なサービス供給主体の参入促進をどうやって図っているかお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 相談体制の充実並びに情報提供との連携ということでございますが、相談体制の充実につきましては、先ほどの圏域の話並びに市内の事業者に進出していただければ、そこへの紹介ということも、当然窓口では実施しております。

相談にお見えになった方々につきましては、窓口においてのこういった事業所ができましたよという情報提供をしております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 今、特区の話が出ていますが、福祉特区、それはやっぱり必要だと思えるんですよ。だけど、これから土地をどうするか全体どうするか、何年もかかりますよね。でも、今もうやりたいといって瑞穂市に立ち上げたところを、まず一緒にやってください。

それから、この障害福祉計画を立てるときにパブリックコメントをとったんですよ、平成24

年2月15日。で、提出された意見及び意見に対する市の考え方、非常に厳しい。私が今回わかった、思ったようなことがちゃんと書かれていますね。ちょっとさわりだけ読みますが、「他の市と比べて施設や相談センターがなく、おけている感じのする瑞穂市ですが」ここまでは現状だからいいんです。その先です。「当分進むこともなさそうで残念です。障害者に対する福祉について、市は少し相談を行うだけというスタンスしか見られず、福祉生活課は決まり事どおりの事務処理を行うだけです」と。これに対して、市の考え方は「相談支援体制の充実を図っていきます」とお役所言葉で書いてありますね。

もう1人の方は「グループホーム、ケアハウスに向けての前向きな取り組みを希望します。努めますではなく、やりますと。計画に乗っていないのが頼りない気がする」と。市の答えは「グループホームやケアハウスの整備に当たっては、まず市民の御意見を聞き調査・研究する必要があるため、早々に対応していきます」。ここまで読むと、ちょっと変な感じがするんですけど、この事業所は持っているんですよ、もうこの家を。1棟持っているんですよ、結構立派な。だけど、到底市には言えないそうですよ。隠してます。瑞穂市の福祉の現状ってこうなんですよ。もうそこまで手に入れているんですよ。それを何でその専門性がないか、継続性に疑問があるかなんて言われるんですか。ちょっとお答えください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 継続性、専門性という専門性につきましては、それぞれスタッフの方がおみえになるとは思いますが、今まで圏域でやってきた事業所に比べれば、やはり瑞穂市における事業展開が浅いわけですね。

そういったところから、この事業所への皆様への認知度も少ないこともあって、さらに、出てきたばかりであそこいいやろうかというような不安のところも関係しているというふうに考えます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） お気持ちはよくわかりますよ。何が足りないんだと思いますか、担当課として。もう一歩前に出られない原因は何だと思われませんか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 事業所と市役所の信頼関係がないということかと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 本当にそのとおりだと思います。

信頼関係をどうつくるかの話ですよ。とことん話し合ってください。どういう人たちがいて、どういう思いでつくって、どれだけの力があるのか。専門職なんですから、公務員なんで

すから、どんどん行って話し合っ、呼びつけてもいいし、聞いたらいいじゃないですか。信頼関係がつかれそうな事業者なのかどうか。

私は実際に見て、これは応援しなきゃ損だなと思ったから、ちょっと取り上げているんです。そこを踏み込んでください。見きわめてください。それでなきゃ人とか民間事業者は育てられませんよ、机に座って待っているだけでは。そんなことは当たり前でしょう、今来たばかりだもん。だから市役所の不安もわかりますけど、実力があるかどうかなんてわからないのは当然じゃないですか。そこでとまっていたら前へ進まないでしょう。瑞穂市の市役所職員としても、事業所も育たないし、関係者も困るわけですよ。

こういう事態だとどうなるかという、その当事者とか関係者が困るだけではないということが、私は勉強してわかりました。つまり、これ自立支援法なわけですけど、障害者が自立してくれないとどうなっていくかという、障害者が埋もれていくわけですよ。自立がおくれるわけです。引きこもりが長引きます。結果、生活保護がふえていくわけですよ。市の予算増、業務の増になるんです。明らかです。

だから計算上も、気持ちはいろいろちょっと抽象的ですから置いておくとしても、市の財政を圧迫しますよ。障害者もふえていますし、難病の人認定されている人ふえているでしょう。だからちょっとでも、地域生活はあれサロンみたいなものなんだそうですね。そんなよそのところへ何百万も出して行くと思いますか、障害者が。サロンとして、地域になきゃいけないですよ、そういうところへ、と思いませんか。ぜひこのことに、もっと温かくというか、積極的にというか、事務だけにかかわってないで取り組んでいただきたいです。

私、福祉課とも話し合いましたけど、まずため口はやめていただきたい。福祉課の職員に。私にでもため口をきくんですからね、来た人にもため口だと思うの。委託費のことを聞いたら、計算の仕方がようわからんもんって。それから、今と同じことを言われましたよ。力のある事業所かわからんもん。もう本当に、これで給料もらっているのと私も口から出かけましたけど、言いませんでしたけど、ここでは言わせていただきます。きちんと丁寧に、来る人には対応すると、その姿勢ですよ。ため口でもいいんですけどね。姿勢が足りないと思いました。

本日は、1つ目として、職員、議員も含めて、あと市民、事業者が育ち合わなければ市民協働はできないという観点で、障害福祉施策の相談支援事業と地域生活支援事業をもっと前に進めていきたいというのをお話し申し上げました。ぜひ、ホップ、ステップ、ジャンプで、ここからは今までみたいなペースで仕事をしないで、前へ進めていただきたいと思います。経済的、財政的にも圧迫というか損します、瑞穂市は。目の前でやりたいという人が出てきて、全部計画まで、グループホームまでも持っているんですから。でも到底市には言えないと言っていますよ。この実態にしっかり向き合ってください。

あとまた、課か窓口でも、私もちょっと働きかけたいと思います。

もう1つは、市民議会というのに取り組んでいただきたいということを申し上げます。

理由は3つ書かせていただきましたが、一般市民の人が本当にまちづくりの意識を向上していただきたいと。ちょっと細かく書いておきましたので、時間の関係でこれ読み上げませんが、私たち議会は議会報告会をやっていますが、市民が公の場でルールとマナーを守って発言することにもなれていない。やっぱりこういう市民にも育てていただかないといけない。丁寧にきちんと調べて、もちろんできる範囲ですけど。

そして、市も本当に事業所も市民も、この人は信用できるかどうかなんておどおどしてないで、きちんとぶつかっていただきたい、そういう訓練になると思いました。

あと、議会や議員も批判が多いんですけど、自分がやってみれば多少は大変さもわかるんじゃないかと思ったのも2つ目の理由です。

3つ目は、かつてここで取り上げましたが、投票率の向上のためにという理由です。

参議院選挙では、総務課の職員が獅子奮迅されたと思いますが、残念ながら県下最下位レベルの投票率は脱出できませんでした。投票率の向上は、市民協働に直結する重要な土台であり課題と認識いたします。起死回生策として、企画課と総務課の共同開催を提案しますが、いかがでしょうか。市民議会、いろんな形があるんですね、全国には。

ネットによりますと、平成24年12カ月で、全国155市で162件の子ども議会、女性議会、模擬議会、中学生議会、高校生議会、親子議会というのもありました。新成人議会、ジュニア議会、女性議会、新規採用職員議会というのもありました。こういうものが開かれていると。

幸い瑞穂市は1問1答ですから、時間はせいぜい20分ぐらいでもいいと思うんですけど、こんな感じでやると、職員のため、私きょうは育ち合うと言っているんですけど、職員にも議会議員にもいいんじゃないかなあって思うんです。いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、くまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今ちょっとお話ありましたように、平成24年、155市で162件というようにお話でございます。いろいろの市民議会のイメージが、今いろんなことを言われましたが、子供とかいわゆる有権者の成人を対象にするのか、そこら変が私らはちょっとわかりづらい面があったんですが、一応、瑞穂市においては教育委員会が子ども議会を開催しております。この子ども議会は教育の一環として、体験型の教育の形で子供たちに民主主義の仕組みを学んでもらう場として実施しております。それなりの成果や、プロセスの中での教育効果をもたらしていると考えておるところでございますが、しかし成人を対象として開催するとなると、はっきり申し上げまして、今選挙権を有する成人となると、なかなか難しい面があるんじゃないかということ考えたわけですね。

そこで、私なりにインターネットで調べてみますと、沖縄県的那覇市は、2002年2月6日に

全国で初めて市民議会を開催されたということが琉球新報の記事で載っておりました。この議会を読んでおられますと、これは那覇市の市民議会を那覇市議会が企画されて、これは市制施行80周年記念事業ということで開催されたということでございます。

それで、この場合は市民に公募をかけて43名の方が応募されまして、これは有権者のみならず小学生とか中学生とかの子供さんも入られて43名応募され、議長には高校2年生の子が、副議長には中学3年の子が選出されたということが記載されておりました。

それで、市民議会からはごみ問題や成人式への対応策や教育問題など、いろんな質疑があったということで、この質問に対しては、執行部が出まして、それなりの対応をしたということが書かれております。

ただ、ここで問題になりますのは、注目したいというのは、市民議会は市制施行80周年記念ということでイベントとして幅広い年齢層の方を対象にして議会を理解してもらうということを目的されて開催されたということと、加えて議会がみずから企画し立案されたということでございます。

こういうことを考えてみますと、今ほどおっしゃられた成人を対象にした市民議会を市が開催するとなると、どのようにして開催するかということですね。市長部局としますと、やはり有権者の方であれば当然、それはもうこの議会があるわけなんですね。日本の民主制度の中では間接性民主主義をとっておりますから、皆様方が市民の意見を代弁してみえるんですね。そのほかに有権者を対象にして、市長部局がどうですかというふうに言われますと、一体全体この本当にある議会はどういう形なのですかという疑念が生じます。

ですから、市民にこういう機会を与えて理解していただきたいという趣旨であれば、皆様方が既に議会基本条例というのをおつくりでございますので、その理念のもとに議会で開催されるというのも一案ではないかなというふうに考えるところでございまして、改めて議会基本条例を見させていただきますと、前文の後段に、「ここに議会は自由かつ達な議論を保障し、市民の負托に応え、市民に開かれた議会及び市民参加を推進するために、この条例を制定する」と高らかにうたわれておるわけでございますね。

この理念を実現される形で、議会のほうでお考えいただければ、二元代表制の市長部局が有権者を募って本会議場で、模擬議会とは言いながらも開催するということについては、議会を冒瀆することにもなりますし、一方では有権者を愚弄することにもなるんじゃないかと。そこで発言された意見を市はどのようにして政策に繁栄するのか、ただ聞きっ放しなのかという問題も生じてきます。

ですから、二元代表制の地方自治体の民主制度からいえば、やはり有権者が選ばれた議会のほうでそういった市民意識の参加の場、市民意識の向上ということでお考えいただけたらというふうに考えるところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 2番 くまがいさちこ君の質問を終わります。

続きまして、4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、5点、緊急事態への初動体制について、アレルギー対策の進捗状況について、夏の暑さ対策の実施について、緊急経済対策事業について、福祉部福祉生活課についての5点を通告いたしました。本日の答弁にて、私の3点目の質問の夏の暑さ対策の実施について同じ内容の質問であり、確認ができましたので省略させていただきます。

本日の質問テーマは、内部統制の向上として、今後もさらに瑞穂市がよりよいまちとなりますよう、質問させていただきます。

これよりは質問席より質問をさせていただきます。

先月のことですが、8月8日木曜日、午後4時56分、緊急地震速報が携帯電話より独特な受信音が鳴った。携帯電話を確認したら、奈良県で地震発生、強い揺れに備えてくださいと気象庁により発信されていた。そのとき、外を歩いていた私は立ちどまり、どうなることかと身構えた。その時間は数分であったが、その数分が長く、今何をやるべきかなど頭の中でいろいろ考えたが、じっと周りを見回していただけであった。

後に誤報であったことがわかったが、しかしその誤報であったと終わることではなく、瑞穂市の緊急地震速報対策がいかに機能し、数秒の判断と動きが大切であったのではないかと。

そこで質問ですが、瑞穂市では緊急地震速報がどのように機能して、初動体制がいかに行われたのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、失礼をいたします。

8月8日でございますが、緊急地震速報が皆さんの携帯電話ですね。ほとんどの方、多分対応はできたと思いますけれども、一部の対応ができない機種があるかとは思いますが、ほとんどの方が携帯電話のほうでその速報を受けられたと思います。

また一方、市内にお見えの方ですと、私どもの防災行政無線でございますけれども、全国瞬時警報システム、Jアラートと言っておりますけれども、これから放送が自動的にこれも流れます。

先ほどの携帯メールも気象庁から自動的にございますし、この行政無線も気象庁からの自動でございますので、私どもが判断をして鳴らしたわけではございません。自動的に起動してまいりますので、私も今議員が言われたように、本当に一瞬何が起こったかということで、全職員が戸惑ったという状況ではないかと思っております。

市では、すぐその情報収集に取りかかりまして、5時7分には気象庁より、震度1以上を観測した場所がないと。発表された原因を調査中ということのお知らせがありましたので、5時20分には緊急地震速報をお知らせしましたが、体に感じる地震がなかったということを防災行政無線で流したということでございますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 5時20分には、体に感じる地震はなかったということでございますが、防災行政無線にて対応したとの答弁でありましたが、初動体制として、その体制はとれたということではよろしいのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現実には、その鳴ったもとでございますね。情報はどうかということで、すぐにテレビをつけてその情報を集めたということでございますが、実際はかなり戸惑いがあったように思います。

通常ですと、こうした地震速報が流れますと、時間があるかないかもありますけれども、机等の下に潜るとか、時間があればドアをあけていただいて出ることができるようにとか、やはり自分の命を守る行動をすぐとっていただくことが必要かと思っております。

皆さんにそうした情報を流すというのは、また非常に難しいかなとは思っておりますけれども、多分、多くの方がまたテレビをすぐつけられて、その情報をとられたと思っておりますけれども、そうした状況であるということをお知らせいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） ではさらに、初動体制はとれたが見直さなければならない点があったのではないかと伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この緊急地震速報の誤報ということに結果的にはなりましたけれども、市民の方からは情報をきちんと取捨選択して放送すべきではないかという御意見等もいただいております。

しかし、このJアラートは先ほど御説明をさせていただいたとおり、一応自動的に起動するということでございます。万が一があってはならんわけでございますし、万が一のときにはもう待ってこないという一刻を争う事態でございますので、このシステムそのものについては、皆様方に改めてまた出前講座や広報「みずほ」、ホームページ等を通じてそのシステム等をお知らせすると同時に、そうしたときには冷静に行動をとっていただくように、また周知をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 日ごろの備えが大切さを啓発していただき、市民の安全・安心につなげていただき、さらに本日のテーマである内部統制の向上を図り、適正な初動体制と有効かつ効率的な情報伝達の構築をしていただきたい。

そこで、特別警報の質問であります。昨日、本日の答弁にもありましたので理解はいたしましたが、情報伝達の方法では、昨日はホームページで発信したとの答弁でありました。緊急速報メールサービスを、瑞穂市では平成24年6月には携帯電話各社の緊急速報、エリアメールサービス提供を開始しています。このエリアメールについては、市のホームページの防災のところにもあります。

今回の地震速報の誤報や、9月4日の豪雨での情報発信方法としてはとれなかったのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 特別警報という、これまた初めての警報でございまして、先日も京都、滋賀のほうで出たということで、実際にこんなに特別警報が出るのかという思いをしておったわけでございますけれども、この特別警報は、市に数十年に1度クラスの激しい降雨等ということでございます。

やはり情報のもとをしっかりと分析しないと、皆様方にしっかりとした情報が流せないというのが現実でございますし、そうしたことが起こり得るということをごらんに周知していかないと、逆に混乱を招くということを考えておりますので、今後につきましても、そのあたりも含めて市がどのように動くんだと。だから、皆さんはどのように行動をとっていただくんだということをお互いに情報等共有しないと、こうしたことによって逆に被害を大きくするということが出てこようと思っておりますので、冷静な対応ができるようにということで、また私ども、自治会等を通じて説明していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 情報の提供のやり方、市がどのように行動を起こすのか、さらに情報発信については現在、情報社会の中でさまざまな発信方法がありますが、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用や、市のホームページもスマートフォンの対応や、瑞穂市の公式ブログ「みずプロ」をSNSと組み合わせるなど、情報社会の変化の速度は速いです。フェイスブックは本巣市、山県市、ツイッターが各務原市など、SNSを利用している状況でありますので、検討をお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

6月議会にて、アレルギーについて質問いたしました。アナフィラキシーショックが発症している児童・生徒が5名ほどと、食物アレルギーでは、保育所、幼稚園67名、小・中学校では218名、9月議会だよりも表にしましたが、多くの子供がアレルギーを持っていることがわかった。

アレルギーよりその大切な命を守らなければなりません。教育長の答弁では、現在の給食センターでは対応し切れない状況はあるが、センター方式ではあるが、除去食とか代替食を提供するという点については今後の研究をしていきたいとの答弁があり、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 6月議会でお答えしましたように、このアレルギー対応給食を実施させるためには、食材の選定並びに発注から始まり、一人一人の口に入るまで、さらには、あつてはならないことですが、アナフィラキシーショック症状があらわれたときの対応まで体制を整え、初めて軌道に乗るものと考えております。

6月議会では、今後の方向ということで、どのレベル、アレルゲンに対応するか、また除去食提供か代替食対応かどちらにするか、また一汁三菜のどのメニューについて対応するのか、安全に該当者へ食事を届けられるかの体制づくりなど、次年度に向けて協議を続けているというふうに答弁をさせていただきました。

そこで、給食センター、それから教育委員会事務局と協議を重ねてまいりました。現段階として、基本方針として、学校給食は学校給食法にもあるように、適切な栄養の摂取により健康の保持増進に大きな役割を果たしているばかりでなく、健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣を身につける機会でもある。また、学校給食は学校教育の一環として実施されており、食物アレルギーを有する児童・生徒も学校給食の目標を達成できるように配慮していくことが大切である。

しかし、食物アレルギーを有する児童・生徒は、アレルギー原因食品や症状の程度が一人一人異なるため、対応食は学校給食の安全確保、そして児童・生徒の健康第一の観点から、児童・生徒のアレルギー症状を正しく把握し、正しい判断に基づいた対応食に取り組むことが極めて重要であるとしました。食物アレルギーを有する一人でも多くのお子様、学校給食の目標を達成できるよう配慮し、安全には最大限の注意を払って取り組もうと考えているところです。

そこで、第一に対応食の提供基準、どのようなアレルゲンのお子様に提供できるかを考えました。その提供基準を考え、さらに具体的な実施方法として除去食、さらには代替食の提供まで視野に入れ、その実現に向けて給食センターと連携し、タイムスケジュールを現在考えているところです。

現在の当市の対応食の考えですが、除去食は日本学校保健会でいうところのレベル3に当たります。瑞穂市では、現段階として、あらかじめ除去できる牛乳、パン、ソフト麺等の麺類のほか、卵、ゴマ、果物を調理過程で除去する計画を立てました。さらに、レベル4の代替食についても、本市では実施の方向で具体的な手順を考えているところです。

基本方針にもあります適切な栄養摂取及び健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣の育成に向け、このアレルギー対応食提供実現は大変重要であると考えます。また、食物アレルギーに悩むお子様を持つ多くの保護者の願いでもあると思います。

そうした願いにも応える「心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども」の育成に、誕生から巣立ちまでの子育て支援を重要施策に掲げる本市の重要な取り組みになると確信いたします。そのために、6月議会でもお伝えしましたように、アレルギー対応給食チーム、ラインを組織する必要があります。少なくとも学校栄養職員1名、調理員2名の増員が必要となります。新年のアレルギー対応食の提供に向けて、県や市財政当局へ働きかけていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 適切な栄養摂取と安全確保、一人でも多くの大切な命であります。最大限に努力すると答弁されましたが、さらに代替食のレベル4という実施について、アレルギー対応給食チーム、ラインの組織、栄養職1名、調理員2名の増員について、県や市財政局と働きかけるということを答弁いただきましたが、誕生から巣立ちまでという取り組みについて、そのことについて堀市長のお考えはいかがでしょう。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、横山教育長のほうからいろいろお答えをさせていただいたところでございます。このことにおきまして、これ十分に答弁調整をいたしておりますので、横山教育長が申しあげましたことは私と協議をして答弁をさせていただいております。同じあれですね。私のほうが申しあげておるといふうに受けとめていただいて結構でございます。しっかりと取り組んでまいりたい、このように思っております。

もう1つ、希望が持てるのは、きのうのニュースステーションでございました。京都大の医学部におきまして、アレルギーの関係におきまして特別な薬品が開発されるように放送がされておりました。まだそういう名前は発表できんようでございますが、何とか私これを早く何や市場に出て対応をしていただけたら、これはもう本当にいろんなアレルギーの関係や何か、八十何パーセントまでまずきくだろうというどうも薬品だそうでございます。大いに期待しながら、またそれまでの間、今申しあげましたように給食の関係、アレルギーにおきましては、今

教育長のほうから答弁をしたように取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 多くの保護者の願いであります。また、特別な薬品ができたのでということでございますが、さらに教育長にお伺いをいたしますが、他市町の状況はいかになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 他市町の状況ということですが、近隣の本巢市、北方町、岐阜市、羽島市、大垣市、大野町、安八町に聞き取り調査を行いました。いずれも食材成分表入りの献立表を配付し、保護者、担任の指示で原因食材、アレルギーを除去して食べているレベル1の段階です。現在の瑞穂市の段階も、このレベル1で対応しております。

岐阜市につきましては、ほとんどが単独調理場でございますので、それぞれの学校の状況に応じて除去食レベル3を実施しております。2つある給食センター、境川、岐陽も単独調理場に倣って除去食を進めている、そういう状況です。

本市のように6,700食近い食数を提供している大規模センターで、これは県では5番目の規模ですが、しかも通常食の調理ラインとは別ラインを設けレベル3の除去食、あるいは最高レベル4の代替給食の提供は、県内では他に例がない先進的な取り組みになると考えております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 多くの他市町では、レベル1、レベル2ということではありますが、6,700食を提供しているのは県で5番目ということではあります。子供たちの大切な命でありますので、食物アレルギーに悩むお子さんを多く持つ保護者の願いを早期に実現できますよう、お願いを申し上げます。

そこで副市長にお伺いをいたしますが、先ほど答弁の中で、誕生から巣立ちまでの子育て支援施策と言われましたが、市長のマニフェストの中には、まちづくりは人づくりの柱の中の番ありますが、揺りかごから巣立ちまでの教育理念を実施となっております。

先ほどは誕生から巣立ちまでの子育て支援と言われておりますが、私の本日のテーマとしましては、内部統制の向上ということでもあります。「誕生から」なのか、「揺りかごから」なのか、意味はわかるが、どうなっているのかお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 庄田議員の御質問にお答えします。

揺りかごから巣立ち、それから誕生から巣立ちという、端的に言いますと年齢差なんですね。

実は、この誕生から巣立ちというのが、新潟県の長岡市でやってみえたところですね。そこへ視察に行きまして学んできたんですが、そこが誕生から巣立ちまでということで、要は保健師が配置されまして、そして出生されたお子さんからずっと一貫して教育委員会のほうで見守りをしていると。

ただ瑞穂市においては、保健師の人数からそれが困難であるということで、揺りかごからというふうになっておりますが、将来的には、本当に子供を一貫した形で育てられるのが理想でございます。ただいかなせん、保健師がなかなか募集しても集まらない状況で、ことし25年度から1名保健師を配置しまして、多少その層が厚くなるようにということで、健康カルテというシステムがあるわけでございます。それが今まで学校、教育委員会が管理する部分について空白部分であったんですけども、市民の一人に違いないということで、そのデータも蓄積して、そして成人になってもそれを使えるような仕組みを一応導入したところでございますが、順次その理想的な、揺りかごではなく誕生というところまでは持っていければ理想だというふうに考えておりますが、これは先ほど来の機構改革の問題ともいろいろ絡んでおりますので、一方では定員管理とかいう枠組みがありますから、そこらも見きわめながら、将来的にはそちらの方向へ向けて進んでいきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） では、誕生から巣立ちまでも、揺りかごから巣立ちまでも、どちらでも、使い分けは保健師の関係ということでよろしいということですね。

それでは、次の質問に移りますが、夏の暑さ対策の実施についてですが、本日の答弁にて確認をさせていただきました。先ほども質問はしないということでしたので、私の言葉だけの。

最近、異常気象の猛暑対策について、児童・生徒の健康面、学力向上を考え、本年度も試行実施をしっかりと踏まえ、午前授業の実施とエアコン整備について、財政等の検討もお願いしますということでおさめさせていただきます。

では、次の質問に移ります。

3月議会において、緊急経済対策事業、地域の元気臨時交付金対応について、老朽化対策、事前防災減災対策、官庁施設の機能維持のために防災対策、学校の耐震化、老朽化対策等の防災対策推進、大規模災害等への対応体制強化として9億7,200万円の予算計上をされたが、このことについての説明は、交付金は3分の1ほどであり約3億円が見込まれているとの説明ではあったのではないか。

まずは見込み金額だけをお伺いいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの、緊急経済対策、地域の元気交付金についての御質

問にお答えをいたします。

地域の元気交付金につきましては、ことしの1月、国が日本経済再生に向けた緊急経済対策において、いわゆる15カ月予算の考え方で大型補正予算と平成25年度の予算を合わせて、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実施するとして創設されたアベノミクスの2本目の矢ということで、機動的な財政対策であり、さきの国の24年度補正予算において1兆3,980億円がこの経費として対象に予算計上されたことから始まります。

平成20年から23年の4年間にわたり、経済対策に相当する予算規模であったということで、今回の交付金は、当市の新年度予算の編成時の終盤においてこの緊急経済対策の概要が判明し、国の平成24年度予算、または平成25年度予算において対象とされる国の対象事業に実施計画書を提出することで、またその事業に地方の負担、建設地方債の発行が対象となるということが基準としていることや、充当先事業に対してですが、国の補助金がないという事業や、その財源については地方単独事業で充てるというような、言ってみれば複雑な構造であり、国からの情報も対象事業の詳細や具体例についても先送りとなったため、前例に従って予算編成をせざる得ないという状況がございました。

その結果、当市では緊急経済対策として該当するであろうというような事業を平成24年度、25年度両方あわせまして10億1,200万円、先ほど庄田議員が言われました9億7,200万円に24年度の方も合わせて10億1,200万円となっております。

この際、この元気交付金の見込みということで、3億円くらいになるのではないかとということで、確定ではないですが、対象はこのくらいになるというふうに説明をさせていただきました。ただし、見込まれるものとして財源に充てて予算編成は行っておりません。このあたり、議員の皆様方に誤解や勘違いを起こしてしまったということは、本当に申しわけなく思っております。

前置きが長くなってしまいましたが、国から示された限度額は1次分で28万1,000円しかございませんでした。今後、第2次分の交付があるのですが、ある程度見込めると踏んでおりまして、1億を超える見込みになると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 資料の配付をお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

議長（星川睦枝君） 休憩いたします。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時00分

議長（星川睦枝君） 再開いたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） ただいま資料を配付させていただきました。

先ほどお伺いしたのは金額のみと言われましたが、交付金金額までも答弁をされました。先ほどの答弁の中でも、28万1,000円、このプリントの上から17番目、瑞穂市についてその金額が掲載されております。これは岐阜県より資料を集めさせていただきましたので、正確な数であります。また、他市町の状況もこれで理解できます。そのことによって、瑞穂市がいかに少ないのかも確認していただけるものだというふうに思っております。

しかし、緊急経済対策には計画な事業を前倒しであったのではないかと、今後どのようにこの状況をしていくのか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えをいたします。

緊急経済対策は、当市の新年度予算編成時の終盤において発表されましたということで、先ほども御説明しましたが、庄田議員の御指摘の交付金ありきの予算編成ではないかということですが、あくまでも平成25年度予算承認された事業、施策の中からこの緊急経済対策に該当できるだろうというものをこちらのほうに分けております。

ですから、平成25年度の予算規模もそんなに大きく膨らんでおりませんし、また緊急経済対策に該当する事業の一部には、該当できないと思われる事業も確かにございました。また、一部には市民ニーズにマッチしているものを前倒ししているものもございますが、交付金がつくからということで必要のない事業を実施することではございませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 交付金ありきの予算計上は一切しておりませんなどと言われましたが、しかし議会に対しても、予算概要の2ページを見てみますと、平成25年予算概要2ページには、公共施設整備基金から9億6,650万1,000円の繰入金によって辛くも所要の財源を確保いたしましたとあり、先ほどの答弁の平成25年度の予算規模は膨らんでいないと言われましたが、これは基金からの繰入金があったからではないのかとか、交付金がつくから必要でない事業を実施したものではないとの答弁であったと思いますが、であったなら緊急経済対策事業として基金から繰り入れずに計画的に行うべきであったのではないかと。

一部の事業には該当できないと思われる事業ではあったがではなくて、ほとんどの事業が該当されていないこの状況の数については、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えいたします。

今回の緊急経済対策の概要の中に、先ほどもちょっと御説明をしましたが、地方単独事業で国とか県の補助金が見つからない建設国債、建設地方債を発行するような事業を対象としているということと、もしくは基金からの取り崩しによる財源によるものが充当になるということから、その分を辛くも基金のほうで充てておるといような説明をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 議会議員の説明では、交付金事業として説明され承認されたのではないかと。それは私だけがそのように感じたのか、10億円の事業であるが3億円ほど交付されるよの事業で、今やるべきではないかと私は感じ取れましたが、そのように感じ取れた説明についてはどのようにお感じか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） お答えをさせていただきます。

確かに、庄田議員おっしゃられますように、新年度予算のときにこの説明資料を配付させていただいておりますが、その中で緊急経済対策事業ということで総額10億1,200万円を計上してございます。これが内容はアベノミクスの趣旨、その当時公表された趣旨に沿って老朽化対策、それから事前防災減災対策、官庁等防災対策とか学校耐震化等防災対策、災害等体制強化というような形で積算したのが10億1,200万円でございます。

これについて、この際も説明をさせていただいておりますが、これを加えても25年度当初予算というのは153億5,000万ということでございますので、これを膨らませてやったのではなく、国庫補助がつく可能性がある。あるものをまとめましたというお話をさせていただいた記憶がございます。

ですから、これが全て対象になるかどうかは見えない部分があったわけでございますけれども、一応メニューとしては、国が示されたアベノミクスのメニューとしてこういう分類をしてかき集めたと。ですから、多少中には前倒しをしまして盛り込んだものがございますが、かといって当てもない確実の担保性のないものについてもやるわけにはいきませんから、ある程度この規模というのは前年度並みの予算規模に抑えた中で、目に見える形でまとめたんですね。

その財源を何にしたかということ、あえて公共施設整備基金というところから崩して財源を充てまして、そして補助金がついたら、それはその後補正予算で財源の巻きかえを行いますという話をさせていただいたわけですね。

ただ、そういったもくろみがあったわけでございますが、ただ3億という数字については、前政権下、民主党のころは3兆円とか何かあった中では3億ぐらいいいただいたという経緯があ

りますので、それと同じような数字が来るのではないかという皮算用はしておったんですけれども、実際、この4月2日に国のほうから文書が来ました。

そういった内容を見ても、先ほど企画部長も申しましたように、国の建設公債を受けているもの、もしくは単独事業であってもその地方負担が建設地方債の発行対象が条件であるということになりまして、うちのほうは起債を考えてなかったんですね。あくまで今の話、いわゆる公共施設整備基金のほうから繰り入れて、起債は制限をしていたということがございますので、財政の仕組みの中では、要は起債をうちは余り借りないと。合併特例債とか有利なものだけしか借りないという考えでありました関係上、この事業のメニューでは引っ張り出せなかったということがございます。

ただ、先ほど申しましたように、1次分はだめだったですけども、2次分のほうでまだ可能性は残っておりますので、その2次分のほうで申請をしておるところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 交付金が確定し、基金に組みかえる、またさらに3億についての経緯が皮算用であったということなどで、起債金額なども考えていなかったというこれは見込み違いということになりますが、その公共施設整備基金取り崩しと交付金見込み違いによって、この交付金が28万1,000円ということは今後大きな負担となるが、その対応についてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員さんの御指摘のとおり、平成24年度末現在の公共施設整備基金の残高は33億4,387万円であり、平成25年度当初予算においてこの基金から9億6,650万円を取り崩すという計上をしております。御指摘のとおり、財政上懸念されます。

今後見込まれます臨時交付金1億数千万円や、この9月に補正予算で提案しました積立金4億9,000万円、それぞれ予算どおり執行した場合には、今年度末公共施設整備基金の残高は31億から32億ぐらいを想定しております。今後とも可能な限り、この公共施設整備基金のほうの回復を図っていきたいと思っております。

また、庄田議員の御指摘の緊急経済対策、地域の元気臨時交付金ですが、なかなか複雑な構造であり、前回の事例をうのみにしたり、情報の先取りの必要性、堀市長が日ごろから言われております、待っていてもだめであり、みずから積極的に県のほうに出向き働いてこなかったということが課題となっております。部署内での情報の共有や、財政担当ばかりに情報が集まるわけでもございませんので、そのあたり多くな課題がわかりました。そのあたり内部的な改善と、財政運営に関して、収支のバランスの均衡を図った財政運営を心がけていきますので、

御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 今後も可能な限り基金の回復を図ると答弁されましたが、この見込み違いについては、倍返ししていただけるぐらいのつもりで回復していただきたい。部署内の情報共有など多くの課題があったと答弁されたが、井上代表監査委員の報告の中に、本年度審査の過程においても、一部検討、改善を要すると思われる指摘をいたしました。細部の事項については、その都度関係職員に口頭で要請したところであります。

また、決算審査、財政健全化審査等に付された算定の基礎になる事項を記載した書類は、最終的にはいずれも適正に制作されているものと認めていると井上代表監査委員も言っていますが、そこでもう一つ。ただし、本審査に当たり提出された監査資料等については、訂正による差しかえが本年度も多く、内部統制の向上を強く望みますと報告であった。

この9月議会においても、決算事項報告書が差しかえになったことにおいても内部統制の向上を望みますが、堀市長にお伺いをいたしますが、緊急経済対策の億という見込み違いと、基金残高の回復についてはどのようにお考えなんでしょうか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 財政の細部にわたりますことにつきましては、今、企画部長、また副市長から御説明を申し上げたところでございます。見込み違いがあったことは事実でございます。

ここの今出していただきました資料、北方町が4億8,191万8,000円ですか。これは御案内のように、昔でいいますヤナゲン道路と、これはやりたいと計画をしておったんですね。ですから、ここは建設国債でいろいろ区画整理でやっておりますが、そういったものにはずばっとついた。ですから、あの事業は大体90%補助金でできると、そういうこともあるわけでございます。

私どもは、そういう公債をできるだけ使わないというようなあれでやっておったがために、こういう形になっております。いろいろ財政の専門家のあれですね。いろいろ申し上げましたのは、私のほうからは申し控えますが、こういったことのないように今後しっかり取り組んでいきたい、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 瑞穂市にも、ずばっと多くの元気交付金が支給されると本当はよかったのではないかなというふうに私も考えます。また、今後のことについてもしっかりと御検討をお願い申し上げます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

福祉部福祉生活課について、平成25年度より福祉事務所において生活保護相談員を設置しましたが、日常活動について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 生活保護相談員のことについてお尋ねをいただきました。

まず先に、当市の生活保護制度の現状について申し上げておきますが、この8月1日より、生活保護基準の改定がございました。受給世帯数に大きな変動はございませんが、8月末においての保護世帯は139世帯、保護人員が182人となっております。

一方、市の体制でございますが、福祉事務所内の福祉生活課では、いずれも他業務との兼務ではございますが、査察指導員の総括課長補佐が1名、ケースワーカーとして課長補佐2名、主査1名、そして主事1名、4名のケースワーカーで対応しております。そのほかに就労支援員、中国語の通訳、そして御質問の生活保護相談員という体制で業務を行っているところでございます。

生活保護相談員の活動状況についてでございますが、日ごろは生活保護についての相談者が来庁された場合、ケースワーカーである職員と一緒に話を聞き、相談記録を作成し、相談は基本的に2人でお聞きをいたします。次に、相談者等が実際に申請をする場合、職員と一緒にまた話を聞き、前回つけた記録と当初の相談とずれがないか、聞き漏らしていることがないかなど同席して確認をしていただいております。また、ケース会議に出席し、ケースワーカーの報告を補填いたしております。また、決定面談には同席をしていただいております。決定後につきましては、ケースワーカーに同伴して家庭訪問を行い、訪問を基本的に2人体制で行っております。

また、受給者が刑事事件等で逮捕された場合では、警察との連携、連絡調整を行っていただいております。またこのほかに、高齢者等の虐待やDVの相談があった場合、担当及び関係部署と協議調整し、特に警察署との連携を図っていただいております。

また、窓口で恫喝まがいに声を荒げたりする方をなだめたりするなど、さまざまな方面で活躍をいただいております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 恫喝まがいの声があるということではありますが、その生活保護相談員については、市民の声はどうなっているのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 御承知のとおり、生活保護制度につきましては最低保障の生活の維持、最後のセーフティネットということございまして、国民、市民の注目する制度ござい

ます。

そんな中で、相談や申請については相談者本人が話したくないような生活歴や経済状況、事細かく聞かねばなりません。したがって、最初は冷たく、そして厳しく感じると思われるかもわかりませんが、その後支援を続けていくうちに相談者も心を開き、厳しい助言も自分のためだというふうに、全員ではございませんが、受け入れてもらえていると考えております。

また、今回採用の相談員の話ではございませんが、ケースワーカーが今まで携わってきた中で苦情ばかりではなく、独居で亡くなった受給者の生後間もなく生き別れになった娘さんや、罪を犯して拘置所に入った受給者などから、職員への真摯な対応に対するお礼の手紙をいただくことがあったことを紹介させていただきます。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 最初は冷たく、その後はその厳しい条件も苦情ばかりではなくということで、職員についてのお礼の言葉が、手紙があったということでありますが、生活保護相談員について、なかなか厳しい状況はあるのではないかと推察します。

しかし、この生活保護相談員も1年契約であったのではないかなというふうに思っておりますが、その相談員については今後どのように進めるのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 今後につきましては、この相談員の設置、今年度からでございます、この5カ月間を見るだけでも一定の効果はあったというふうに考えておるところでございます。

人事異動など、正規職員とは身分上の立場を別にいたしまして、相談事務等だけで経験を積んだ職員がいるということは大変心強い存在というふうに考えております。

したがって、例規上の任期は1年ということでございますが、引き続き再任し、これからも経験を積んでいただき、そのノウハウを市職員に指導していただきながら、ある程度の期間を続けていただきたいと思いますと考えております。

また、制度といたしましても継続させていくという考えでおります。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 一定の効果があった、引き続きある程度の継続をしていただきたいと思います、私もそのように願っております。それぞれの生活困窮者のため、いろんな相談がそれぞれあると思いますが、また職員もその対応について引き続き理解をしていただき、よりよい瑞穂市の窓口対応としていただきたいと思いますと思っております。

また平成27年度より、障害者自立支援法、（仮称）生活困窮者自立支援法、生活保護制度の

見直しなど制度改正が行われるが、今後の生活保護体制制度の対応について、どのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 御指摘のとおり、ここ一、二年で福祉の制度、大きな変革を迎える時期となっております。

中でも生活保護の制度につきましては、国民の社会生活に敏感に影響する重要な要因でございます。ちまたでは、アベノミクスによる景気の上向きというものが言われておりますが、それが全国隅々にまで行き渡るには、まだまだ時間が必要と考えておりますし、生活の厳しい状況はしばらく続くのではないのでしょうか。さらに、来年4月の実施が現実味を帯びてまいります消費税の増税も気になるところでございます。

こうした中で、生活保護制度の運用に当たりましては、公正公平な支給事務を行うほか、引き続き相談支援と就労支援に力を入れていきたいと考えております。このうち相談支援につきましては、この秋の臨時国会に提出が予定されております（仮称）生活困窮者自立支援法によりますと、福祉事務所は生活保護に至る一歩手前の方々への相談支援事業を実施しなければならないことになっております。

具体的には、平成27年度から、相談者に対し自立に向けての個別計画を立て、生活支援を行っていくということになるようでございます。したがって、法案成立の暁には相談支援事業所の立ち上げなど、速やかに準備作業に入りたいと考えております。

また、就労支援につきましては、最近の生活保護制度の根幹ともいうべき方向性でございます。今年度も昨年度に続き、6月より派遣制度によって就労支援員を設置しております。今年度は、今までの間11名に対して、ハローワークとともに就労相談等を実施していただき、このうち3名が就職をしていただいております。

この就労支援員とハローワークとの連携を重視して、受給者の生活基盤の安定を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 今後の福祉部の体制については、先ほど若園議員の答弁にありましたが、奥田副市長の答弁も市長の指示によるものとありますが、権限移譲、業務の複雑化が予想される中の対応について、簡単に説明をお願いします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 御指摘のように、福祉生活課、人力的にも大きく、総務部や環境水道部などの部より大きな課でございますし、予算も歳出予算の4分の1を抱えております。

また今年度、権限移譲事務として教育委員会とともに社会福祉法人の設立届や定款変更の受

け付け、法人監査の実施などの業務を新規事業として行っておるところでございます。

また、高齢者の介護予防事業につきましても、いつとき健康推進課の所管でございましたが、今年度より再び福祉生活課で行っております。さらに、障害者総合支援法によりまして、難病患者への生活支援も新規事業となっております。これら増大する事務事業量の需要に対して、なかなか抜本的な手段をとれずに至っているというのが現状でございます。

しかしながら、最近の国の施策動向、市民の福祉ニーズの高まりを考えますと、今の組織体制を続けることは、やがて他市からおくれをとり、時代から取り残されるような状況にもならないかと心配するところでございます。

庄田議員御心配されるとおり、来年、再来年と高齢者部門での介護保険の見直しや介護予防・日常生活総合支援事業の強化など、いろいろな事業が変更されるところでございます。これからの業務に対する体制といたしまして、今の組織体制でできるのか、遺漏なく新規事業の準備ができるのか、さらなる福祉の専門性と5万人都市の機動性の機動力のよさを発揮するためにどんな組織体制がよいのか、企画部にも提案して協議、検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 今後の機動力のよさを発揮するため、どんな組織体制がよいのかなどと答弁されましたが、企画部にも提案、協議、検討していただきたいと思っております。

福祉部の児童にかかわる部分に、さらに先ほど答弁にもありましたが、教育委員会の幼児支援課とも協議をお願いいたしまして、検討をお願いします。

また、今回の質問テーマであります内部統制の向上を図っていただき、このことについてもしっかりと協議をしていただき、瑞穂市のよりよいまちづくりとなりますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、4番 庄田昭人君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の方におかれましては、長時間ありがとうございました。

散会 午後5時28分